平成２１年　第3回

南会津町議会定例会
会議録

南 会 津 町 議 会

平成２１年第３回南会津町議会定例会　第１日

議　事　日　程　（第１号）

平成２１年９月１１日（金曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸報告

日程第　４　議案第８０号から議案第９８号まで一括上程

（提案理由の説明）

日程第　５　請願・陳情の委員会付託

平成２１年請願第３号　２０１０年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める請願

平成２１年請願第４号　子ども医療費無料化年齢の引上げを求める請願書

平成２１年請願第５号　「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願

平成２１年請願第６号　「所得税法第５６条の廃止」を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（２１名）

１番	湯　田　　哲	議員	２番	渡　部　俊　夫	議員
３番	高　野　精　一	議員	４番	馬　場　信　作	議員
５番	山　内　　政	議員	６番	渡　部　　優	議員
７番	星　　光　久	議員	８番	楠　　正　次	議員
９番	大　宅　宗　吉	議員	１０番	渡　部　忠　雄	議員
１１番	湯　田　秀　春	議員	１３番	星　　和　男	議員

１４番	平野昌盛	議員	１５番	阿久津梅夫	議員
１６番	渡部東	議員	１７番	芳賀沼順一	議員
１８番	菅家幸弘	議員	１９番	大竹幸一	議員
２０番	児山寿明	議員	２１番	五十嵐司	議員
２２番	渡部康吉	議員			

欠席議員（１名）

１２番	星登志一	議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
宍戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	杉原一成	環境水道課長
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森秀一	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長　おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は12番、星登志一君であります。

ただいまから平成21年第３回南会津町議会定例会を開会いたします。

暑くなるようでございますので、上衣の脱衣を許可します。

◇

◎開議の宣告

○渡部康吉議長　これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長　本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、２番、渡部俊夫君、21番、五十嵐司君を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○渡部康吉議長　次に、日程第２、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から９月17日までの７日間とし、明12日から14日までの３日間を休会とし、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月17日までの７日間とし、明12日から14日までの３日間を休会とすることに決しました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎諸報告

○渡部康吉議長　次に、日程第３、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成21年第２回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び産業建設委員会並びに文教厚生委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る８月24日に開催されました平成21年第２回西部環境衛生組合議会定例会、翌８月25日に開催されました平成21年第２回田島下郷町衛生組合議会定例会及び同日に開催されました平成21年第２回南会津地方市町村圏組合議会定例会に関係議員が出席し、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり認定及び可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

次に、平成21年８月までの例月出納検査の結果について監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

次に、本町関係法人に係る平成20年度の経営状況を説明する資料について、次の法人の資料が町長より提出されております。南会津地方土地開発公社、会津高原夢開発株式会社、財団法人田島振興公社、社団法人舘岩農業公社、会津高原たていわ農産有限会社、医療法人社団仁嘉会、株式会社ＩＮＡ、株式会社さゆりの里、株式会社南会津観光公社、以上９法人に係る説明資料は事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成21年第２回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第８０号から議案第９８号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長　次に、日程第４、議案第80号から議案第98号までを一括上程いたします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長　平成21年第３回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

これより、今期定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げたいと思います。

初めに、議案第80号　南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済情勢の中で、経済的な理由により就学困難と認められる学年に対しまして支援を強化するものでありまして、具体的には、改正前の規定では国または他の団体から同種類の奨学金の貸与または給付を受けていないことを貸与の条件としておりましたが、この規定を撤廃して、合わせて貸与することを可能とするほか、町内に在住し、町内の高等学校に在学する場合、奨学金の額をこれまで月額１万7,000円としておりましたが、申請に応じて月額３万円を選択できる規定に改正するものであります。

次に、議案第81号　南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町外からの町内スキー場への誘客を図るため、町外者向けの４スキー場共通のシーズン券の規定を設けるものでありまして、大人６万円、子供３万円とする新たな規定を設けるものであります。

次に、議案第82号　工事請負契約についてご説明申し上げます。

本案は、田島地域の統合保育所建設事業建築主体工事でありまして、申請のありました５つの特定建設工事共同企業体による指名競争入札の結果、福島県南会津郡南会津町田島字本町甲

3886番地、大桃・東邦・丸惣特定建設工事共同企業体代表者、株式会社大桃建設工業代表取締役社長、大桃一浩と３億5,532万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成22年12月10日を予定しております。

次に、報告第７号　平成20年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明申し上げます。

本件につきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付するための説明書として、平成20年度決算概要及び事務報告をご配付申し上げておりますので、決算とあわせてごらんくださいますようお願いを申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

なお、次の議案第83号から第91号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

議案第83号　平成20年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成20年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策等を十分に見きわめながら、課題を前提とした予算編成を基本に継続的な生活関連資本の整備に加え、１つとして医療費の削減、２つ目が子育て支援、３つ目は就労の場の確保と所得向上、４つ目が頑張る人や地域の応援、５つ目、総合支援センターの発足とやまなみ泊覧会の開催、そして人材育成とアウトソーシングの推進の７つの重点施策を掲げ、厳しい財政状況を十分認識し、限られた財源の重点的かつ優先的な配分に努めることを基本に予算編成に取り組んだところであります。

その後、地域活性化・生活対策臨時交付金等、国の補正予算に対応した予算等を補正した結果、平成20年度一般会計の最終予算規模は、７回の補正と前年度繰越明許費を加えまして136億2,891万1,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で129億4,644万7,000円、歳出総額は126億2,122万4,000円で、歳入歳出とも対前年度比それぞれ0.5％、1.2％の減となりました。歳入から歳出を引いた形式収支額は３億2,522万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源5,491万3,000円を除いた実質収支額は２億7,031万円となりました。

また、前年度実質収支額との差額である単年度収支は4,317万2,000円の黒字で、これに財政調整基金の積み立て及び町債の繰上償還額を加えた実質単年度収支も３億3,048万4,000円の黒字となり収支状況が大幅に改善されました。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率が92.1％と依然高い水準にあり

ますが、経常経費の削減等により対前年度比2.4ポイント改善されました。

公債費関係の指標では、３カ年平均の実質公債費比率で前年度より1.1ポイント低下し、17.6％と合併後初めて18％を下回ったことにより、平成21年度からは地方債の発行は、これまでは県知事の許可が必要でしたが、協議制に移行することになりました。他の公債費関係指標も改善されてきており、おおむね財政健全化計画に即した財政運営が図られたものと判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公表が義務化された健全化判断比率の報告は、決算概要の最終ページのとおりでありますが、５つの指標とも基準以下であり、財政規律が守られておりますが、他団体との比較の中では改善すべき財政指標も見られますので、引き続き、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、地方交付税が5.6％と高い伸びとなったことから、第１款町税から第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源ベースでは、3.3％の増となったものの、景気低迷により個人及び法人所得が減となり、町税が対前年度比2.7％のマイナスになったほか、地方譲与税を初め、大部分の各種交付金においても減収となりました。

また、第９款地方特例交付金の大きな伸びは、地方税等減収補てん臨時交付金等の新設によるものであります。

一方、特定財源関連歳入項目では、分担金及び負担金が土地改良事業受益者分担金や集会施設建設に伴う地区分担金等により大きく増収となり、国庫支出金及び県支出金が対前年度比ほぼ同額となったほかは、いずれの歳入項目も減収となりました。

主な特定財源項目で減収率の高い歳入項目を概略説明しますと、第17款寄付金は、伊南振興公社の解散に伴う寄付金が、平成19年度決算に計上されている特殊要因によるものでありまして、第18款繰入金は、財政調整基金繰入金２億1,000万円の減等によるものであります。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、定額給付金、地域づくり振興基金積立金の増による総務費、後期高齢者医療広域連合負担金が初めて決算された民生費、緊急雇用対策費による労働費が大きく増となる一方、観光施設用地購入費の減に伴う商工費、土地区画整理事業及び地方道路整備臨時交付金等事業費の減による土木費、舘岩統合小学校建設事業費の減による教育費が大幅な減となりました。

また、性質別では、原油高騰対策費により扶助費が増となりましたが、人件費の減により義務的経費全体では微減となり、投資的経費も土地区画整理事業、地方道路整備臨時交付金事業、舘岩統合小学校建設事業費の減等により、対前年度比18.5％の減となりました。

その他の経費では、定額給付金、後期高齢医療広域連合負担金による補助費等、地域づくり振興基金積立金による積立金が大きな伸びとなりました。

総体的には、財政指標の改善は見られるものの、本町の財政を取り巻く環境は依然として厳しく、地方交付税に依存する財政構造となっていることから、引き続き、財政健全化計画の進行管理を図りながら、合併特例期間中に中長期的視点に立って財政基盤を強化していかなければならないと考えております。

次に、議案第84号　平成20年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額24億1,768万7,000円となり、対前年度比3.9％の増、歳出総額22億9,646万4,000円で、対前年度比4.5％の増となりまして、歳入歳出差引額１億2,122万3,000円を翌年度へ繰り越すことになりました。

当該年度の療養給付費は、制度改正により一般被保険者分が対前年度比34.0％、３億4,691万4,000円の増、退職被保険者等分が24.9％、３億1,578万6,000円の減と大きな増減となりましたが、保険給付費総額においては、対前年度比2.0％、2,906万1,000円の増となりました。

また、保険税収入は、対前年度比で9.0％、4,711万2,000円の減となりました。

次に、議案第85号　平成20年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計は、平成20年４月に後期高齢者医療制度が創設されたことから、平成20年３月以前の診療分に係る精算整理のための予算であることから、決算数値も歳入総額２億2,450万9,000円、歳出総額２億2,312万7,000円と大きな減となり、歳入歳出差引額138万2,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第86号　平成20年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額14億7,421万3,000円、歳出総額14億6,838万2,000円で、歳入歳出差引額583万1,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。介護認定者と介護サービス利用者が増えておりますが、施設介護サービス給付費が減となったことから、総体的な保険給付費は対前年度比0.1％の微増にとどまり、歳出決算額も1.1％増と前年度並みの決算額となりました。

なお、第１号被保険者の保険料の収納状況は、対前年度比で大きな変動はありませんでした。

次に、議案第87号　平成20年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてご説明申し上げます。

本会計の初めての決算は、歳入総額２億53万9,000円、歳出総額１億9,553万2,000円で、歳入歳出差引額500万7,000円を翌年度へ繰り越すことになりました。歳入の後期高齢者医療保険料は、何度中途で制度の大幅な見直しがありましたが、最終的な決算額は１億1,395万5,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は１億7,453万4,000円となりました。本会計は、法定の負担金割合が定められておりますので、過不足額は次年度以降の会計で精算されることになります。

次に、議案第88号　平成20年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額２億609万5,000円、歳出総額２億498万円で、歳入歳出差引額111万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。本会計は田島地域で針生及び田部地区、舘岩地域、伊南地域での農業集落排水施設及び南郷地域の林業集落排水施設並びに舘岩地域の簡易排水施設、合わせて９施設の維持管理運営費でありまして、平成19年度に引き続き高利の起債を2,900万円借りかえし、将来的な金利負担の軽減を図ったところであります。

次に、議案第89号　平成20年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額４億4,751万8,000円、歳出総額４億4,587万6,000円で、164万2,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が、田島地域が約119ヘクタール、南郷地域が約96ヘクタールで、全体で約215ヘクタールとなりました。また、全体の整備済み人口に対する接続率は年度末で68.6％となり、接続世帯数は1,658世帯となりました。

次に、議案第90号　平成20年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成20年度においては、主に栗生沢簡易水道整備事業、南郷簡易水道水源調査事業等を実施したほか、各簡易水道の維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額６億8,560万2,000円、歳出総額６億8,236万3,000円となり、歳入歳出差引額323万9,000円を翌年度へ繰り越すことになりました。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金で実施します、舘岩地域及び南郷地域の施設整備事業費の１億3,580万円は全額繰越明許費として繰り越しをいたしました。

次に、議案第91号　平成20年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成20年度においては、主に公共下水道事業や土地区画整理事業、国道や町道改良事業にあわせて、給排水管布設替工事などを実施いたしました。

当年度の消費税抜きの損益勘定については、収益的収入１億6,378万8,000円に対し、収益的支出は１億6,951万7,000円となり、差し引き572万9,000円の純損失の計上と大変厳しい決算状況となりました。また、資本的収支は、収入で１億607万4,000円、支出が１億6,316万円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,708万6,000円につきましては、損益勘定留保資金、過年度分消費税、資本的収支調整額により補てんをし決算をいたしました。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金で実施します第１水源地ポンプ交換工事の１億39万5,000円は、地方公営企業法の規定により翌年度に繰り越ししました。

次に、議案第92号　平成20年度南会津町水道事業会計欠損金処理についてご説明申し上げます。

平成20年度水道事業会計決算については、先ほど説明申し上げましたとおり、572万9,000円の純損失が発生しました。水道事業会計は将来の償還利子の軽減を図るため、8,600万円の借換債を発行するほか、経常経費の削減に努めているところでありますが、平成20年度決算の純損失が発生した主な原因は、年間の水道使用料が減少となったことによるものであります。公営企業の健全な運営を図る上で、今後町債の繰上償還等にも悪影響を及ぼしかねないことから、地方公営企業法施行令の規定に基づき、建設改良積立金を充当し、欠損金を処理することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第93号　平成21年度南会津町一般会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ２億4,879万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ130億4,680万5,000円とするものであります。

主な補正の要因といたしましては、普通交付税や繰越金等の決定のほか、今年度各種事務事業費の変更や子育て応援特別手当交付金等の年度後半新たに必要となる見込みの経費の補正などであります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第９款地方特例交付金は、交付決定額により215万7,000円の減額となりました。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により１億341万6,000円の追加補正であります。

本年度の普通交付税の決定額は63億1,341万6,000円で、対前年度比1.3％、7,859万1,000円の増となりました。また、普通交付税に臨時財政対策債を加えた額の前年度との比較では4.6％、３億742万5,000円の増となりました。

第14款国庫支出金は、子育て応援特別手当交付金の計上のほか、今年度事業費の交付決定等による補正で、908万2,000円の追加であります。

第15款県支出金は、障害者福祉費に係る過年度精算負担金、緊急雇用創出基金事業費補助金等の追加により791万9,000円の追加補正となりました。

第16款財産収入は、舘岩地域の電力送電線に係る地域圏設定の補償料として817万6,000円の計上であります。

第18款繰入金は、過年度精算金を特別会計から繰り入れするほか、地域活性化発展支援事業、集落維持発展支援事業に充当するため、ふるさとづくり基金、ふるさと水と土保全基金の両基金から繰り入れするものでありまして、合わせて785万2,000円の追加であります。

第19款繰越金は、平成20年度決算に基づく２億4,030万9,000円の追加であります。

第20款諸収入は、426万6,000円の減額で、長寿社会づくり事業交付金、地域新エネルギービジョン策定補助金の減額が主な内容であります。

第21款町債は、借換債の廃止のほか、事業費の変更による組み替え等の補正で、１億2,153万4,000円の減額であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第２款総務費は、財政調整基金への決算剰余積み立て、地域新エネルギー推進事業、地域活性化発展支援事業補助金、日韓交流事業等の補正で、１億4,364万6,000円の追加であります。

第３款民生費は6,762万8,000円の追加で、国民健康保険財政の基盤を強化するための繰出金、子育て応援特別手当交付事業等の計上であります。

第４款衛生費は、インフルエンザ予防接種助成制度を若年層に拡大させるための費用等の補正で、374万3,000円の追加計上であります。

第５款労働費は、緊急雇用対策費335万9,000円の追加補正であります。

第６款農林水産業費は2,075万5,000円の追加で、土地開発基金からの保有地の買い戻し費、森林整備関係事業費、集落維持発展支援事業補助金を追加するほか、豪雨により被災した南郷地域の農林業施設の復旧を図るため、所要の予算を措置するものであります。

第７款商工費は、職員の超過勤務手当、田代山登山道の測量委託費、観光施設整備費の計上でありまして、569万4,000円を追加補正するものであります。

第８款土木費は、道路新設改良費の事業費確定見込みによる減額のほか、まちづくり交付金事業、土地区画整理事業、人件費を組み替えする一方、町有施設定期報告調査業務委託料を計上し、合わせて513万4,000円の追加であります。

第９款消防費は238万2,000円の減額で、南会津地方広域市町村圏組合負担金の減額や、消防施設費の追加等であります。

第10款教育費は、外国青年招致事業負担金や体育施設への自動体外式除細動器設置経費等が主な補正で、501万7,000円の追加であります。

第14款予備費は、歳入との関連で379万7,000円を減額するものであります。

なお、田島地域統合保育所建設事業の継続費の補正は、第２表継続費補正のとおりであり、福島県総合情報通信ネットワーク更新事業の平成24年度までの負担金は、第３表債務負担行為のとおり設定するものであります。

また、町債の廃止及び変更は、第４表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算の説明を申し上げました。

次に、議案第94号　平成21年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,946万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,749万2,000円とするものであります。

その内容は、歳入では共同事業交付金等の本年度交付見込み額の補正のほか、過年度分精算金、前年度決算により繰越金をそれぞれ追加計上し、国民健康保険財政の基盤を強化するため、一般会計より繰り入れするものであります。

一方、歳出では共同事業拠出金、事務経費等の追加のほか、国民健康保険基金に5,000万円を積み立てるものであります。

次に、議案第95号　平成21年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ143万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ423万8,000円とするものでありまして、歳入歳出ともに平成20年度決算に伴う過年度精算の補正であります。

次に、議案第96号　平成21年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,043万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ

15億5,593万1,000円とするものであります。

　その内容は、介護認定審査会負担金を除き、老人保健特別会計補正予算と同様、歳入歳出ともに平成20年度決算に伴う過年度精算の補正であります。

　次に、議案第97号　平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

　本補正予算は、歳入歳出それぞれ110万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２億2,230万5,000円とするものでありまして、歳入では繰越金を、歳出では過年度使用料還付金及び予備費をそれぞれ補正するものであります。

　次に、議案第98号　平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

　本補正予算は、歳入歳出それぞれ299万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ８億3,999万5,000円とするものでありまして、その主な内容は、歳入では繰越金等の補正、歳出では過年度使用料還付金の追加のほか、栗生沢簡易水道整備事業の組み替え等であります。

　以上、本定例会に提案をいたしました議案19件、報告１件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長　以上で提案理由の説明は終わりました。

　それでは、ここで議案第83号から議案第91号までの、平成20年度南会津町一般会計及び特別会計並びに事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

　木下光廣代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員　監査委員の木下光廣でございます。

　平成20年度南会津町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成20年度南会津町水道事業決算、平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

　まず、決算審査は平成21年７月27日から８月５日までの実質８日にわたり、渡部勝善監査委員、平野昌盛監査委員とともに実施いたしました。

　審査の方法は、町長から提出された平成20年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成20年度水道事業決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて関係

職員から説明を聴取し、決算の成否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められたので、ここにご報告させていただきます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額129億4,644万6,685円、歳出決算額126億2,122万4,355円、歳入歳出差引額は３億2,522万2,330円となり、翌年度へ繰り越すべき財源5,491万3,000円を差し引いた南会津町の実質収支は２億7,030万9,330円となっております。

特別会計の決算状況は、歳入決算額56億5,616万4,598円、歳出決算額55億1,672万4,256円で、実質収支は１億3,944万342円となっております。

前年度と比較しますと、経常収支率は92.1％、前年度94.5％で2.4ポイントの減少をしております。また、実質公債費比率は17.6％、前年度18.7％となり、1.1ポイント減少しました。その結果、実質公債費比率が18％を下回ったため、起債許可団体は解消されました。

次に、町税等の未納額についてでありますが、自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税などの未納額は１億2,583万4,000円となり、前年度と比較しますと1,195万5,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は１億2,220万7,000円となり、前年度と比較しますと1,842万8,000円の増加となっております。

一方、使用料等の未納額は、水道事業会計を含めますと8,851万5,000円となり、前年度と比較しますと213万5,000円の増加となっております。

一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額の合計では３億4,552万2,000円となり、前年度と比較しますと3,554万2,000円の増加となっております。

町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率向上に精鋭努力する必要があります。

特に、支払い能力があるにもかかわらず義務を果たさない悪質滞納者に対しては、公平・公正を期すため断固とした態度で臨むべきであり、行政の信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

また、町民税等、使用料等未納額対策として、副町長を委員長とする町滞納整理対策委員会が組織され、平成20年12月には南会津町税、使用料等滞納者対策方針が示され、活動を開始しているところでありますが、実効のある体制に早急に整える必要があります。

次に、公債費についてでありますが、一般会計の平成19年度末地方債現在高は169億6,884万8,000円でありましたが、利息の負担軽減を図るため、町債繰上償還は１億3,295万円を行うことにより、平成20年度末では163億8,187万5,000円と５億8,697万3,000円減少しました。

なお、繰上償還により将来負担額は1,581万6,000円の削減が図られました。

特別会計の平成19年度末地方債現在高は70億9,565万2,000円でありましたが、平成20年度末では68億1,687万4,000円と２億7,877万8,000円減少しました。また、利息の負担軽減を図るため、高金利の地方債の借りかえを行い、将来負担額6,623万8,000円の利息軽減が図られました。

実質公債費比率は、３カ年の平均値で算出しますが、単年度の実質公債費比率を見ると、平成18年度19.7％、平成19年度17.7％、平成20年度は15.6％となっております。平成20年度は、前年度と比較すると2.08ポイント減少し、改善の跡が見られる結果となっております。

さらに、コスト削減のためには民間の手法を取り入れ、すべての起案書作成時に、目的、根拠、実施方法の検討を行い、さらに数値目標を設定して書面に残し、中間で目標対実績の比較を行い、目標達成が危ぶまれる場合は、目標達成のために施策を打ち出し、それを実践することで目標を達成することができます。コスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向かって努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

まず、当年度純損失についてでありますが、平成20年度の基幹損失は572万9,108円となりましたが、さらに経費節減に努力され、純利益を計上することを期待するものであります。

次に、収益的収支でありますが、収入については、予算額１億7,021万2,000円に対し、決算額１億7,075万3,072円で54万1,070円の増となっております。

支出については、予算額１億7,798万1,000円に対し、決算額１億7,548万1,383円で、249万9,617円の減となっております。

次に、資本的支出でありますが、平成20年度において利息の負担軽減を図るため高金利の地方債の借りかえを行い、8,645万6,837円の繰上償還を行い、将来負担額3,392万6,000円の利息軽減が図られました。

次に、使用料等収入未納額の解消についてでありますが、平成20年度未納額は431万1,880円発生し、未納累積額は2,142万9,350円となっておりますが、前年と比較しますと39万9,000円減少しており、努力の成果が認められる内容となっております。使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、滞納解消のために徴収計画書を作成し、滞納解消に努める必要があ

ると考えております。

次に、財政健全化判断比率審査意見書及び公営企業会計資金不足比率審査意見書を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により実施するものです。

この法律は、公共団体の財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るため、行財政上の措置を講ずることにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

審査の概要でありますが、町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資産不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかどうかなどに主眼を置き、双方書類等の照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された次の平成20年度決算に基づく健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率は、一般会計等の平成20年度決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支が著しく悪化する状況にはありません。

連結実質赤字比率は、一般会計等の平成20年度決算収支において、実質赤字額は生じておりません。財政収支が著しく悪化する状況にはありません。

実質公債費比率については、平成20年度の実質公債費比率は17.6％となっており、早期健全化基準の25.0％と比較すると、これを下回っております。

将来負担比率については、平成20年度の将来負担比率は102.0％となっており、早期健全化基準の350.0％と比較すると、これを下回っております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じておらず、経営健全化基準の20.0％と比較すると、これを下回っております。

終わりに、平成19年度の本町の財政状況は財政力指数0.25、県平均は0.50、経常収支比率94.5％、県平均は87.3％、実質公債費比率18.7％、県平均は16.2％と、いずれの指数も県平均を下回っております。

平成20年の指数については、健全財政に向け改善の後が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少、人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなっており、行財政改革

のさらなる推進が必要であると考えます。

限られた財源を、効率・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現には、行政評価の導入が有効であると思料されるので、早急に確立されることを望むものであります。

第１次南会津町振興計画に向けた夢と希望のある南会津町の実現に、各課は役割を認識し、着実に目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘・改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○渡部康吉議長　以上で監査委員の報告を終わります。

◇

◎請願・陳情の委員会付託

○渡部康吉議長　次に、日程第５、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る９月７日までに請願４件を受理しております。常任委員会の付託に先立ちまして、請願書に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成21年請願第３号　2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める請願について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　ただいま議題となりました請願書の紹介議員の渡部俊夫であります。

これより読み上げて、本請願の趣旨弁明をいたしたいと思います。

なお、これは、福島県教職員組合南会津支部支部長、星新栄さんからの請願でございます。

2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める請願。

１、請願の趣旨。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

現在の厳しい社会経済の中で、経済的理由から就学援助を求める児童・生徒は増えています。

県立高校での授業料の減免措置を受ける生徒も年々増え、授業料の滞納者も増加しています。家庭の所得の違いで子どもたちの教育の機会均等や進路に影響が出ないように、公教育の基盤充実は不可欠です。

地方交付税削減の影響と、厳しい地方財政の状況などから、学校施設、就学援助、奨学金の財源等の教育予算の確保が困難な実態にあります。自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。教育条件の自治体間格差を生じさせないよう、国の教育予算の充実を行うことが急務です。

国の「総人件費削減」により、学校現場の教職員数も減っています。しかし、必要な教育活動は減っていません。教育現場の教職員は「子どもと向き合う時間の確保」を強く望んでいます。

福島県においては、県議会をはじめ諸機関での努力により、県単独で30人学級・30人程度学級など少人数学級・少人数指導を実施し教育効果を上げています。これからますます自治体の裁量権を保障した教育の充実が求められています。教育の諸条件を整備し充実した教育を進めるためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教職員定数の改善を含む教育予算の充実が必要です。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出されるよう請願いたします。

というものであります。

請願内容としましては、１つ、子どもたちに、安心・安全な学校生活を保障し、きめの細かい教育の実現のために、教職員定数の改善及び学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など教育予算の充実を図るために、地方交付税を含む国の教育予算を拡充すること。

２、意見書の提出先としまして、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

以上が請願の趣旨でございますが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長　これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

次に、平成21年請願第４号　子どもの医療費無料化年齢の引上げを求める請願書について、平成21年請願第５号　「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事におけ

る建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願について、以上２件について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

　７番、星光久君。

○７番　星　光久議員　今、議長より請願２つ、紹介議員、星光久でございますが、よろしくお願いしたいと思います。

　１つ目は、請願団体が会津医療生活協同組合田島地区総代、室井義廣様。住所が、南会津郡南会津町川島字川島平1788。

　子どもの医療費無料化年齢の引上げを求める請願書。

　請願趣旨。

　未来に生きる子どもたちは社会の宝です。子どもの健やかな成長は親の願いであり、社会全体の願いでもあります。ところが、わが国の合計特殊出生率は1.3前後を推移し、人口を維持するに必要な2.08を大きく下回り危機的な水準に至っています。国も2003年７月の少子化対策法成立等、事態の改善に取り組み始めています。しかし、現在の長引く経済の低迷に加えて、昨秋アメリカに端を発した世界的な構造不況ともあいまって倒産・解雇の激増、働き盛り世代にも底知れない生活不安が押し寄せ、安心して子どもを生み育てることができない状況を深めています。

　少子化が続くことは、地域社会における子どもの健全な成長への影響のほか、将来の生産年齢人口の減少にもつながり、社会の活力の低下、経済や社会保障のありかたにも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。このようなことから子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要な施策となっており、本県をはじめ多くの都道府県、市町村が独自の乳幼児・児童医療費助成制度を実施している所であります。８月現在、県内59市町村中79.7％の８市39町村が、就学前までとする県の制度を上回る助成制度を実施するに至っております。

　児童期までの年代は病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増えており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で医療費助成制度は極めて重要な役割を担っております。子どもを安心して生み、育てることのできる社会の実現をめざすため、市町村が地域の実情に即した支援の制度を講ずる事が子育て世代を励まし、勇気づけるものとなります。

　南会津町において、中学卒業まで子どもの医療費（入院及び通院含め）を無料とすることを求め、下記について請願いたします。

　請願事項。

１、乳幼児・児童の医療費一部負担助成制度の対象年齢を中学卒業時まで引上げること。

一点でございます。

次に、続けて、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願でございます。

住所が、福島県会津若松市門田町徳久字竹之元1057。請願者、全建総連会津代表者、理事長、星次男様です。

請願趣旨。

建設産業は日本の基幹産業として今日まで経済活動と雇用機会の確保に貢献してきました。

しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされている明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事の量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり建設労働者の生活を不安定なものにしています。

国においては、平成13年４月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われること」の附帯決議がなされています。また、諸外国では、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。

つきまして、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るためには、公共工事における新たなルールづくりが必要であり、下記の事項を内容とする意見書を国に対して提出くださるよう要請します。

１つ、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）、いわゆる「公契約法」の制定を検討すること。

２つ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上でございます。

以上、よろしく審議のほどお願いします。

○渡部康吉議長　これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　ちょっとお伺いしたいわけですけれども、趣旨は大分わかるわけですけれども、今回の衆議院の選挙で政権交代になったということで、多分、これが出てきたのが、日付を見ますと９月２日ということで、その後なわけなんですけれども、実際は恐らくそ

の前に考えていたというか、そういった形でこれ請願趣旨があったんじゃないかなと。

私は、政権交代となって子ども手当が、民主党政権になったわけですけれども、来年が１万3,000円で、23年が２万6,000円ということで、いずれにしても子供に手当をして、いわゆる子供の少子化に対して対応していこうと、こういうような状況にんっていると思うので、ひょっとしたら、今、紹介議員から説明あったようなことも含まれているのかなと、こんなふうに思いますので、様子を見るというようなことも一つあってはどうかなというのが第１点です。

それから２つ目は、これを実施した場合、町でどのくらいの負担となるのかなと。例えば、中学校まで医療費無料となった場合に、どのくらいになるのかなと。いわゆる予算に絡むものですから、そういったことをお調べになってこういうふうな形に出たのかどうか、その辺をお聞きしたいなと、こんなふうに思います。

○渡部康吉議長　７番、星光久君。

○７番　星　光久議員　いわゆる政権交代というか、そういうことも出てきたので、含めてなんですが、いろんな細かいことについてはこれからの予想ですので、そんなには調査しませんが、現在、先ほど報告したように、皆、郡内的に見ても、中学生の医療の無料化は檜枝岐も行っておりますし、南会津町においては就学前までですので、そういうことも勘案しながら、予算的にはそんなに、考えるにしたってこれから何ぼ出るかわからないですが、そういう予想は余り気にしないというか、自分でもそう思っていないので、なるべく、今の時代ですので無料化、あるいは中学までの無料化が必要でありますし、細かいことについては後ほど、予算についてはちょっと調べておりませんでした。

よろしくお願いします。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　やはり、一つは予算が伴うものですから、ある程度の金額というのかな、下調べというか、そういったことが必要じゃないかなと、私は思います。今、大したことないと、こういうことなんですけども、大したことないと言っても、それぞれ人によっては金額によってこれは大したことないと、だけどこれは重要かなと、こういうことになるわけで、やはりもう少しこの辺、例えば小学生までだったらどのくらいなのかと、中学校までだったらどのくらいなのかと、当然あるいは子供の数もあるでしょうし、それから入院だけまで、中学までだったらどうかというような形、そういったものをもう少し検討されてはどうかなと、こんなふうに思います。

それから、私は政権交代になったんで、もう少し様子を見てはどうかなと、こんなふうに先ほど質問したつもりでございます。その辺について、もう一度納得いくような説明があれば、お伺いしたいなと思います。

○渡部康吉議長　７番、星光久君。

○７番　星　光久議員　納得いくかいかないは別なんですが、情勢が情勢でありますので、やはり早急に雇用情勢も今厳しいことでありますし、いろんなことから勘案して、早急にやっぱりこれは中学生までの無料化が必要だと思っております。

あと、細かいことについては、申しわけないが勉強不足で、予算も含めて今後担当のほうに聞きながら報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　私は、別にこれ全面的に反対するとかそういう意味ではなくて、やはり予算に伴ったり何だりする場合は、やっぱり慎重にいろいろ討論する場があってもいいのかなと、こういう形で言っているわけで、ぜひとも、いきなりここで採択すると文教厚生委員会のほうに行っちゃうわけですが、もう少し幅広い意見の交換などの場があってもいいんじゃないかなと、こんなふうにも思っているんですが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長　７番、星光久君。

○７番　星　光久議員　これから委員会でもいろんな検討されると思いますので、その辺でもよろしく、いろんな予算も含めて審議されると思いますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

次に、平成21年請願第６号　「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　それでは、朗読しまして説明にかえさせていただきます。

請願書。

請願者は、会津若松民主商工会会長、田勢元喜さんであります。住所は、会津若松市門田町飯寺村東83番地であります。

「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出について。

請願の趣旨は、中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。

その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に参入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にもまったく自立できない状況となっています。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。

税法上で青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価しています。日本でも税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止すべきです。この立場から請願いたします。

請願項目。

所得税法第56条を廃止するよう国へ求める意見書を提出してください。

ということでありますが、この請願書を送ったときに、請願者に対しまして青色申告をしてはどうかという話をしたところ、青色申告の場合には、法に定められた帳簿が必要でなかなか実際的には容易でないと。そのために、全国的には50％ぐらいしか普及していないと。

そこで、商工会のほうに聞いてみますと、昨年の場合で、田島地区においては青色申告の普及率は38.5％と、こういう低い状況であります。西部地区につきましては１、２％高いんですけれども、ほとんど変わらないと、そういう状況だという話を聞きました。

さらに、所得税法につきましては、1887年、明治時代に導入された法律だということで、改正をしてほしいと言っております。

さらに、この請願につきましては、全国的には９つの税理士会、それからあと55の自治体でことしの８月現在で採択してもらっていますので、全国的な運動を広げていきたいということでありますので、ひとつよろしく、そういうことも含めてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡部康吉議長　これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　今の、私も青色申告をやればいいんじゃないかと思って、さっき、それではというようなことがあったんですが、一つは、控除される、例えば配偶者86万円とか家族の場合50万円だったんですけれども、これを引き上げるという手も一つあると思うんだけども、これについてはどのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　議長に申し上げますが、これ質疑、質問ということで文言などがわからないことだったら、私も説明しますけれども、今のような質問は何か意見だと思うんですね。意見をここでやってもしようがないと思うんで、さっきのときも私そう思って聞いていましたけども、議長、それよっと、やっぱり議事を整理してほしいんですよね。文言等わからないところだったらいいですけど、意見はこの場で言うべきではないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長　それでは、11番、湯田秀春君に申し上げます。

委員会で審議してもらうということでどうですか。

11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　いや、これは白申告の場合が、白と青があるんですけれども、青はいいでしょうと。白の場合ということは、何もやらないわけですよ。帳簿も何もやらないと。ですから、一線を引いてやっているわけですよ、金額を幾ら幾らと。だから、青色にするか、金額を上げるか、どっちかなんですよ。だから、そういう意味で聞いてんだけど、幸一議員はそこのところは意見だというんですけども、じゃ自分で言った青申告すればというの、それも同じことじゃないかなと思うんですけども、そのようにとらえられればこれ仕方ないかもしれないけども、私はそんなふうに思ったものですから、質疑をしたわけでございます。

○渡部康吉議長　今の話を含めて、私のほうでも意見と感じますので、委員会で検討してもらって、もし委員会の報告、委員長の報告があった場合に、またご検討願いたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

以上で、請願４件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、請願４件を会議規則第92条第１項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いします。

◇

◎散会の宣告

○渡部康吉議長　以上で本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は９月15日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会　午前１１時３２分

平成２１年第３回南会津町議会定例会　第２日

議　事　日　程　（第２号）

平成２１年９月１５日（火曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

５番	山　内　　　政	議員
１７番	芳賀沼　順　一	議員
２番	渡　部　俊　夫	議員
１１番	湯　田　秀　春	議員
１９番	大　竹　幸　一	議員
６番	渡　部　　　優	議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（２１名）

１番	湯　田　　　哲	議員	２番	渡　部　俊　夫	議員
３番	高　野　精　一	議員	４番	馬　場　信　作	議員
５番	山　内　　　政	議員	６番	渡　部　　　優	議員
７番	星　　　光　久	議員	８番	楠　　　正　次	議員
９番	大　宅　宗　吉	議員	１０番	渡　部　忠　雄	議員
１１番	湯　田　秀　春	議員	１３番	星　　　和　男	議員
１４番	平　野　昌　盛	議員	１５番	阿久津　梅　夫	議員
１６番	渡　部　　　東	議員	１７番	芳賀沼　順　一	議員
１８番	菅　家　幸　弘	議員	１９番	大　竹　幸　一	議員
２０番	児　山　寿　明	議員	２１番	五十嵐　　　司	議員
２２番	渡　部　康　吉	議員			

欠席議員（１名）

　　１２番　　星　　　登志一　　議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺　仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
宍戸英樹	総合政策課長	室井　裕	総務課長
星　光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部　仁	健康福祉課長
児島忠男	建設課長	杉原一成	環境水道課長
角田　厚	農林課長	星　恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星　安晴	舘岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森　秀一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は、12番、星登志一君であります。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長　本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

暑くなるようでございますので、上衣の脱衣を許可します。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎一般質問

○渡部康吉議長　日程第１、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が３回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◇　山　内　　　政　議員

○渡部康吉議長　それでは、５番、山内政君の登壇を許します。

５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　おはようございます。

議席番号５番、山内政。

質問通告により、ただいまから一般質問を行います。

質問は、大きく分けて２点であります。

まず、第１点目、第三セクター統合検討協議会についてであります。

各地域で先輩各位が地域の活性化と冬期間の出稼ぎをなくそうと取り組まれたスキー場開発や自然の恵みであります温泉開発、そのどれもがその時代のニーズにしっかりとこたえ、出稼ぎの解消にも大きく貢献をいたしました。しかしながら、時代の流れが大きく変わり、役場の仕事としての施設管理や運営が難しくなって、今日の第三セクター方式になったことは時代の要請と思わざるを得ません。合併後、各地域の第三セクターの統合を含めた運営については、本当に大きな課題であり、地域の方々もかたずをのんで、その行く末を見守っておりました。

そこで、次の事項について伺います。

第三セクター統合協議会について、１番目、構成メンバーは、どのような人たちか。

２つ目、会の進め方はどのように行われてきたのか、会議を重ねた回数は何回か。

３つ目、会を進めてきた中で、具体的な統合の方向性は示されたのか。

４つ目、統合のスタート地点は、いつごろと想定されているのか。

５つ目、統合する会社の経営に携わる人材の登用については、全国的な公募など、広範囲な視点で考えられているのか。

⑥今後統合されれば各第三セクターで勤務している職員の適材適所の配置転換も想定されるのか。

７つ目、第三セクター経営評価委員会は何回くらい開催されたのか。開催されたとしたらその提言は、検討協議会の中でどのように反映されてきたのか。

以上、７つについてお伺いをいたします。

次に、第２点目は、各地域にあります古民家、カヤぶき屋根の伝統的家屋の再生についてであります。

各地域で住人の住んでいない古民家があります。既に持ち主もなかなか戻ることができなくて、集落の維持の上でも大変なものがあります。この古民家の再利用、再生について次の事項について伺います。

１つ目、古民家の持ち主と賃貸契約を結び、町のゲストハウス的なものとして活用できないか。

２つ目、集落維持政策の一環として、集落の古民家調査を実施する考えはないか。

３つ目、特に重要と思われる古民家の再生、保存の方向性についての考え方についてお伺いをしたいと思います。

以上、大きく分けて２点でございます。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　５番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、第三セクター統合検討協議会についての１点目、構成メンバーについておただしがございましたが、会津高原夢開発株式会社及び株式会社南会津観光公社代表取締役社長の高橋正志氏、株式会社ＩＮＡ代表取締役社長の星哲昭氏、株式会社さゆりの里代表取締役社長の目黒仁助氏、第三セクター３社の監査役を務めておられます猪股純一氏、そこに私、町長を含めた５名で構成をしておるところであります。

次に、２点目、会の進め方と会議を重ねた回数についておただしがございました。

本年２月２日に第１回目の検討協議会を開催をいたしまして、９月２日までに５回開催しております。検討協議会のほかにも第三セクター４社の総務担当の部課長と本町総務課長及び各総合支所の振興課長８名で構成する幹事会の開催や統合プロジェクト会議を実施をし、新会社のビジョンや事業構想の策定から給与体系、さらには人材育成の一貫した社員研修等についても協議をしているところでございます。

次に、３点目、これまでの協議の中で具体的な統合の方向性は示されたのかと、こういうおただしがございましたが、種々検討すべき事項は残されておりますが、統合に向けた基本的事項が整いつつあることから、10月中を目途に４社間で基本合意書を取り交わすとともに、12月の中旬ごろには、町を含めた統合協定書の締結を予定しているところであります。

次に、４点目、統合のスタート地点はいつごろと想定されるか、このようなおただしがございました。

４社の統合につきましては、現在のところ平成22年４月１日を想定しております。

次に、５点目、統合する会社の経営に携わる人材の登用については、全国的な公募等、広範な視点で考えられているのか、このようなおただしがございましたが、当然、広範囲な公募等も選択肢の１つとは考えておりますが、現在の経営者を含めた中で本町の中核となるべき会社としてすぐれた経営感覚や幅広い人的ネットワーク、さらには社員等の人材育成能力に重点を置いた人材登用になるものと考えているところであります。

次に、６点目、今後統合されれば、各第三セクターで勤務している職員の適材適所の配置転換についておただしがございましたが、南会津町が誕生したときもそうでありました。社員相

互に築き合い、そして磨き合いながら、より効率的で安定的な会社経営ができるよう人事交流は進めるべきものと考えておりますが、当然のこととして地の利とこれまでの経験等も十分考慮されることが大切だと、このように考えております。

次に、７点目、第三セクター経営評価委員会は何回開催されたかと、またその中で提言あるいは反映についておただしがございましたが、経営評価委員会は本年４月に第１回目を開催いたしました。去る９月９日に第３回目を開催したところでありますが、経営評価委員会は第三セクターの改革プランの策定に主眼を置いております。これまで第三セクターの財務状況の分析や経営者ヒアリング、アンケート調査等の実施や現状分析とあわせて、財務に対する認識を深めるための財務セミナー等を開催してまいったところであります。

これらの取り組みを経て今後具体的な改革プランの検討に入っていきますので、現時点で提言という形にはなっておりませんが、絶えず新会社の統合ビジョンを策定している統合プロジェクトチームに情報提供するなどし、実態の共有化を図ることで経営評価委員会と統合協議会が常に連鎖していける環境をつくり出しながら検討を進めておるところであります。

次に、古民家の再生に関する１点目、古民家の持ち主と賃貸契約を結び、町のゲストハウスとしての活用ができないかと、このようなおただしがございましたが、現在、南会津町の各地にさまざまな理由で放置されている古民家が数多く存在することは議員おただしのとおりであります。このような状況から本年度、永田地区においてＮＰＯ法人、それから持ち主、さらには行政区、そして南会津町観光公社による協議会を立ち上げました。町の補助金を活用し、地域の活性化と二地域居住の促進を目的に古民家を体験型宿泊施設や町のゲストハウスとして再生するための先導的なモデル事業を実施しているところであります。この事業の取り組み結果を踏まえながら管理運営も含めた中で課題の検証を行い、古民家を初めとする空き家活用事業の有効性について今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、２点目、集落維持政策の一環として古民家調査を実施する考えはないかと、このようなおただしがございましたが、これまで町内４地域において古民家空き家調査を実施しております。所在地、管理者、持ち主の連絡先など、空き家の状況について把握をしているところであります。今後は、これらの調査結果を踏まえ、古民家の活用や保存事業に対応してまいりたい、このように考えております。

次に、３点目、特に重要と思われる古民家再生、保存の方向性の考え方についておただしがございました。

幾世代にもわたりまして風雪に耐え、守り継がれてきた伝統的なカヤぶき屋根の古民家は、地元産材を使用し、地域の人々の「結」によってつくられた貴重な文化財と位置づけられるものであり、現在ではその数も減少し、日本の原風景が消えていくのではという心配の声もたくさん出されております。

これまでに本町では、重要と思われる古民家については、田島地域では奥会津博物館内に、南郷地域では奥会津博物館南郷館に移築をし、復元し、文化財の指定を行うなど、保存と活用に努めてまいりました。特に、舘岩地域の前沢集落では、今後の保存に向けた取り組みといたしまして、国の伝統的建造物群保存地区指定を目指し、これまで保存対策調査を実施するとともに、カヤぶき屋根の修繕等に対し財政支援を行ってまいりました。国の指定を受けますと、歴史まちづくり法に基づき前沢集落への支援のほか、周辺地区への支援も可能になりますので、制度活用を進めながら、その保存について関係者と協議してまいりたいと、このように考えております。

また、水引集落ではＮＰＯ法人山村集落再生塾が山村の素朴な風景を残そうという取り組みを行っております。行政だけでなく民間団体との連携も含め多様な主体と協働をし、施策を推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長　５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　若干再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、改革プランの取りまとめというような話をされたかと思うんですが、５回協議をされてきた中で、20世紀につくられた第三セクターといいますか、スキー場なり温泉施設なり、今度は21世紀に向かって新しく統合していくということでありますので、その改革の主なといいますか、これで行くんだというものがこの協議会の中で出ましたら、ありましたらば、そのことについてお示しをいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

先ほど町長答弁にありましたとおり、今、おただしのありました今後こういう形で実際にやっていこうという大きな具体的な改革の方向性というのは、これからということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　それでは、これからの改革プランの作成に期待をして、注視をしていきたいと思います。

それでは、再度質問させていただきます。

実は、きのう総務課のほうから事前に内容の説明をいただきました。その中で各社でそのビジョンを策定したというふうにおっしゃったかというふうには思うんですが、統合する会社での整合性といいますか、そういう観点からビジョン策定というのはどういうふうな位置づけを今後されていくのかなということをまず１点お聞きしたいと思います。

それから、説明の中で、１社を残してそこに統合するというような説明をいただきました。統合を果たした後、新たな出発という意味で経営者あるいは職員の意識改革、その一体性を持たせるということも踏まえて、新たな社名にするというような考えはないのか、そのことについてもお伺いをしたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

まず、１点目のビジョンの作成、あるいは各社の整合性についての位置づけでありますが、議員がおただしのように、統合に当たっては、組織を統合するというだけでは本来の統合効果が出ないというふうに思っております。したがいまして、それぞれの会社が、それぞれの歴史と地域性を持ってこれまで歩みを進めてきたわけですから、その中で抱える課題についてしっかり具体的な課題解決のビジョンをつくり上げるということがまず大事。したがいまして、今回の統合については、既に社員の意識改革を、この統合協議の中で意識改革を進めるということで共通認識を今図っております。

したがいまして、社員の意識が変わって、これまでは与えられた業務をしていればいいということではなくて、みずからその地域にある資源、あるいはみずから自分たちに与えられた使命の中で、ステージを最大限活用して今後の存在感を示すようなビジョンをつくり上げる、こういうふうに考えていますので、ビジョンとしては、統合に当たっての非常に重要な位置づけをしておるところであります。

次に、新たな出発をした場合、社名はということですが、このことについても協議会の中でいろんなご意見が出されております。しかし、合併統合する場合、より負荷の少ない、あるいはそれぞれの経営の中身が違いますから、そういうことに配慮をして１社を残してという方針が決定されたところでありますが、しかし、その１社の社名を使うということは、まだそう決めたわけではありませんので、今後、さらに社名については協議がなされるものと理解をして

おりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　これは通告をしておりませんので、お答えできなかった場合は、それで結構ですが、この４社に含まれておりません会津高原リゾート株式会社との経営統合というものは将来的な課題となるのか、今後想定されていくのかということ、もしもお答えできるようであれば、お話しいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

実は、今現在統合協議されている各社の社長さんが私のところに、近い将来、統合に向けた道筋を選びたいと、こういうふうに申し出があったときに、当然、今、議員おただしのような会津高原リゾートについてはどうしようという話が出ました。しかし、現在のところ、いわゆる出資比率も違いますので、ここは一たん分けて考えるべきだろうということで、それぞれの会社の社長の意見も一致をいたしましたので、そういう合意形成をされたところからまず始めていこう。今後については、この新しい会社がスタートした後、どういう状況、あるいはどういうような課題、あるいはまた効果が生まれてくるのか、ここを検証しながら少し見守りたいと、こんな状況で現在のところはおります。

以上で。

○渡部康吉議長　５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　この統合の関係につきましては民報新聞にも載りました。ですから、町民の方も初めて統合の方向性というようなことはお知りになったかというふうに思います。

私も今回質問いたしましたのは、町長がお示しになった統合という方向性について、今の範囲で具体的なものがあればということでお聞きしたわけですが、今後、12月中ですか、あるいは４月１日に向けてさまざまに協議を重ねられると思います。途中経過をできるだけ私たちに示していただきたいと思います。私たちも町民に説明をしっかりしていきたいというふうに思いますので、この点について伺っておきたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

形が変わるということを私は町村合併のときにも非常に重要に受けとめさせていただきました。当然、町民が関係するものについては、しっかりと説明責任を果たしていくという姿勢でありました。この統合の問題についても、まずはそこで働く社員の方々にしっかりと説明責任

を果たしていくと、それからもちろん意見をいただくと。これが、ある意味では協議会の協議のかなめにもなりながら、先ほど申し上げたようにそれぞれが当事者であるという認識の中でビジョンをつくり上げるということを今しておりますので、これをそれぞれの社員のほうからの合意が得られて、最終的に統合の協定が４社でなると、そういうタイミングの前に議員の皆さんには機会をつくってお示しをし、あるいは意見をいただきながら、さらにまた内容をきわめていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　続いて、古民家再生について質問させていただきます。

やまなみ泊覧会を通じまして、地域の方々、本当にふるさとの大切さといいますか、地域力の温かさといいますか、それは外向きではなくて内向きで、自分たちの集落といいますか、そういったことで、本当に短い期間といいますか、１年、２年以内くらいなんですが、多くを学んだと思います。実際にスタートしたときよりは、もう内容が非常に理解が進んできて、あっ、こういうことだったのかということで、地域の方々も自分の目線といいますか、それでやっておられます。

ふるさとの代名詞が古民家ではありませんけれども、この再生の１つのシンボルとなり得ると思いますので、やまなみ泊覧会の今後の発展という意味でも、１つでもいいから古民家が再生されるように提言するものであります。

先ほど、田島地区の例を出されました。ぜひ今後も地域を指定をされまして前に進められるようにしていただきたいというふうに思います。そのことについてお伺いをします。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

やまなみ泊覧会につきましては、非常に時間が経過するにつれてその意図するところが地域住民の方々に理解をしていただいているというふうに、私もそういう手ごたえを感じております。その中で、私はやまなみ泊覧会で一度に大勢の人たちが訪れて、ここに宿泊をしていただいたり、ここの物産を買っていただいたり、食していただいたりというふうに、そういうこともある意味では必要かもしれませんが、それよりももう少し一歩先を考えますと、本当に南会津町を気に入っていただいて、でき得れば遠くの親戚という、そういう関係づくりができていくということが望ましいんだろうと。

そして、高齢者が多い集落については、若者が入って高齢者だけではできない共同事業をお手伝いをする、あるいは反対に、どちらかというと若者はいるんだけれども、なかなか知恵者

となっているお年寄りたちが少ない、あるいはそういう人たちが余り集まってこられないところについては、そういう方々に、退職をされた団塊の世代の人たちが入ってこられて、いろいろな知恵やアイデアをいただけると、そういう関係づくりを目指してきたわけでありますので、そういう方々が、支援者が来たときに、すべての宿泊日がゲストハウス等に、古民家に泊まるというわけにはいきませんので、そこで地元の人たちと交流を図る、そういうゲストハウスになればいいなと。

　したがいまして、今回田島地域から始めますが、適当なそういう古民家が確保されるということであれば、できれば４地域にそういうゲストハウスを今後設置をしていきたいと、こう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長　５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　ただいまのお答えを非常にうれしく思っております。ぜひ地域の集落維持というようなことも含めまして、進めていただきたいというふうに思います。

　以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○渡部康吉議長　以上で５番、山内政君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◇　芳賀沼　順　一　議員

○渡部康吉議長　次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

　17番、芳賀沼順一君。

○１７番　芳賀沼順一議員　おはようございます。

　一般質問を２番目にやるということさえ、もう久しぶりであれなんですが、１番目が余り早くて、ちょっと心の準備ができませんでしたが、ただいまから議席番号17番、芳賀沼順一、一般質問をいたします。

　私の質問は、町内を歩いていて町民の方からいろんな要望なり希望をしてもらうことが中心なんですが、１つ目に、防災無線の利用についてでございます。

　町村合併後、この田島地域にも防災無線が設置されまして約１年になります。私もうちのすぐ裏のセンターに大きなスピーカーができまして、初めのうちは忘れていますから、かなり響く、その音にびっくりいたしましたが、今では朝、昼、夕べの時報の音楽も、少し心地よく聞けるようになりました。この防災無線の利用について何点か質問いたします。

１番目に、各地区の子供見守り隊が毎日登校時には隣の地区まで送って、次の地区の見守り隊へバトンタッチをしています。私たちの地区でも毎朝やっています。しかし、下校時には時間的に見守りが難しく、なかなか出られないということで希望されたのですが、下校時には防災無線で全町民に見守りを心がけるよう、例えば、「町民の皆さん、子供たちの下校の時間になりました」というような呼びかけをできないか。全町内にこの声が響くことで不審者も悪さをしにくくなるのではないかと、こういうご意見をいただきました。

次に、御蔵入交流館を利用する各種団体の行事も、申請をすると放送をしてくれる、こういう申請書もございます。しかし、公共的なこととか、あるいは安全とか、そういう４項目の通信事項が載っていますが、もっと有効利用するために、南会津町内の団体が主催する無料の行事、場合によってはチャリティーのカラオケショーであるとか、あるいは芸能大会であるとかというものも放送できるように、使用要綱の第３条、通信事項の範囲を広げることはできませんか、伺います。

３つ目に、幾つかの地区で拍子木による火の用心に回っています。伊南地区も、あるいは田島地区もいろんなところでお聞きしますが、非常に家族が高齢になって危険が伴っています。私の知っている地区でも、ことしの春先にお年寄りが隣の地区を拍子木をたたいて回っていたと、自分の地区じゃなくて、こういう事例も実際にございます。夕方か夜の一定時刻に火の用心を呼びかけてくれれば、この拍子木の夜回りもやめられると、現実にこういう声を私も聞きましたので、できないかお聞きします。

次に２つ目に、中山トンネルの改良についてですが、国道352号の中山トンネルは合併推進債の約46億円の予算で改良工事を計画されています。もちろん、今回選挙で政府がかわって、公共事業が凍結されれば、おくれる場合もあると思いますが、舘岩地区の住民はどんな改良になるのか心配をしています。うわさでは現在のトンネルの幅を広げるとか、あるいはもう一本トンネルを掘るとか、前に８番議員もカーブの改良ということでお尋ねをしておりますが、その計画がある程度できているのであれば、伺います。

それから３つ目に、町職員の地域巡回事業についてです。

この９月１日から11月30日までということで、これは第１期だと思いますが、町職員が自分の集落なり、隣の集落なり、各集落を担当して地域の課題を聞く事業というのが始まりました。私は、これは大変よいことだと思っています。地域に役場の職員がいるんですから、そこに気軽に希望できるという、これは大事なことだと。今まで議員に言えばというものも、役場職員に言ったほうが早いという場合もございますので、非常にいいと。あるいは職員とのコミ

ュニケーションもできるので非常にいいと私は思っています。

しかし、福祉協議会に、昨年からかな、その前からか巡回よろず相談事業というのがありまして、各地区を回って、これも福祉のことだけかと思いましたら、側溝の壊れたものも橋のかけかえも何でも相談を受けるということで受けています。これとダブってしまって、集落で何をどっちに相談すればいいのか、非常にこれは混乱するんではないかと。こっちに頼んだらできた、こっちに頼んだらできなかったということも、これはもちろんあると思いますが、そこでこの相談内容の精査が必要ではないかと思います。相談の巡回はもちろんいいんですが、しっかりと精査をしてやっていただきたい。もし、精査をしてあるのであれば、どれはどっちということでお聞きしたいと思います。

４番目に、企業誘致について。

町内の誘致企業の閉鎖や縮小が続いて、雇用の場が非常に少なくなっています。また、９月いっぱいで１つの会社が閉鎖するということもございます。今後、公共事業も減ると予想されています。地元の建設業者の縮小もこれによって心配されます。

世界的不況で今すぐ企業誘致は難しいと、だれもが、私も思います。しかしながら、この不況は何年か後には必ず、もとにはならなくとも回復すると私も信じています。そこで、５年先、10年先を見据えて今からやっぱり企業誘致をするべきではないか、歩くべきではないかと私は思います。そのために町長部局と議会が一体となって、仮称企業誘致委員会というものを設置して、今から積極的に誘致活動を展開する考えはありませんか。

最後に、町職員の不祥事について。

私も、いろいろ臨時議会でも町長と教育長から報告がありましたが、やっぱり議会として、総務委員長として、一人の町民からいろいろと心配されていますので、伺います。

ここ数年、町職員による不祥事が続いています。間違いはだれにでもありますが、不祥事はいけません、不祥事は。町民は役場はどうなっているんだと、こう心配しています。これ以上続くと、町長の、あるいは教育長の責任も問われかねません。もちろん議会のチェックも問われます。そこで職員の指導はどうなっているのか、町長と教育長に伺います。

以上でここからの質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、防災行政無線の利用に関する１点目、防災行政無線での児童下校時の見守りを呼びかけてはどうかと、このようなおただしがございました。

これまでに南郷地域において、南郷第一、第二小学校の児童を対象に実施しております。これは当該小学校の全児童が徒歩にて登下校していることと民家が点在している箇所があるという地域事情から、小学校低学年の児童の下校時に合わせまして、防災行政無線により地域住民へ児童の下校時の見守りをお願いしているものであります。

田島地域においては５つの小学校あり、地区別に分けての放送をしなければならないこともございますので、舘岩、伊南地域のそれぞれの地域事情も踏まえまして、児童の下校時の安全対策並びに地域の防犯対策を再検討し、地域住民の理解及び協力を得ながら防災行政無線の有効活用を検討していきたいと、このように考えております。

次に２点目、防災行政無線使用要綱で定められている通信事項の範囲を広げられないかと、このようなおただしがございました。

防災行政無線使用の使用範囲は、電波法関係審査基準などにより、「防災、応急救助、災害復旧等に関する業務及び地方行政に関する業務の遂行上必要な無線通信を行うもの」、このように規定をされております。町においても、これらの規定に基づき、災害の発生が予想されるときや災害発生時などの防災情報と平常時における行政情報を町民へお知らせするために、町防災行政無線局運用規定及び町防災行政無線子局使用要綱を制定したところであります。

おただしの御蔵入交流館を利用する各種団体の行事にかかわる使用の範囲については、これらの関係法令等の規定に基づき個別に判断をさせていただくことになりますので、ご理解を願います。

次に３点目、夕方か夜の一定時に火の用心を呼びかけてはどうか、このようなおただしがございました。

火災予防啓発事業として、春先に火災が多く発生することから、町消防団、田島支団においては４月から５月にかけて、また舘岩、伊南、南郷支団は毎月１日や15日等の実施日を定めて夜警を実施しております。また、田島地域においては、毎月15日を「防火の日」と定め、午前７時に防災行政無線により火の用心を呼びかけているところであります。

おただしにありました拍子木による啓発事業は、伊南・南郷地域の地区単位で実施しておりますが、地域住民による１つの防災活動であり、他地域の参考になるものと考えております。今後におきましても、自主的な活動を行っている地域住民、消防団、各事業者、学校等のさまざまな組織と連携をした防災・火災予防運動を中心に行いながら、それを補完する役割として防災行政無線による火の用心の呼びかけに配慮してまいりたいと、このように考えております。

次に、国道352号中山トンネルの改良工事についておただしがございました。

県では、現在、来年度のトンネル工事の着手に向けた詳細な調査設計を進めるとともに、道路勾配が急な銀竜橋からトンネルまでの無散水消雪の設計、さらには車道幅員が狭い銀竜橋及び金龍橋を5.5メートル幅員に拡幅可能であるかどうかなどの検討をしておるところである、このように聞いております。

また、事業費46億円、事業期間10年という限られた事業の中で、いかに効率的・効果的に事業展開が図れるかなど、峠を越えて合併をいたしました本町の実情を踏まえた整備計画についてもあわせて検討している、このように聞いております。

さらに、住民の皆様に対しては、11月を目途に事業の全体計画等について説明会を開催したいとのお話があります。町といたしましても合併支援道路の早期整備に向けて、引き続き国や県に要望してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、町職員の地域巡回事業についてのおただしがございましたが、この事業は、職員が担当業務にこだわらず地域に足を運び、各行政区長や民生児童委員のご意見をいただきながら、地域住民の皆様や地域団体、事業所等との有機的な連携を図り、人と人とのつながりや地域との対話によるネットワークを確立することを目的にしております。さらには、職員が率先して地域の思いや生活現場におけるさまざまな地域課題を一緒に酌み上げるとともに、雇用対策を初めとするさまざまな地域課題を一緒に考え、常に本質を見きわめることにより住民の皆様の意思を反映できる行政システムを構築することをも目的としており、職員の資質向上にもつなげたい、このように考えております。

一方、社会福祉法人南会津町社会福祉協議会が行う巡回よろず相談事業は、地域や住民の皆様から相談等の要望があった場合、その地区の集会場等に出向いて相談会を行うもので、地域住民の心配事相談及び福祉委員の社会福祉協議会事業に関する報告及び相談、福祉団体の運営に関する相談、社会福祉協議会の会費及び共同募金の受け取りなどが主な事業内容となっております。

このようなことから、この事業の推進に当たっては、町と社会福祉協議会とが相互に連携調整を図りながら、より重厚的で住民の皆様の期待感が実現へとつながるものにしてまいりたい、このように考えております。

次に、企業誘致委員会を設置し、今から誘致活動をする考えはないかと、このようなおただしがございました。

企業誘致については、現在、議会からも４名の委員をご推薦いただいております南会津町緊

急雇用対策協議会において誘致等のあり方についても協議をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、町職員の不祥事について、職員の指導はどうなっているのか、このようなおただしがございました。

職員による不祥事が発生するということは、町民の信託にこたえる行政として、その真髄にかかわることであり、まことに遺憾であると認識しております。これまで不祥事防止対策として職員の綱紀粛正及び服務規律の遵守について、それぞれみずからにいただいた人生とは何か、豊かに生きる姿勢とはどうあるべきかなどの視点から、ともに学び、築けるよう職員の指導を行い、一人一人が公務員倫理を胸に刻み、責任ある行動をとるよう努めてきたところであります。

また、職場における共助の関係づくりの不足が不祥事発生の糸口となることも考えられることから、職場を離れての共同の姿勢を築いていけるよう、適時適切に気づきと行動の話し合いをし、家庭、職場、地域における人と人との関係性をよりよくする環境づくりに取り組んでいるところであります。今後ともご指導をお願いするものであります。

以上、町長に求められました事項についてお答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁をさせます。

なお、先ほど議員からおただしがございましたように、質問事項の５番につきまして、職員の不祥事ですが、このことについては教育長からも答弁していただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長　教育長。

○横山恒廣教育長　引き続き、町職員の不祥事に関しましてお答え申し上げます。

町職員の不祥事に関して、職員の指導はどうなっているのかとのおただしでありますが、職員によるたび重なる不祥事につきましては、公務員に対する信用を失墜させ、地域社会に与えた影響はまことに大きく、遺憾のきわみであります。

これまで、職員の綱紀粛正及び服務規律の遵守については適時適切に注意を喚起してきたところでありますが、改めて全職員に対し人生観を通して啓発指導を行い、不祥事再発防止に努めているところでございます。

教育委員会としての具体的な取り組みは、毎週月曜日に係長職以上の職員による朝の会を開き、職員一人一人が町職員としての当事者意識を高め、責任ある行動をとるよう指導を徹底しているところでございます。また、職員のメンタルヘルス対策アクションプランによる係内ミ

ーティング、係長以上のミーティングを充実させ、町部局との連携のもとに綱紀保持を徹底し、再発防止に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、教職員の不祥事防止につきましても町校長会、教頭会を通じ、さらなる危機管理意識の高揚を図るとともに、教職員一人一人の意識改革を促し、規範意識を高め、不祥事の事故防止に努めるよう指導しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長　17番、芳賀沼順一君。

○１７番　芳賀沼順一議員　丁寧なる答弁をいただきましたので、再質問は余りありませんが、何点かさせていただきます。

まず、防災無線についてですが、町長は南郷では地域が離れているので、今までやっていたということで、私もわからなかったんですが、非常によかったと思いますが、各地域を検討しながらというのもありますが、これはうちが離れていても、離れなくても、下夕川原の場合など、昔、私の娘たちのころも追い回されたということがあります。町なかでもそういうことがあります。１つの町全体が見守るという趣旨からすれば、地域を限定せずに全町に流せるわけですから、一定時にこういう１つの言葉を流すということ、これは考えられませんか。

○渡部康吉議長　住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長　お答えいたします。

基本的に小学校それぞれに下校時間が違うというような問題が１つございます。それと同時に、日常的に繰り上げと繰り下げということが頻繁に起こっている事情があります。それらを加味しましても地域の実情により南郷地域と同様の方式で放送をすることは、これは可能でございますので、各学校と相談をさせていただきながら、ある程度検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長　17番、芳賀沼順一君。

○１７番　芳賀沼順一議員　わかりました。全部一緒じゃなくて、学校ごとに時間を分けてやるということですので、それは今後期待をしたいと思います。

それから、３番目の火の用心を流すということですが、消防団による火の用心というのは、私も消防のほうをしていましたので、わかります。１つの、私は、高齢者も回りですのでどうしてもやらなきゃならないという責任感、高齢者ほどあるんですね。そのために、こういう危険、実際に隣の地区といっても同じ集落の中の隣地区じゃないんです。隣の集落まで行ってや

っていたんですよ。

　そういうことがあるものですから、やっぱり今後、もちろん住民のボランティア精神で非常にこれは大事なことですが、１つの町全体で火の用心を呼びかける。私たちも時報が鳴ることによって、あるいは放送でピンポンパンと鳴りますと、何かあったのかと、ぱっとそこに気持ちがそちらに行くという今、状態になっています。やっぱり火の用心に関しても、見守り隊に関しても、住民の意識をそこへ持っていくということは、非常によく町長が言われますが、大事なことだと私たちは思いますので、この火の用心についても何とか一定時間にできないか伺います。

○渡部康吉議長　住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長　お答えいたします。

　夜回りの実施につきましては、このご質問がございましたので、私どものほうで調査をさせていただきました。南郷地区におきましては、木伏、大橋、宮床、和泉田地区で、主に毎晩でございますが婦人の方が実施をしていると。これは、拍子木は鳴らしている地区と鳴らしていない地区があるようでございます。それから、同様に伊南地区においては、大桃地区、小立岩、白沢地区においては、世帯単位で毎日次の世帯の方に引き継いで拍子木を鳴らして動いているということがございます。同じように、婦人消防隊により毎月１日と15日に実施している地区もあるようでございます。

　おただしのございましたいわゆる防災行政無線で毎日火の用心を流せないかということではございますが、あくまでこの火の用心につきましての防災行政無線は、毎日一定時ではなく、時期を特定した形でというふうに現在のところは考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長　17番、芳賀沼順一君。

○１７番　芳賀沼順一議員　わかりました。一定時じゃなくても、そういう意識に対して放送ができるということは、これである程度住民も安心できる面があると思います。調査の中で伊南のほうとありましたが、田島地域でもやっているところがございます。この高齢者が隣をやっていたというのは田島地域の話であって。

　それから次に、中山トンネル改良についてなんですが、いろいろと計画はお聞きいたしました。説明会も11月にはあるということで非常によかったなと思いますが、手前の峠、あの急な、あの部分が、やっぱり舘岩ではトンネルを広げるよりも一番事故が多いと。46億かけて、あの坂が直らないんでは何にもならないと。何にもならないという、それは極端な話ですが、非常

に危惧をしている方もいらっしゃいます。もちろん、雪が解けるようにという、その手当てはするんでしょうが、あそこを例えば少し遠回りして、ぐるっと低くやるとか、この結果が本決まりでなければ。以前に８番議員からも質問が、カーブを直してくれというようなものがありましたが、やっぱり我々よりも舘岩側の、あるいはスキー場、冬来るあのスキー客に対しての危険性は我々が思うよりも非常に大きなものがあると思います。

私自身が、これは町長にお聞きするんですけれども、一番いいのは、だめだとは言われましたが、昔の八総鉱山の道をだっと改良して、一番下、トンネルを掘って峠をなくすのが、これは最良だとだれもがわかるわけですね。一時は200億もかかるんでだめだという話がありましたが。

この間、私も敬老会に参加させていただきました。そのときに、地元選出の渡部恒三先生がちょっと言われたんですけれども、町長、あそこに500人ぐらい人がいますと聞いたんですが、やっぱり私は先生が顧問であって、水戸黄門と同じで印籠を出してと言うて、おもしろおかしくて非常に話が上手で私も聞き入りましたが、その中で「鳩山君も私の言うことは何でも聞くよ」と、こういう話を500人の前でしたんですよ。だから、町長も言うこと聞いてくれという話もありましたが、何でも言ってくれという話も私はあったような気がするんですよね。

そうなると、例えばこれからの政府は10兆円の無駄遣いを探すと、こう言ってるわけです。これ、10兆円に対して200億ぐらいだと、田島の町で１億の無駄遣いをしたらば、その中の20万ぐらいのものなんですよ、田島で１億探せば。これ国で10兆の無駄遣いができて、あのトンネル200億というと１億の20万だから、これ、恐らく恒三先生の力であれば、私はできるんじゃないかと非常に思いましたので、何でも言うと、聞いてくれるという、これは１つのですが、町長も聞きましたよね。何でも言ってくれと、こう言ったので、陳情してみてはどうかと。

やっぱり、これは町長以下、私たち議員22名が全部、例えば町の予算がなければ、自費で参加しますので、これは全員で一度恒三先生のところへ陳情して、あのトンネルを下にずばっと抜けば、これは最高の――同じ46億かけるんであれば、もうちょっとかけて、だれもがわかることですから、その辺の陳情の考えはどうでしょう、町長。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

まず、議員がおただしのように、これまで国道352号についてはそれぞれ危険な箇所、あるいは将来に不安を残す箇所についての改良を行うということでは一致しておりますが、先ほど申し上げたように、これまで合併特例債等々の、これは県の事業ともなりますが、枠の中で46

億円の配分があったということ、これについては当初、大変大きい配分だというふうに私どももありがたく思ったんですが、今、議員がおただしのように、あそこの全面的な将来不安を除くということになりますと非常に足りない予算であって、また期間的にも10年間というのは非常に短い期間であるということが私どもの中でようやくわかってきたんですね。

その中で、私からも、八総鉱山跡地の利用をしながら、もっと下から、場所は特定しなかったんですが、下から新しい隧道を抜いてほしいという要望をこれまでも何回もしてまいりました。しかしながら、鉱山跡があるので、落盤とかそういうことを考えると想定できないくらいの工事がかかるだろうと。これは簡単な概略調査はされたそうなんですね。そういうことがあって、現在のような工事改良内容に恐らくなったんだろうというふうに思っています。

しかしながら、議員がおただしのように、今回政権交代がなされるということですから、そういうときに改めて本質的な地域の課題を国に要望するということは、大変大事なことだというふうに思います。

私のところに、まだまだ今のところ政権交代していないんですが、もう凍結という指示が入ってきているところがあるんですね。私は、林業予算の関係でしたが、それはもう全く納得できないと。政権は交代されたとしても行政は継続されるべきだということで、強く今、県のほうを通して申し入れをしておりますので、恐らく国道352号だけにかかわらず、改めて議員の皆さんのお力をかりながら、町として、あるいは南会津地方として要望活動を行う、こういう形が出でくる場面があるんではないかと、こう想定をしております。

特に、道路特定財源の財源をなくすと、こういうことを言っておりますので、なくした中でどうこれから地方の道路整備に影響してくるのかというのは非常に心配をしておりますので、ぜひ、ここのところはタイミングをしっかりと見ながら要望に努めていきたい。そのときに議員の皆様や、あるいは関係団体のお力までおかりすることになるんではないかと、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長　17番、芳賀沼順一君。

○１７番　芳賀沼順一議員　非常にいい答えをいただきまして、私たち議員もこれから陳情費用を捻出すべく、皆さん、お小遣いを少しためていきたいと、こう思います。

次に、町職員の巡回事業についてですが、職員の意識向上というものももちろんあると思います。１つだけ、これは私の要望なんですが、町職員に、うちの集落では、今度、町職員の顔写真を入れて、電話番号を入れて、何でも相談してくださいというようなのを１枚ずつ張ってもらおうと今思っているんですが、今までは高齢者も、あるいは住民もどこへ相談していいか

わからないと。場合によっては区長にも言えない、民生委員にも言えない、親戚にも言いたくないというものがあるんですね。その場合に、今回は役場の職員に直接電話できるということは、これは非常に私はいいことだと思っているんです。巡回しなくても電話をしてやってもらう。

その中で、担当者の名簿を私は見たわけじゃないんだけれど、自分の集落しかわかりませんが、どうしても同じ集落の人だと相談しにくいと。何でもわかるんで。こういう声を私はちょっと聞いたんですよね、回りながら。うちのほうにはたまたまないので、別の集落なんですが、ですから、そのメンバーの中に今後、これからは、今もあるんでしょうが、そういうことがあったら他の集落の人を１人メンバーに加えていただけないかということをちょっと質問します。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えいたします。

議員がおただしのように、この事業については、実は先ほど答弁の中では申し上げませんでしたが、雇用対策をずっとやっておりましたら、ハローワークとかそういう表に出てくるものだけの統計というか数字というか、そういうものしか上がってこないということが見えてきたんですね。つまり、もっとかみ砕いて言いますと、ハローワークにも行きたくないといいますか、行っても書類がなかなか自分で書き上げることが不得意だと、こういう方々がたくさんおられるということがわかって、それではどうしたらいいだろうということになりまして、そういう方々が集落の中のいろいろな見回りをする中で声をかけられるような、そういう環境というか、場面をつくり出せないかということで、この事業が始まったわけなんですね。

それからもう一つは、やはり区長さんが、非常に新しい事業がふえてきたり、先ほど申し上げたように、この後新しく政権交代がなされるということになると、さまざま制度が変わっていく可能性が高いですんね。そうすると、今までのように区長さんだけにすべてお願いをするということでは、なかなか区長さんたちも大変になってきます。それはほかの団体も同じなわけですので、それではひとつ先取りをしていかざるを得ないということも途中から加えさせていただいて、こういうシステムをつくりました。

その中で、確かに議員おただしのように、知っているからこそ話ししにくいというものもあるかと思うんですね。何か話の内容が漏れてしまうんではないかとかそういうこともあるかと思いますので、１回目は、もう既にそれぞれの地域の職員の配置計画ができておりますので、そこでやらさせていただいて、その中から問題点が見えてきたら、今おただしのことについても具体的に検討させていただくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長　17番、芳賀沼順一君。

○１７番　芳賀沼順一議員　そういうことでお願いします。

非常に私もこのことは、役場職員がせっかく集落にいるのにという思いがあったものですから、我が意を得たりというようなことでうれしく思っています。特に、まして雇用まで相談に乗ってくれるということはありがたいことです。

１つの失敗談ですが、うちのほうでも、おやじさんも息子も仕事がちょうどなくなったと。息子は若いので、息子の仕事にということで雇用を言ったらば、面接に来たらば、息子じゃなくておやじが来ちゃったということで、おやじが来たらだめだとは言えなくて、二十歳代の息子に声をかけたのに60代のおやじが来ちゃったという笑い話もありますが、今働いていますけれども、そんなことも１つの相談の行き違いというか、そういうところから出たことだと思います。

それから、企業誘致についてですが、この緊急雇用協議会というものが誘致の協議会にまで発展してくれるということは非常にありがたいです。ただ、本当に今現在でも仕事というのは、この不況の中でも伸びている企業ももちろんあるわけですね。以前にも、合併前にこの田島というところは空気はきれいだ、水はきれいだ、自然もいいということで、例えば薬をつくる工場であるとか、あるいはそういう薬品関係とか空気と水のきれいなものを利用するところ、東京からは一番そういうところにおいては近い、交通もいいということで――高速道路がないだけで――企業が一応ここにターゲットを絞ったという話もあったぐらいなので、やっぱりこれからあらかいキャンプ村も今少しずつ発信をしているところですから、そういうものも利用しながら、やまなみ泊覧会も通して少しでも人が来られるようにというには、やっぱり今から誘致活動を私はしたほうがいい、こう思うんですね。来年、再来年に来なくても、やっぱり５年先、10年先に――我々もそうですが、１回来た人よりは前々から何度も来た人の話を聞くというのは、これは人情ですよね。町長だって、よく人情話をしますが、今から早速、それこそことしからでも、だめでもともと誘致活動に入る考えはございませんか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

先ほどもお答えをしたわけでありますが、緊急雇用対策協議会ということで、これまでどちらかというと議員の皆さんがそういう協議会から抜けてきたといいますか、入らないでいたというケースがある、ここはぜひ議員の皆さんに入っていただきたいということで、一緒にやっぱり雇用対策を本気に考えようということでつくりました。

その協議会の中でも、議員の皆さんからいろいろなご意見をいただいております。特に、やはりまだまだ行政サービスの中ですき間がある。このすき間の部分を埋めていく、その中から雇用を生み出していくことも必要だろうと。それから、やはり地域産業、誘致ももちろんなんですが、地域にはたくさんの資源があるわけです。この資源の活用をしながら、新たに南会津発の企業といいますか事業を考えるべきではないかと、こういうお話もありますので、誘致も含めて、これから協議会で議論をして、協議会が発展的に、仮称ではありますけれども企業誘致の委員会ということではなくて、そこの中で委員会の設置の必要性、あるいはどういう形にするか、こういうことも議論をしていきたいと、こういうことですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長　17番、芳賀沼順一君。

○１７番　芳賀沼順一議員　わかりました。

では、今後、もちろん地元企業を大事にするということは非常に一番大事なことですので、それをしながら、それから企業誘致に対しても今後考えていくということですので、大いに期待をして、私たち議員もしっかりと見守りながら、我々それぞれが努力をしたい。やっぱりそういう姿勢を示すことが町民からの期待、それから町民の安心にもつながっていくと私は思います。

私の好きな言葉に、「自分には秋霜のごとく、他人にあっては春風のごとく」と、この言葉が私は好きなんですが、一つ一つしっかりとこれからの町政を町長とともに我々議会も、お互いに切磋琢磨しながらやっていきたいと、こう思います。

あとは、この町職員の不祥事については、町長と教育長からしっかりと考えと対応を述べていただきましたので、今後、我々も二度とこのようなことがないようにしっかりと見守りすることを約束して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長　以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

休憩　午前１１時２１分

再開　午後　１時００分

○渡部康吉議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

◇　渡　部　俊　夫　議員

○渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君の登壇を許します。

なお、２番議員からパネルの提示についての申し出がありますので、これを許可します。

２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　質問通告に従いまして一般質問を行います。渡部俊夫でございます。

第１のテーマは、生活交通と観光二次交通についてであります。

私の質問内容をわかりやすくするため、今回、議長の許可を得ましてパネルを持参しました。それは、この「南会津町バス運行案内図」というものでございます。この案内図を見て、ああ、そういえば以前に見たことがあるとか、あるいは回覧板で回ってきたような気がするなという記憶は残っているんじゃないかなというふうには思います。それで、今回はこの案内図に記載されているバスについて質問をいたします。

簡単にこの案内図を説明したいと思いますが、左側が４地域を回る周遊バスでございます。それで時刻表は何本もありますが、黒い時刻表については、もともと会津バスが運行しておった路線バスでございます。そのあいたところに、南会津町から会津バスに委託をして周遊バスを組んだというのが、この周遊バスでございますね。それから、右側に書いてあるのが田島中心市街地循環バスということで、１周、大体45分で回る、そして１日、右回り、左回り合計して５本の路線があるというような内容でございます。この周遊バスについては、10月までの土日祝日運行でございます。路線バスは、もちろん毎日運行していると。それで循環バスについては期限の定めが今のところないというような代物でございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

町長は21年度の施政方針の中で、このように述べられています。「やまなみ泊覧会を公共交通体系の実証実験の機会としてとらえており、町内４地域を結ぶ周遊バスの運行や生活交通と観光二次交通の両立について検討してまいります。さらに、田島市街地を巡回するワンコインバスを運行し、高齢者や子供たちの足として医療施設、商店街、公共施設等の利用促進に結びつけてまいります」というふうにうたってございます。その実践として、やまはく周遊バスと田島中心市街地循環バスがこの７月から運行を開始しました。

どちらのバスも、いつも乗客が乗っていないと。ほとんど空バスで走っているので、気にな

ったものですから一度試乗してみたいと思いまして、循環バスについては、去る８月25日に実際に乗ってみました。時刻表からすると右回り、田島駅前８時30分発の45分間で一巡をするコースでした。運転手さんに聞けば、１日平均の乗車率、恐らく１人にもなっていないんじゃないかというお返事でございました。また、周遊バスについては９月５日の土曜日の日に１人で乗車しました。午後１時30分の左回りコースでした。そこで運転手さんからは、きょうは初めてのお客さんですということで、えらい歓迎をされました。こうした実態を目の当たりにしまして、私はこれは大変なことだというふうな危機感を覚えました。

しかしながら、私も二次交通の難しさを常々感じております。近隣町村を初めとして、大変苦労している話も聞いております。只見町のデマンド交通である「雪んこ」ですか、このネットワーク工事にも私、実際参加しまして、その後何度かお邪魔して様子も聞いておりますが、年間延べ１万2,000人ほどの利用者がある、あるいは年間600万円の販売実績があるという実態も知っております。我が町はやまなみ泊を通じて、本当に南会津町の身の丈に合った生活バス、観光二次交通はどうあるべきか、まさにこの時期、この期間を実証実験の機会としてとらえ、当局も私たちも一緒にグッドアイデアを出していこうではないかと、そんな基本的なスタンスから質問項目を立てたわけでございます。

双方とも、両方とも運行開始後、約二、三カ月にならんとしているわけですが、そこで質問ですが、①そもそも、このやまはく周遊と循環バス計画の背景と効果はどのように想定していたのか、改めて確認させてください。

②会津バスとの委託契約がどのようなものなのか。

③双方それぞれに需要予測調査をしたならば、その結果をお示し願いたい。

④町内外に対して周知及び宣伝方法に何か工夫が足りなかったのではと思いますが、いかがでしょうか。

⑤総じて、この間の運行状況を町当局はどのように見ているのか、さらには、今後の運行方針はどうするのか。

⑥私の提案の１つなんですが、いっそのこと市街地巡回バスをすべて無料にするのも――幾つか選択肢あるわけですが、その１つとして検討してみる考えはないかということでございます。

次に、２つ目のテーマですが、障がい者の支援についてであります。

南郷地域片貝にある地域活動支援センター「木の葉」には、現在12名の利用者がおり、そのうち半数の６人が只見町から通所されています。その「木の葉」への県の補助金が今年度をも

って打ち切られます。その後、全面的に町が負担をしていかなければならない状況を迎えているわけですが、南会津町の第２期の障害者計画によると、「木の葉」を平成23年度、来年、再来年には国・県の財政上の補助割合がかなり条件のよい就労継続支援Ｂ型――Ａ型とＢ型とあるんですが、簡単に言ってしまえば、Ａ型は雇用契約に基づく就労機会の提供に対して、Ｂ型は雇用契約に基づかないで就労や生産活動の機会を提供するという違いがあります。全国的なデータですが、利用者数で言いますと、Ａ型は約5,000人、Ｂ型が約４万3,000人となっています。Ｂ型が非常に多いわけですね。

そこで、南会津町の方針としてそのＢ型に23年度に移行を予定しているわけですが、そこでお伺いをいたします。

①Ｂ型移行の前提条件としてサービス管理責任者１名を配置する必要があるのですが、どう確保されるのか。

②「木の葉」の充実に向けて、只見町との連携を中心にして今後の方策はどのように考えているのか。

③これは南陽会についてであります。社会福祉法人南陽会が運営するあかまつ荘は知的障害者更生施設であります。このあかまつ荘が来年４月に大きくさま変わりをしようとしています。その背景には、平成18年に施行された障害者自立支援法の適用により、新しい体系に移行しようとしていることです。その一環として、下郷町橋坂地内の100円ショップ、御存じかと思うんですが、その手前の旧セコニックの建物を利用して、あたご作業所と同じように就労継続支援Ｂ型を稼働させる今準備をしています。内容的には、パンの製造販売とか、あるいは野菜づくりなんですが、総額3,300万円の予算で工事を行うというふうにお聞きをしています。

そのような事業を計画している南陽会と南会津町との関係について、現状と課題をどのように認識されておられるのかという質問をして、私の第１回目の質問を終わりといたします。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　２番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、生活及び観光二次交通に関する１点目、やまはく周遊と循環バス計画の背景と効果についておただしがございました。私は合併後の本町の重要な課題となっておりました総合的な公共交通システムの構築に向けまして、やまなみ泊覧会を公共交通体系の実証実験を行うよい機会ととらえました。そこで生活交通と観光二次交通の両建てについて検討をしてまいったところであります。

このことから、やまはく周遊バスにつきましては、本町の４地域を乗りかえなしで運行をし、

住民生活の利便性を高めるとともに、やまなみ泊覧会を契機に本町を訪れる観光客等の回遊性の向上や地域住民との触れ合いの場をつくる効果があるものと考えております。また、田島地域中心市街地の巡回バスにつきましては、公共施設、医療機関等へのアクセスの向上に加え、子供たちの通学の支援、高齢者の引きこもりの解消などを目指し、現在、実証運行をしているところであります。

次に２点目、会津バスとの契約に伴う内訳のおただしでございますが、委託料につきましては、やまはく周遊バスが上限を533万8,305円とし、そこから運送収入を差し引いた額、市街地巡回バスについては上限を446万2,500円とし、そこから運送収入を差し引いた額となっております。

また、バスの扱いにつきましては、やまはく周遊バスは会津バスの車両をラッピングして使用しており、市街地巡回バスについては、現在使用している町所有の車両は、10月に新車が導入された以降は荒海地区のスクールバスとして使用する予定であります。燃料費につきましては、契約金額は会津バスで算出をいたしました１キロメートル当たりの運送経費の単価をもとに計算しているところであります。

次に３点目、需要予測調査の結果についてのおただしがございましたが、需要を検証するための運行でありますので、乗車人員等の予測調査は実施しておりません。

次に、４点目、周知及び宣伝方法に工夫が足りなかったのではないか、このようなおただしがございました。これまでチラシや町の広報紙、やま泊ホームページ等で周知を図ってまいりましたが、住民への周知が不十分な面もありましたので、さらにわかりやすい運行を再検討するほか、駅、医療機関、公共施設等、主要な目的施設での周知の強化を図り、旅行関係事業者との連携を進めまして、これまで以上に創意工夫を図り、より効果の上がるものに改善を加えてまいりたいと、このように考えております。

次に５点目、この間の運行状況をどのように見るのか、また今後の運行方針をどうするかと、こういうおただしがございましたが、現在のところ利用者は多くはありませんが、やまはく周遊バスにおきましては、秋の紅葉シーズンを控え、観光利用客の増加が見込まれております。また、市街地巡回バスにおきましては、10月に新車を導入し広報宣伝に努めるほか、冬期間における通学利用などの利用増加要因がありますので、運行計画期間内は現在の運行を継続し、その推移を見守ってまいりたい、このように考えております。

次に６点目、市街地巡回バスをすべて無料にできないかとのおただしがございました。バス、タクシー事業者への影響、乗り合いタクシーとの整合性、利用者ニーズ等を考慮しまして今後

の利用状況を見きわめたいとは思いますが、現在のところ無料にすることは考えておりません。

次に、障がい者の支援に関する１点目、「木の葉」が就労継続支援Ｂ型に移行する前提条件としてのサービス管理責任者をどう確保するか、こういうおただしがございました。

就労継続支援Ｂ型移行に当たっては、議員おただしのとおり、障害者自立支援法によりサービス管理責任者を１名置く必要がございます。しかしながら、「木の葉」がサービス管理責任者を置くためには、現在の指導員が新たに社会福祉主事の資格を取得するか、もしくは取得しない場合は、福祉施設での経験年数が10年必要とされております。現時点では新たな人材の確保も難しい状況にあるため、今後の運営のあり方も含めまして、引き続き事業者側と協議を進めてまいりたい、このように考えております。

次に２点目、ＮＰＯ法人「木の葉」の充実に関してのおただしがございました。現在、当該法人へは地域活動支援センターとして業務委託をしているところでありますが、議員ご指摘のとおり、県の一部補助金が打ち切られる中にあって、就労継続支援Ｂ型への移行をしていく必要がございます。「木の葉」の利用者10名のうち、只見町の利用者が６名であることから、広域的な連携をとって就労継続支援Ｂ型に移行する方法と、それが不可能な場合は、田島地域にありますほかの作業所との統合をしサテライト方式がとれないかどうか、このことも関係機関を交えながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に３点目、社会福祉法人南陽会の現状と課題についておただしがございました。

南陽会では、障害者自立支援法による旧法施設入所支援及び田部原地区にグループホームを開所しております。しかしながら、障害者自立支援法の改正により、平成23年度までには新法体制に移行しなければなりません。このことを踏まえまして、南陽会では平成22年４月よりあかまつ荘での生活介護を初め、下郷町においてパン製造をメーンとする就労継続支援Ｂ型の指定障害福祉サービス事業所を立ち上げていくほか、グループホーム等の造設などの計画が進んでいる、このように聞いております。

南陽会の課題といたしましては、当初１億円の資金を保有しておりましたが、それを取り崩して事業展開を図っており、現在では基金の残高も減少し厳しい財政状況とお聞きをしております。本町といたしましては、南陽会に対し、当初の施設整備にかかわる借入金に対して助成措置をしているところでありますが、今後、南陽会における施設整備の計画を含めまして、どのような支援が必要か、施設側あるいは関係機関と協議を進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますの

で、よろしくお願いをいたします。

〇渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

〇２番　渡部俊夫議員　巡回バスから再質問させていただきますが、背景、効果については、言葉で言えばそのとおりにはなるかと思うんですが、実際に現状を見た場合に、もうこれ、一体どうなっているのというのがちまたの町民の大方の声でありますし、実際にこれ、どうなんですかね、周遊バスと巡回バス、それぞれに８月末日でもって、多分、会津バスのほうで集約していると思うんで、乗車人員、ひとつお聞かせ願いたい。

　それからあと、乗車人員がわかれば、当然にして乗車人員１人当たりの費用もあらかた予想がつくんじゃないかと思うんですが、それが今どうなっているか、ひとつ再質問でお聞きします。

〇渡部康吉議長　総合政策課長。

〇宍戸英樹総合政策課長　お答えいたします。

　まず、乗車人員についてお答えをいたします。

　１つ目、町内の周遊バスの実績についてですが、７月が合計９日ございました。それで左回り、右回り合わせまして17名の乗車でございます。日平均1.9人ということでございます。それから、８月が合計10日間の運行日がございまして、左回り、右回り合わせまして36名の乗車でございます。平均が3.6名ということになります。

　それから、市街地巡回バスの実績についてでございますが、７月が20日から運行開始しまして運行日数が12日間で25名、それから８月が運行日数31日間で42名ということで、全体通して平均２人弱ぐらいの乗車率ということになっております。

　費用的な問題についておただしがありましたので、お答えしますが、町長答弁のとおり、運行経費については契約上の上限額を設けております。それについて１日当たりの運行経費を運行日数で割りまして計算しますと、やまはく周遊バスについては１日当たり13万3,457円の運行経費がかかるということです。それから、市街地巡回バスにつきましては、毎日運行しておりますので、１万7,500円の運行経費となります。これを７月までの、ただいま申し上げました乗車人員で割りますと、１人当たりの運行経費ということで算出しますと、やまはく周遊バスが約４万7,800円、市街地巡回バスが約１万1,200円程度の数字となります。

　以上でございます。

〇渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

〇２番　渡部俊夫議員　大変厳しい状況が具体的な数値をもって今示されて、まさに私たちが

ふだん実感している内容とほぼ同じだったなというふうな気がいたします。

　それにつけても、このことについていろいろ述べてみても始まりませんので、実際に私が両方のバスに乗って、揺られながらアイデアを考えたわけですが、それを披瀝したいと思うんですが、１つは、100円バスであることの表示をバス本体に大きくペイントするとか、ちょっとやっぱり特徴がないと目立たないんですね。ほかの観光バスと何ら変わりないということで、例えば市街地どこでも町内100円ぽっきりとか、何かユニークなキャッチコピーを付与する必要があるんじゃないかなというふうに私は思います。

　それからあと、実際にバスの停留所も見てみましたが、時刻表も現在のこの文字の大きさでは、まずお年寄りには見えないと。私もずっと注視をしないと実際のところわからないということで、非常に目的が子供さんとかお年寄りとかと町長は最初に言いましたけれども、決してこれはお年寄り、子供向けではないなというふうに停留所を見て思います。そういう意味では、１つのアイデアとすれば、１周は45分と、あとそこを通過する時刻だけを大きくクローズアップしてやられたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

　これと同じようなものが張ってあるわけですね、停留所には。それで、これ、一々この小さい文字を見るというのは、これはなかなかできない話です。もう、なきに等しいです、この案内板はですね。そういう意味では、むしろ文字を大きくして、１日５回通るんであれば、ここは何時に通るよと、１周は45分だよと、そのほうがいいのかなというふうに、もう少し所期の目的、お年寄りや子供の目線に立ってＰＲの手法を考えるべきなんじゃないかというふうに、実際に体験したわけですが、どう思われますかね。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えをいたします。

　先ほども申し上げましたが、わかりやすい運行というのを、もう少しその検証をするということは大変大事でありまして、私も実は市街地については乗らさせていただきましたが、停留所はあるんですが、道路交通法上、横断歩道とか交差点とか、そういう以外のところではどこでも乗られるということは言っているんですが、それが住民に周知されていないという部分はありますので、ただいまいただいたアイデアも含めまして、今後さらに改善を加えていきたいというふうに思っております。

　ただ、１つだけ申し上げておきますと、乗車人員が少ないから、恐らく乗車人員が多いんであれば、これまで公共交通についての体制がもうでき上がっていると、そう思うんですね。乗車人員というかそういう形態がまだないので、それらに対する利用を促進する下地がまだでき

ていないと。したがって、実証実験をしていこうということですので、そこはご理解をいただきたい。

つまり、例えば会津鉄道が乗車人員が少ないから廃止してしまっていいのかと、あるいは野岩鉄道がこれまでかなり減っているんですね、乗車数。そうしますと、これらについて、ただ採算性だけを考えて、あるいは乗ってない状況を見て、乗ってないじゃないかと、こういう意見だけを吸い上げるというわけにはいかない。行政というものはそういうものではないと私は思っているんですね。

そこで、今回、実証実験をする中でも最もメーンとしたいものは、会津鉄道と野岩鉄道をとにかく存続させていく必要がある。その場合に、高速道路の無料化の話もありますが、もう危機的な状態と経営に当たっている方々は思っているんですね。ここが私ども、車で来るなとは言えませんので、できるだけ公共交通のあり方について、どうぞご理解をいただいて、鉄道を利用した方については二次交通が用意されていますよということをこれから特に強く広告宣伝をしていきたいと。そしてまた、将来的にはやはり公共交通機関を充実するということは、最終的には環境、こういった問題にも大きく連結してきますので、これらについて、でき得れば少し時間をいただいて町民の方々と議論をし、さらに認識を高めるような、そんな機会をこれからつくっていく方針でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　冒頭申し上げましたように、やま泊期間を通じて、これがいわば実証実験の段階であるという、そこは私も理解していますんで、そうそうは今の現状についてとやかく強く言うつもりはないんでありますが、常々町長ご自身も言っていますように、費用対効果はどうなんだ、あるいは金を出すことは簡単だと、この金を出すことによって付加価値をどう高めていくんだと、そういうことを絶えず申されているものですから、やはり、たとえ実証実験の段階であっても、有効な手だてはきちんとこれから打っていかなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。

先ほどのバス無料化について、ちょっとできないという答弁であったわけですが、もし可能であるならば、ひとつ土日だけでも――巡回バスですよ――無料にして大々的に宣伝してみたらどうかなと。まだ、町民に認知されていないんですね、このバスが。わかないんですね、あるということ自体も。ですから、土日を無料にして、防災無線で――先ほどの芳賀沼さんの話ではないですが、きょうは巡回バスが無料の日ですよと、ぜひご利用くださいというような住民にアピールをして、無料だったら一度試しに乗ってみようかというようなことで、とりわけ

女性の方に乗っていただければＰＲ抜群かなというふうに、ああ、こんな便利なものがあったのかというようなことにもなろうかと思いますんで、ひとつ土日だけでも無料にするというアイデア、ご検討いただけないでしょうかね。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

自分が、あるいはさまざまな団体の合意形成とか提案とか含めまして最終的に判断をしてつくった制度を、成果を上げるということはとても大事だと思うんです。しかし、自分にとって無料化することが成果が上がるとすれば、それは私は政治家としておかしい。つまり、このことの実態を探りながらどこにその問題があるのか、あるいは、場合によっては町民に認知されていないと言うけれども、町民の側にもっともっと関心を持っていただくというところに実は行政の課題があるのではないだろうかと、こういうことも探りならいくと、町長がある種判断をし、議会に同意をしていただいてつくった制度、あるいは事業ですから、それなりの効果を上げるために無料化するということは、私の政治姿勢からは余り考えられないというふうにお答えをしておきたいと思います。

○渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　先ほどの総合政策課長の実績を聞いても、ほとんどもうワンコイン100円で本当に何百円かの収入という状況なものですから、むしろ福祉バスというふうな形で考えるのも１つの案じゃないかというふうには私は思ったものですから述べたわけですが、その前提として、当然に先ほど述べたようないわばＰＲ、十分にいろいろこれから検討して、本当にみんながわかるようなバスにしていくということ。そうはいっても、なかなかＰＲが届いたから、じゃ、また利用していただけるかどうかというのはわかりませんからね。そのときは、選択肢の１つとして福祉バスがあってもいいのではないかというふうに考えたものですから、ひとつお願いをしておきたいなというふうに思います。

周遊バスに移りますけれども、この案内も非常に、私も具体的には、それじゃどうしたらいいんだとなるとなかなかこれは難しい課題なんでありますが、時刻表中心の案内ではなくて、どこにどんな名所旧跡があるのか、実際に名前だけでは、なかなか町外者はわかりにくいんですね。それで、先ほどお示しした時刻ポスターの中にも、例１、例２というような形でダイヤが組まれていますけれども、こういう地名だけ載せても、十分に下調べでもしてきた観光客ならばともかくとしても、なかなか効果は小さいのかなというふうに考えています。むしろ、今の時間だったらば、Ａ、Ｂ、ＣのＡコースでここときここは回れますよ、あの時間帯だったらば

Ｂコースでどこどこまで行って戻りますよというふうに、いわばはとバス風に１つ写真をつけて、南会津町探訪Ａ、Ｂ、Ｃコースみたいな形のほうが、よりわかりやすいのかなと。

いずれにしても、これ、10月までいっぱいですからね。実際にこれからいろいろ考えて段取ってなどといううちには、これ、10月は終わってしまいますから、なかなか実現性は難しいと思うんですが、この辺についても、ひとつ今後の検討課題としていただきたいなというふうに思っています。

今回、町のお知らせで周遊バス車内での「暮らしの相談室」と「移動町長室」を９月26日の土曜日に開催する旨の広報が出されましたけれども、これはどのような意図を持って企画されたのであるか、その心をひとつ説明してください。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

まず、市内の巡回バスについても、やっぱりお互いに、どんなにご年配の方でも、あるいは子供たちでもお互いに少しずつ力を出し合って、お金を出し合って、町というものは、行政というものは、地域というものは成り立っているんだということを実は知っていただきたい。

したがいまして、いろいろな事情がありますが、できる限りいろんなイベントとか講演とか、そういったものも300円でも200円でも500円でもいただいて、そういう自主的に自分のお金を出して参加しようというものを何とか皆さんでわかり合いたいというのが根本にありますので、お年寄りの人とか町民が喜んでいただけるだけのものではないと。しかし、そうは言っても状況が変わってきたときに、それなりの対応をしなければならないということは議員おただしのとおりだと思いますので、まずご理解をいただきたいと思います。

それから、確かに議員おっしゃるとおり、私も全くそのとおり思っております。今回の実証実験で一番私どもが足りなかったなと思っているのが、実は会津鉄道、野岩鉄道との連携企画が足りなかったと、こう思っています。これについては、会津鉄道担当、それから野岩鉄道担当というものをそれぞれ総合政策課の中につくって打ち合わせをしてきたんですが、なかなか、会津鉄道も野岩鉄道もぎりぎりの社員の中でやっているものですから、年度途中からの対応ができない状況にありました。そこで、私が取締役に一応なっておりますので、会津鉄道の社員と先月ですか、あるいはこの後、野岩鉄道の社員と懇談会を持つことにしています。そんな中で議員おただしのような名所旧跡も含めたわかりやすい運行表示というものをつくっていきたい、あるいはまた野岩鉄道、会津鉄道と一体となったツアーを組んでいきたい、こんなふうに思っているところであります。

それから、「移動町長室」がなぜバスの中ということになったのかということですが、実は山王茶屋を移築をしたときに総務省から補助金をいただいたんですが、そのときの前提条件として年間３万人を入場させてほしいと、こういう条件がありました。

しかし、３万人というと、実態を見てみますと5,000人まで満たなかった。現在は１万人近い数字が出ておりますけれども、そうしたときに、実は地域の人たちを何とか呼びたいということでいろんな企画をしたんですが、そのときにほとんどの人が、おばあちゃんたちが山村道場に行ったことない、こういう話があった。同じ田島地域、あるいは合併をして伊南とか南郷とか舘岩がありますが、山村道場にこういう施設があるということすら知らなかった。これはやはり、ちょっと大きな問題であるということを考えまして、走っているうちに、ぜひ一度乗っていただいて地域の全体の状態を理解をしていただきたい。

しかし、お金がかかるものですから、それでは無理のない範囲で私が乗らせていただいて、そこでちょっと町長にこれまでのような「移動町長室」で相談のある方、あるいは暮らしの相談のある方については、ちょっと景色を眺めながらいろいろと話し合おうと、こういう背景があって、何人の方が応募されるかわかりませんけれども、そういうふうに合併した後の南会津をできるだけ見てほしいと、こういう思いから、そういう企画をしたところであります。

○渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　「移動町長室」のねらいについては、今ほどの説明でわかりました。

そうは言っても、根本的に周遊バスのやはり乗車率をどうアップしていくかということは、やっぱり町の大きな課題であることについては変わりないわけでして、私も峠をバスに揺られながら、どうしたらいいかなというふうにいろいろ考えました。それで、むしろやるなら大々的にバスの中を利用してカラオケ大会とか、あるいは漫談師でも呼んで漫談ツアーとか、あるいはこの前青柳地区でやりましたけれども、歌声喫茶とか、各文化団体から募集したらどうかなと。それで「移動町長室」ではないですが、バス代は多少割り引いてもいいんじゃないかと。そして、特別企画というものは行政の企画があってもいいわけですけれども、そればかりでは、これはやはり行政におんぶにだっこになっちゃいますんで、極力、企画・ＰＲはサークルや団体にお任せをすると。

それで、会津線のトロッコ列車の団体貸し切りみたいなイメージにも似ているんですが、これも実際に来月で終わるとなると、今からこれ準備しても、ちょっと間に合わない話かもしれませんけれども、ただこのバスが貸し切りオーケーであるならば、各文化団体等に直接アタックしてもよいのではないかなというふうに思うんですが、そうすれば半月くらいで企画、実践

できるサークル、団体もあるかなと。そういう意味では、どっちみち乗っていないというふうな、これからの秋の紅葉シーズンがありますから、それを見ないと何とも言えませんけれども、もう少し大胆に企画立案をされていったらいいのではないかなというふうに思うんですが、その辺のアイデアについて一言コメントいただければありがたいんですが。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

全く今議員がおただしのような、いただいたアイデア、とても意味がある、そしてまた試してみるに価値のあるものだと思いますので、ぜひ取り組みをさせていただきたいと思います。

ただ１つ申し上げておきますのは、確かに今できるだけ早くその乗車率を上げるということが大事でありますが、実はそこに乗車をされた方々の口コミで、南会津町にはこれまで二次交通がなかったけれども、二次交通ができたと、こういう今口コミで伝え広まっているところは間違いなく、少ないですがあります。この新しい事業が認知されるということになりますと、それぞれに価値観が違いますので、やはりある程度時間がかかるものだというふうに私は思っております。それでも貴重な税金を投入しての事業なわけですから、ご指摘の件については、至急検討させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　確かに、そうなんですね。やはりいよいよ、これ、人が乗らなかったらば、もう最終的にはバスやめちゃって、もうワンコイン100円で、このエリアはもうすべて100円で、タクシーで動けたよなんていうことも私考えましたけれども、タクシーといわば二次交通の違い、やっぱり観光客に与えるインパクトからして全然違ってくるんですね。そういう意味で、二次交通の大切さ、重々わかっていますんで、時間もありませんから次のテーマに移りますけれども、１つはサービス管理責任者ですね、やはりＢ型移行の前提条件として。

それで、２つほど案を持ってまいりました。１つは、ＮＰＯあたごで間もなく資格取得をされそうな方がいまして、都合２名の資格取得者が間もなく誕生する予定です。そうすれば、あたごさんにお願いをして、「木の葉」に資格者ができるまで１名を一定期間だけでも移動していただくという手もあるんじゃないかというふうに考えました。

もう一つの選択肢としては、一つ一つ答弁いただきたいんですが、ちょっと時間がないものですから言ってしまいます。「あたご」と「木の葉」の組織統合です。先ほどもちょっと統合の問題触れましたけれども、そうすれば、いわば人事異動的な人事面でのクリアは確かにできます。問題は、「あたご」と「木の葉」の距離が問題になります。これは片道車で30分以内と

いう制約が、条件がございます。ですから、確かにＢ型、今は20名の定員ですが、どちらも、「あたご」さんも20名になっていませんけれども、その辺はかなり今、来年、再来年あたりまではアバウトなんですね。それ以降はちょっと厳しくなるかとは思うんですが、そういう意味では距離の問題も10分くらいオーバーするんですかね、やっぱり「木の葉」まで行くとね、片貝までですと。町も関係者も、あるいは議会としても必要かと思うんですが、県に対して事情を説明すれば、もしかしたらば、この30分の時間というのはクリアできる可能性なきにしもあらずと。

そういうことで、現在の「木の葉」の実態、町の財政状況、余り持ち出しても困るわけですから、そういう意味では、何よりもそこを利用されている障がい者一人一人の顔を思うにつけて、ひとつ統合に向けても１つの選択肢として一日も早い取り組みが必要だというふうに考えていますが、再度お願いします。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えをいたします。

大変貴重なご提案だと思いますので、それも含めまして、今後、両施設が障害者の人たちにとって、有効に活用し、今後の展望が開けるよう協議を進めていきたいというふうに思っております。ひとつご理解いただきたいと思います。

〇渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

〇２番　渡部俊夫議員　確かにこれ、統合するしないというのは、あくまでも各事業所の判断なんですね。町としてそれを具体的に指導するという関係にはないわけですが、参考意見としてアドバイス等は可能なわけですから、現在、統合も１つの案として南会津地方自立支援協議会の中でも話題になっています、統合問題ね。だから、ぜひ、これに南会津町としても参加しているわけでございますから、統合も選択肢の１つとして、なるべく早い時期に、どんな方法でもいいんですが、Ｂ型に移行できるひとつ体制づくりをお願いしたいものだというふうに考えているわけでございます。

それから、「木の葉」の充実に向けて、「あたご」のサテライトも検討したいという先ほど答弁をいただきましたんで、その辺の視点については合っているのかなというふうに思います。

只見町としては、御存じのように黒谷地区、朝日地区に朝日診療所がオープンした折に、将来的には旧朝日診療所、やまびこを利用した小規模作業所の設立も視野に入れた改装を以前行っているわけです。また、実際に若松とか郡山とか養護学校等を卒業して地元に帰られた障害者に、どう雇用の場を確保するかということで只見町も真剣に考えております。現に夏場はト

マト選果場で働いた経験もございます。しかし、トマトはいつまでもあるわけじゃないですから、それも切れた後、なかなか仕事の確保が容易でないという話も聞いていますが、「木の葉」さんについても、以前から光熱費に多大な経費がかかっているという財政上の問題もあって、本当にこれも経営が容易でありません。

それで、御存じのように「木の葉」については只見町から６人も来ているわけですから、南会津町だけの問題ではありませんので、そうして考えると、只見町にお聞きしたらば、只見町の障害者計画は次年度から新たな指針策定に向け検討に入っているという話を聞いてきました。そういう意味では、南会津町は南会津町の計画、あるいは片や只見町は只見町の計画だというような形でそれぞれに進むんじゃなくて、やはり広域的な視点、まさに今そういう環境はいろんな意味でなっていますけれども、ひとつ２点ほどお聞きしたいんですが、「木の葉」に対する補助金負担も求めているやに聞いているわけですが、この辺の負担割合の協議がどこまで進んでいるのか、あるいは広域的な視点に立って、只見町とこれからどのような連携をしていくのかお聞かせください。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

木の葉の助成についてでありますが、これにつきましては、現在入っている建物の所有者から運営資金もお借りしていると、こういう話を聞いておりまして、それでは、その運営資金の返済に当たっての助成ができないかと、こういう話をしましたら、「木の葉」のほうでは当分の間は自分たちで頑張ると、こういう話がありましたので、その後、具体的な助成についての話は今のところ協議事項には上がっておりません。

それから、只見町との広域についてはおっしゃるとおりでありますので、只見の町長と公共交通のあり方も、片やデマンド、片や地域巡回という形ですので、そこはこれも調整しなきゃならないと。この２つについて、急ぎ検討項目に上げておりますので、今後、議員のおただしのように前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　残り５分しかありませんので、最後の質問に移りたいと思うんですが、南陽会についてですね、現在、作業所の建設に向けて、県と下郷町とあかまつ荘、そして利用者の親の会、これが毎月、準備会を開いて取り組んでございます。親の会としても新たな事業の掘り起こしに現在奔走していますが、これは下郷町というエリアに限った活動ではないわけ

です。この間、この準備会の中で、幾度となく南会津町とのかかわりについていろいろ議論をされております。そういう意味では、次回からの準備会には、ぜひ南会津町や南会津町社会福祉協議会、そしてＮＰＯあたごにも入っていただきたいという段取りもしてございます。

そして、今まで中荒井のあたご作業所で得たノウハウを新しく今度下郷町で作業所として設立するわけですから､いろいろな不安な面もあるわけですね、どんなふうにしたらいいだろうかという。そういう意味ではノウハウ、いろんな面で情報を共有して、今後の事業化に向けていきたいというような準備会等のお話も伺っています。

そういう意味では、例えばそこで製造したパンなんかも、下郷町の道の駅、物産展だけでは、これは売れませんから、そうすると南会津町のあたごさんでつくっている品物を置いていただいているようなところにも、やはり置かせてもらうことにもなるのかなと。そんな意味でいくと、いろんな意味で今度の作業所については南会津町とのかかわり合いが強いなと。

そして、下郷町では、来月の「広報しもごう」にお知らせで利用者の募集もかけるわけですが、本当に先ほどの只見町との関係ではないですけれども、南会津町と下郷町とのいわば広域的な視点に立っての障害者の自立を助ける共同指針、そういった目標もあってしかるべきかなというふうに思いますんで、これ確かに南陽会いろいろ問題もあります……

○渡部康吉議長　残り１分です。

○２番　渡部俊夫議員　しかし、そこは主人公は理事会ではなくて、間違いなくそこにいらっしゃる障害者なわけですから、下郷町と相談して早急に対応を検討されることを切望いたしまして、最後にその辺の感想をいただいて終わりにしたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

ただいまご指摘いただいた状況を精査をしながら、今後の対応を進めたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　以上で、２番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◇　湯　田　秀　春　議員

○渡部康吉議長　次に、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　11番、湯田秀春、ただいまより一般質問を行います。

いつものことでございますが、今回の議会で大変うれしかったこと１つございます。２つかな。監査からの意見書で、実質公債費比率が17.6％になったと。起債許可団体から解消されたと。これはもう私の政治的なテーマである財政の健全化ということで、健全化の方向に向かっているんだなということで、大変うれしく思いました。

それからもう一つでございますが、これも先々週かな、ＮＨＫの大河ドラマ「天地人」で、最後のところ、「天地人」の36回だと思うんですが、最後に南山城町、鳴山城町がちょっと出たと。南会津町の南山城町が出たということで、大変、町長初め職員がＮＨＫに通って努力されたと、こういうことを聞いております。大変感謝をしたいというふうに思いますし、町民も大変喜んでいると、こういうことでございます。

さて、感謝と明るいニュースの後で一般質問の内容に入りたいと、こんなふうに思います。

スキー場と隣接ホテルの活用についてということでございます。

町内には４つのスキー場があるわけですが、うち町出資100％の３つのスキー場と観光公社、現在その統合協議されております。かつて私は、この場で統廃合をすべきだというようなことを言ったことがまさしく実現しようとしております。そういった意味でも、私はとしては、ああ、やっとそこまで行ったかと、こんなふうに思っております。現在、統合協議されている状況はどうなっていますかと、こういうことでございます。既に５番議員のほうに大分お答えになっておりますけれども、通告してありますので、このまま読み上げてみたいと思います。

それから、既にスキー場の夏場の利用について、この中の議員の何人かは提言を過去にされておるわけですが、どのような対応をされたかと、こういうことでございます。ここからは、多分、スキー場統合になっても全部提言です。このままで行ったら、やはりまた同じような形で、もうなくなる運命にあるわけです。したがって、ここから先はやっぱり本当に、先ほど町長もちらっと職員の意識改革、社員というのかな、社員の意識改革が大事だと言ったとおり、非常に本気になって取り組まないとスキー場は存続できなくなると、こんなふうに私は思います。

その中で３つ目、一面に花を咲かせて観光客を呼び込む努力をそれぞれのスキー場はされてはどうかと。これは前にどなたか言っているわけですけれども、どうもその様子が見えないということでございます。考えてみれば、スキー場はわずか３カ月しか稼働していないわけで、３カ月だけではなかなか、どんな会社であっても黒字を出すとか、とんとんにするなんていうことは難しいわけです。夢開発は夏場、道の駅があるから、冬と夏と稼働されているから何と

か黒字でもっているわけです。そこのところをよく考えていただきたいなということで、花を提言しているわけです。

それから４つ目、これはスキー場の近くにみんなホテルがございます。このホテルをいかに稼働アップするかということも非常に大事だということで、こんなふうに載せてみました。

堺屋太一さんは、これからは「好みの縁」と。これは、地域とか職場の縁とかとあるんですけれども、こういう時代になりますと、お互いに何で縁を結ぶかというと趣味だということなんですね。「好みの縁」というのは趣味です。そういう趣味が東京のほうにはいっぱいあるわけですね。いろいろな趣味の世界。そういう趣味を持っているような方々のところに、やはり、いかに来てもらってホテルを利用してもらうかということで１泊２日と書いておきましたけれども、カメラとかカラオケとかダンスとかとありますが、もうかなりいっぱいあります。そして、ツアーを企画して売り出してはどうかというようなことでございます。

観光公社はそのためにつくったんじゃないかなというふうに私は思います。この１つのヒントは舘岩の夏祭り。１回行ったことがあるんですが、あのキャンピングカーのすごいこと。あれはキャンピングカーのあのネットワークがあるわけですよ。あのネットワークでどっと押しかけてくるわけですから、あそこのキャンピングカー１台に何人乗っているかわかりませんけれども、いずれにしても、そういう効果があるということでございます。

５番目、会津高原たかつえスキー場の出資比率が変わったと聞いたが、どういう経過であったかと。会社ですね、出資比率が23.26％になったということで、途中で増資があったということなんですが、その辺の経過があれば教えていただきたいということでございます。

それから２番目、巡回バス対策についてということで、これはたった今、２番議員さんと町長がお話ししましたけれども、これも通告してありますんで読み上げます。

利便性の高い公共交通の整備ということで議会でも賛成した巡回バスですが、利用客が極端に少ないように思います。利用の実態はどうかと。周知不足なのか、もともとニーズがなかったのかわかりません。今後、どのような対策を考えていますかと。

そして２番目、これは私からの提言でございます。そんなに乗らなんだったら、かつて何番議員でしたかね、東さんのほうからデマンド交通というようなことを提言しました。私もいろいろ見てみたら、只見でも先ほどやっているというような話を聞いたんですけれども、再度、住民、交通事業者、商工会と、あるいは地域の人と協議して、ドア・ツー・ドアの送迎可能なデマンド交通、こういった対応を考えてみてはどうでしょうかということでございます。

それから３番目、これは、この前の衆議院議員の投票所に行きました。そのときの感想とい

うことなんでございますが、投票所に行きますと足腰が不自由な方が思った以上に多かったわけです。私が行ったときがたまたまだったかもしれませんが、やはり私は順次車いすを置くようにしてはどうかと。これは介護度がかなり３とか４になっても、今、特別養護ホームとか、そういうところ入れないですよね。ひどいと５になっても入れないという。ですから、居宅介護で、かなり歩くのも容易でないという方が非常に多いわけです。うちの人が車で送ってくればいいんですけれども、その後、見ていますと大変だったというのが何人かいたものですから、

下塩江にこれだけいるということは、町全体だと相当いるんじゃないかというふうに思いまして、こういうことを車いすをと言ったわけです。

私は期日前投票ということで、こちらにも来てみたら、ここには、ちゃんと２階なんですけれども、田島の場合は車いすを置いてありました。ですから、車いすの必要な人はということで、こういったことも１つの方法かなということでＰＲすべきかなというようなことで、ここに載せておきました。

４番目、これはふるさと納税についてということで、これは前に１回、私も町長に言ったわけですが、確かにここの町でもやっております。そのときは、私も礼状だけでなくて地元産品もというようなことを言ったわけでございます。そのときは、それはやらないということで、それは福島県でもやらなかったんですね。今度は、福島県は「ふるさとふくしま応援寄付金」ということで、確かにやっていただければ礼状をやるんですね。その後、県立のアクアマリンふくしま、美術館、博物館の入館券というんですかね、それから「ふくしまファンクラブ」の会員証ということで、ちょっと特典がある、そういったことをやっているわけです。したがいまして、この南会津町にもふるさと納税をやったら、礼状のほかに地元の特産品を送るとか、何かそういったメリットのあるような形にしてはどうかということでございます。

それから、寄附申込書とあるんです。その中に４地域のほかに町長が好きなように使ってもいいよとあるんですけれども、どうしても、そこの中に「社会福祉に役立ててください」というのを入れていただきたいということでございます。

地元で介護サービスを受けて、感謝の気持ちで都会で働く人は多いんです。これは強制してはいけませんよ。強制してはいけませんけれども、やっぱり地元に恩返しをしたいという方は多いんですね。そういう意味では、この制度は非常にいい制度だということなんで、ぜひともこの仕組みをよく理解していただいて、何とか地元の特産品、これはＰＲにも役立つわけですから、やってはどうかと、こういうことでございます。

以上、演壇からは終わりますが、町長の答弁によっては自席のほうから再質問したいという

ふうに思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

　初めに、スキー場と隣接ホテルの活用に関する１点目、スキー場の統合協議についてのおただしがございました。

　この件につきましては、５番議員さんへのお答えをしたとおりでありますが、現在、統合検討協議会と経営評価委員会で同時並行的に協議を進めているところでありまして、経営評価委員会といたしましては、11月中には改革プランを策定をし、その方向性を示していきたいと、このように考えているところであります。

　次に２点目、スキー場の夏場の利用に対する提言への対応についておただしがございましたが、第三セクター各社とも夏場の利用促進が経営改善において重要なことである、このような認識から、それぞれが活用計画を検討しているところであります。例えば、ゲレンデへの花の植栽、遊歩道の整備、わらび園の開設などを既に実施し、さらに今後の実施に向けて検討しておりますので、誘客に結びつき、各社の利益につながることを期待しているところであります。

　次に３点目、スキー場のゲレンデに花を咲かせて観光誘客につなげてはどうか、このようなおただしがございました。

　各スキー場では、既に花の植栽を実施して誘客の取り組みを行っているところがございます。しかしながら、だいくらスキー場については、土壌の関係で我々が想定をした花について適地でないと、このような判断がなされたということでございます。今後町といたしましても、さらに観光誘客が図られるよう魅力あるスキー場づくりを支援してまいりたいと、このように考えております。

　次に４点目、スキー場の隣接ホテルで１泊２日の趣味のツアーを企画してはどうか、おただしがございました。

　これまでも自然を活用したハイキングやキノコ狩りツアーなどを実施しております。さらに、やま泊事業といたしまして友好都市からの宿泊ツアーや星空観察ツアー、蛍鑑賞ツアー、あるいは写真撮影プランや友の会制度などによる誘客に努めております。このたび貴重なご意見をいただきましたので、営業戦略に役立てていただくよう各第三セクターの社員のほうに情報を提供させていただきたいと思います。

　次に５点目、会津高原リゾート株式会社の出資比率の変更についておただしがございましたが、平成20年６月に30株、519万円の増資が実施された結果、町の出資額が500万円でありま

して、その出資比率は25.0％でございました。そこから増資がされた後、23.26％となりました。この増資目的は、自己資金の確保を行い、スキー場、ゲレンデ内への動く歩道の設置やロッジ内の修繕及びホテルの修繕に充当したと聞いております。

なお、今回の増資に当たりましては、役員が株式の取得を行っているということであります。

次に、巡回バス対策に関する１点目、今後どのような利用対策を考えているかというおただしがございましたが、この田島地域中心市街地巡回バスは、住民生活の利便性の向上や観光客等の市街地での回遊性を高めることを目的に南会津町地域公共交通総合連携計画に盛り込まれた実証運行事業として実施をしております。

これまでの運行では、７月が12日間で25人の利用、８月は42人の利用と少ない現状にありますが、市街地巡回バスは通院、買い物、公共施設の利用促進のほか、冬期間における子供たちの通学への対応やお年寄りの外出安全の確保など、幅広い目的を持って運行しておりますので、３月末までの利用状況や利用者ニーズを見きわめた上で次年度以降の運行を検討してまいりたい。

なお、住民等への周知の方法につきましては、わかりやすい運行を再検討するほか、病院やスーパーなどの主要な目的施設での周知強化を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に２点目、デマンド交通等の対応を考えてみてはどうか、このようなおただしがございました。

デマンド交通方式とした場合、通学への対応が困難であること、予約が必要なことから観光客への対応が困難であること、利用者及び運行車体の経費負担が増加することなどの理由により、現在の定時・定路線方式を採用しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、田島中心市街地以外の交通体系の充実につきましては、南会津町地域公共交通会議や総合交通対策協議会などの中で効果的な交通対策について継続して検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、投票所に車いすを配置してはどうかとのおただしがございました。期日前投票所につきましては、福祉ホール及び各総合支所を投票所としておりますので、足腰が不自由な方がおいでになった際、車いすで投票ができるよう体制を整えております。また、投票日当日におきましては、有権者数が多い役場本庁、ひかり保育所、舘岩総合支所、伊南会館及び南郷総合支所の各投票所において車いすを配置しております。各投票所へ順次車いすを配備することにつきましては、施設の構造上の問題も多いため、一定の障害をお持ちの方で身体障害者手帳、ま

たは疾病者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方や介護保険の要介護５の方が自宅で投票ができる郵便等による不在者投票制度の周知をあわせて行い、棄権者を減らすよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、ふるさと納税に関する１点目であります。礼状のほかに地元特産品を送るべきではないか、このようなおただしがございました。

ふるさと納税は、ふるさとや縁のあるところを応援したい、また恩返しをしたいという気持ちを寄附という形にしたものであることから、その託された思いに町としてどうこたえていくかが重要であると考えております。議員からのおただしのとおり、他の市町村等におきましては、地域の情報を発信するための手段として、さまざまな恩典を付した取り組み等が行われておりますが、本町といたしましては、特典競争に参加するのではなく、寄附をいただいた方々との縁を大切にしてまいりたいと、このように考え、遠くの親戚づくりの方向性を今考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に２点目、寄附目的欄に社会福祉の項目を入れてはどうかというおただしがございました。

本町の寄附申込書につきましては、寄附の使い道を選択するのではなく、この地域のために使ってほしいという充当する地域を選択していただくような内容となっております。また、町へのメッセージとして、活用事業などの要望や意見等を自由に記載できる欄も用意していることから、寄附者から社会福祉への充当希望があった場合には、寄附者の意向に十分に配慮しながら社会福祉寄附へ振り分けるなどの対応をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　町長のお答えを聞きますと、私は、大分５番議員のほうでやりとりしましたんで、できるだけ新しい会社、これは大分先になるかと思いますけれども、でも、いずれにしてもスキー場がなくなるわけじゃないわけですから、いずれにしても３つのスキー場は営業をするわけです。

いつも早走って申しわけないとは思うんですけれども、中身を見ますと、先ほど言いましたように、その３社の中でも、１つは――これは私の経営分析なんですけれども、この冬越せるのかなと単純に思うような会社もあるんです。例えば、これ、議長あてによこしたやつを見ますと、ことし、かなりの赤字だったと。何にもやらないと今の状態がずっと続いていると。そして、この冬本当に越せるのかなと。これは３月末です。今、９月です。そうすると、もっと

悪くなっているのかなと。そういう中で、結局、ゴルフ場と同じで債務超過が懸念されるわけですよ。そういうおそれはないのかなと。その辺をどう見ているのかなと。

もしひょっとしたら、先ほどの今後の統合のスケジュールを見ますと、そこまで大丈夫かなと勝手に心配――心配性なのは申しわけないんですけれども、後から町長のほうから増資なんていうのが出てきたりするのかなと。ですから、その辺のことを、あえてどこどことは言わないんですけれども、そういう懸念はないのかどうかお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

これまでの統合に向けた協議の中で、各社長さん方が参加をしています会合の中では、やはり議員がおただしのように資金ショートが非常に懸念されると、こういう会社が現実的に存在をすると。これについては３社の共通の監査委員のほうからも、そういう話が今示されてきております。最近の話でありますが。

しかしながら、これが統合に向けてどう変わるのかというと、ここの時点で改善措置をするということはなかなか難しいですね。我々が今できるということは、１つ、２つ、議員からおただしがございましたが、その議員からおただしのあった対策をどうやって早く実行に移すかと、ここのところだろうと思っています。その１つが、やはり社員挙げて、一体となって誘客を図り、少しでも営業成績を伸ばしていく。もう一つは、それだけではなかなか社員が動きにくいので、いかに社員に希望を持たせながらグリーンステージというところにアイデアを出させていくか、そのことによって、現実は現実として向き合いますが、その中にも将来の夢とか希望とかが見出せるようなものでこの冬乗り切っていこうと、こういうことで考えているのが実態でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　町長のほうも、そういうことがわかっていられるということで。私は議員になって、そして役場で、町で出資した会社というものに最初はちょっと戸惑ったわけです。戸惑ったんですけれども、私の場合は両方の目で見るとことですね。複式簿記もよく知っているし、それから役場とかでやっている、こういう、私から言うと単式簿記というんですけれども、この辺、よくわかっている。そうしますと、全体でスキー場の施設とか固定資産とか、そういったものは全部町でお金出しているんですよ、修理も含めて。そして、出資という増資、そういったのは全部、人件費とか、そういう管理費とか、そういった金を使っているんですよ。普通は、出資とか増資といったら、すべてそのお金で機械とか建物とか施設とか全部

それでやらなくちゃならないんですよ。ところが、こうやって今ずっと見ていると、施設というのは全部町持ち出しがほとんどなんですよ、大きな金額。これは間違いですからね。あえて言いますけれども、これは間違い。

だけど、そこまでやってくれても、こういうなかなか採算が合わない。前に私も言いました採算ライン、いわゆるイコール損益分岐点なんですよ。損益分岐点をこの前聞きました。そのときに、例えばたかつえは30万とか、台鞍のときは９万とか、多分南郷と伊南のほうは６万台だと思ったんですけれども、あれを見ると、大体それでぱっとわかるんですよ、計算。

それで、町長に私は言いたいのは、何回やってもだめだというときには民間の考え方は、仕組みを疑えというのは、これ常識なんです、仕組み。この仕組みでいいのかなと。ですから、今回、今度統合しても、仕組みを変えなかったら、やっぱりまた同じなんです。それで、私は仕組みを変えていただきたいというのが１つ。

先ほど、メンバーにはどういう人がいますかということで５番が聞いたら、そうそうたるメンバーが来ております。それから経営評価委員会、そちらのほうも町長も入っているし、それから東邦銀行さんも入っていたかな。それも、そうそうたるメンバーのほうで見ていますから、多分いい方向には行くと思いますが、だけど実際、一番根本的な、町で一生懸命、私が言う固定資産というほうなんですけれども、そっちのほうでお金出して、運転資金のほうでこうやると、やはり間違いが生じる。

前にもちらっと言ったかもしれませんけれども、町で増資というと、多分、恐らく口座に入るでしょう。それはいいんです。だけど、どんどんこれを使ってなくなったと、使って。主に人件費とか何かに使ってなくなってくる。だから、そうすると今度はどこに矛盾が出てくるのかというと、例えば財産の目録という形で、皆さん、お手元に配付される。私らも配付されるんですけれども、そこの有価証券は本当にその価値があるのかと、こういうことになってくる。その価値がないわけですよ。

ですから、やはりそういった意味で、今回せっかく統合して再出発するというわけですから、今が重要です。よくその辺を分析した上で、ぜひ、町長のほうも入っていますから意見が言えると思いますんで、ぜひともその辺の仕組みを変えていただくようにお願いしたいと思いますが、私が仕組みと言ってもどうなんだと言われると、ちょっとあれかもしれないけれども、その仕組みの中で、先ほど言ったように、それぞれのスキー場の近くに宿泊施設を持っているわけです。その宿泊施設と、それからリフトを持っているわけです。だから、そのリフトとあれを、そしてあの斜面を使っていかに夏場を稼働させるか、働かせるか。稼働ですから働かせる、

それを考えていただきたいなと。

そして、そのヒントは、よそでやっているんですよ、全国で、やっぱり。その中で成功しているところもあるわけです。すぐ近くでもありますよ。町長、言えばわかるけれども。だから、そこの努力がやはり私から見ると弱いなと、本当はできると。特に南郷なんかは、なおできる。本当は南郷のスキー場をやらなくちゃならないのに、もう何か鶏頂山のふもとにとられちゃっているわけでしょう、ゆりパークなんて。そして、スキー場があって、ちょっと奥のほうで一生懸命ユリを見てくださいとやっている。あそこは、そうじゃない。スキー場の上でやっている。はるかにこちらのほうが気候とか何かでいいのに、こういうふうだと。だから、別にユリをやれというわけじゃないですよ。何でもいいです。リフトを使って、長く咲いている、花はいっぱいありますから、そのどれを選ぶか。この高冷地に合った花で、そしてきれいで長く咲く花。そしてリフトも動かすと。

そして、ゴルフ場を持っているでしょう、私のところは。ゴルフ場のあの緑の管理をあそこばかり考えないで、少なくとも最初の正面のところに芝生を植えてください。ああ、きれいだな。ちょっと奥のほうはいいよ、金かかるから。そして、花が種類が決まったら、花を植えていく。そしてリフトだと。これはいいと思います。

そしてもう一つ、余計なことかもしれませんけれども、芝桜ってありましょう。春の先に、きれいな色のね。あれでモザイクでうまくつくって、でかい、そこをキャンパスだと思って、そこにうまくやって、それは観光客がぱっと来るかもしれない。でも、期間短いから当てにならないかもしれませんけれども、そういういろんなこと、アイデアを出して、一生懸命努力してください。

私は、スキー場廃止しろとは言っていないですよ。みんな残ってもらいたい。それをみんなスキー場３つで競争し合って生き残ってほしい。ここが恐らく最後だと思います。これでできなかったら、もうだめかもしれません。その辺のモチベーションを高くしてやらせるかどうかは、町長初めとした、ここの新しい会社だと思います。そういった意味で、いい役員さんなり、経営者を選んでいただきたいと思いますが、町長のお考えを聞きたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

これまで、先ほどから合併協議を重ねてきたというお話をしておりますが、ある時期、私のほうから、それぞれの社長さんに集まっていただきました。そのときは社長さん以外の、先ほど申し上げた担当部課長さんもおりましたが、余りにもそれぞれの言い分といいますか、都合

を言い合って、今議員がおっしゃった、前向きな姿勢がないので、統合をやめましょうと、こういう話もさせていただきました。統合をやめたときには、先ほどお話があったように、資金ショートをした時点でその会社は閉鎖をすると、こういうことも辞さないと、そういう厳しい話をさせていただきました。

その後、改めてそれぞれの社長さんが責任を持って統合を進めたいという意思表示をしてきたわけでありますが、いずれにいたしましても、社員が、特に支配人を中心としてそこの人たちがいかにモチベーションが上げられるか、ここが実は社長の力量でもあるわけですね。私から、例えば命令をするとか提案をするということもできないわけではない。しかし、みずから、そういうものを考え、そしてつくり出すという、そういうことがその後の経営に大きく影響するんだろうと思うんですね。

したがいまして、仕組みづくりを変えることはとても大事なことでありますが、私は、この仕組みづくりを、私が今考えている仕組みづくりを押しつけるんではなくて、ぜひ、あなた方が考えて仕組みづくりをしてほしい。その中に、先ほど言ったような損益分岐点の問題が出てくるわけ。そこで彼らはつくってきたのがイエローゾーンといいますか、レッドゾーンと、これはもう切り離していこうとか、あるいはここのところはこういう改善を図る必要があるとか、ここのところは今のところ安全だが、しかしこのままでは十分とは言えない、そういうそれぞれの経営の実態を分析しながら、それぞれのゾーンをつくって仕組みづくりを考えてくれました。

この仕組みづくりについて、今ここで申し上げることはできませんが、ほぼ私がイメージをしていたものに近い状況になっておりますので、ただいま議員からおただしのあったような姿勢で、しかも今後、私どもの手綱を緩めることなく進めていきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　ぜひともお願いしたいと、こんなふうに思います。

それから、実は趣味のことなんですけれども、これはＮＨＫで、ひとり暮らしが生き生きと生きていくにはという、そういう番組をやっていて、私はたまたまそれを見ていたのでね。それ、ひとり暮らしなんですよ。東京もいっぱいいますよね、ひとり。それはカラオケのツアーなんですが、２万9,800円くらいのツアーなんですけれども、ああ、そうかと。それは当然いっぱいいますよね。全部集まって、みんな好きな者同士。そして、どこへ行くのかなと。集まったときは、みんなよそから乗っているから、みんな知らない同士なんですけれども、それで

ずっと行って、普通は考えないかもしれないけれども、私はどこかの温泉場所でも行くのかなと。そうしたらスキー場のホテルなんですね。何だと。これ、おらほうのホテル何ぼでも利用できんでないかなと。そこで、そのホテルへ行って、それぞれカラオケが好きな人たちですから、一生懸命カラオケ練習して、夜の部、御飯食べるとき、その後で当然みんなそれぞれ披露するわけです。終わった後も、また今度やるというようなことなんですが、要するに好きな者同士が集まるそういう企画をしてやれば、ホテルさもいっぱい来ると。

先ほど町長のほうから、いろいろな結構団体も来ているというから、やっぱりもっともっと東京にはいろいろな人がいます。ですから、どんどんそういったほうに呼びかけてツアーを運んでくる。それこそがこのスキー場のホテルの使い道、非常にいい方向だと思いますんで、これはやはりやらないんではだめです。

何でも、私は、先ほどの巡回バスもそうです。確かに私も検証して乗りました。ですから、何だ、少ないなと、こう思うんですけれども、何でもやってみて、だめだったら、やはりいつまでも置かないで手を引くというのが、これは私はそのほうがいいんじゃないかな。とりあえずチャレンジする、チャレンジすることは非常に重要なんで、スキー場もだめだなでなくて、もっとホテルの使い方、しかも中にはお湯まで出るわけですから、そういったものを本当に使って、できるだけ採算ラインに合うように。何ももうける必要ないわけですよね。採算ラインに合って、町に迷惑かけなければいいわけですから、そういう考えで一生懸命になれば、非常にいいと思う。もうけたやつはみんな分配するからと、頑張れとやれば、ひょっとしたら本気になるかもしれない。それはちょっとオーバーにして、そういう形でお願いしたいなと思います。

それから、この会津高原たかつえスキー場のことで、今、町長から話ございました。そうしますと、役員が増資をしたと、こういうふうなことでございました。普通、増資という場合に増資依頼というのは持ち株に対して１割増資しますとか、こういう形だったんですが、町にはそういう呼びかけがあったのか、なかったのかお聞きします。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

先ほど申し上げたような目的で、増資をしたいというお話はありました。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　そうすると、それは町にの増資依頼ではないということですね。ただ、それ。何でこんなことを聞くかというと、この25％というのが重々ね、25％以上だと第

三セクターなんです、これ。多分25％以下なら第三セクターでないと思うんだけれども、この辺の解釈、これで私はいいと思っているんだけれども、大丈夫かどうか。

○渡部康吉議長　商工観光課長。

○星　光幸商工観光課長　お答えいたします。

議員おただしの25％の基準というのは、法による監査委員の監査の基準の数字でございます。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　そうすると、第三セクターというのはどういうふうにとらえたらいいのかな。だから、私は25％以下は普通の一般の会社だよと。だけど、第三セクターというのは25％以上かなと、出資比率ですよ。そう見ているんだけども、それでいいかどうか。ただ、監査と言われると困っちゃうんだけど。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

第三セクターの定義でございますが、25％以上が第三セクターということではございませんで、ついでに申し上げますと、第一セクターというのがいわゆる官ですね、官がやるものでございまして、当町で言えば上下水道、これがまさしく第一セクターということになります。それから、第二セクターがいわゆる民間でございます。それで、第三セクターというのは、第一セクター、第二セクター以外の経営形態でございますので、一般的には民間、それから地方公共団体がそれぞれ出資をして、その中で運営するということでございまして、場合によっては100％出資の第三セクターということもあり得ると、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　わかりました。出資比率がどうであれ、官と民で出資しているのは第三セクターと、こういうふうにね。わかりました。私はちょっと勘違いしていましたんで、町に増資があっても町はしなかったのか、最初から町は出資を仰がなかったのかどうか、その辺がちょっとわからなかったものですから、聞いてみました。わかりました。

ただ、私、思うのは、会津高原リゾート、それから会津高原フレンド・カントリークラブ、これは議長あての報告は、町出資50％以下、報告義務ないからいいと言うんだけれども、やはり私はよこすべきではないかなというふうに思うんですよね。50％以下だからと私どものほうには、議長あてには来ないんですけれども、やっぱりいろいろな形で町のお金をそこに出している以上は、決算関係のやつは、報告は出すべきじゃないかなと、こんなふうに思っているん

ですけれども、それがないんですよね、今回リゾートのほうがね。その辺に関しては私は出すべきだと思うんですけれども、町長はどういうふうにお考えだかお聞きしたいなと思います。
○渡部康吉議長　総務課長。
○室井　裕総務課長　お答えいたします。
　まず、法的な問題をお話ししますと、25%以上の第三セクターにつきましては、議会のほうに報告すると、こういうような規定になっております。それ未満でありますと、法的にはそこまでの義務は当然ございませんけれども、当然所管のほうには、それぞれ株主でございますので決算関係の書類が届いております。したがいまして、議会に報告する義務はありませんけれども、要請があれば、それぞれ所管のほうから説明するということも１つの方法だと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。
○１１番　湯田秀春議員　わかりました。言えば何とかなると、こういうことだろうと思います。わかりました。
　それから、スキー場関係は終わりまして、巡回バス、これも２番議員と大分、これやったんですが、やはり町長、みんな見ているんですよね。私も何で検証する気になったかというと、町民から、空気を運んでいるんじゃないかと。最初は何を言っているんだかわからなかったんですが、空気が入って、人が乗ってなくてぐるぐる、貴重な税金の無駄遣いじゃないかと。何だと。じゃ、そんなことを言うんで一回乗ってみるかと言って乗ってみたら、先ほど２番議員のとおり、やはり余り乗っていないと。これは、いつまでも続けるべきじゃないんじゃないなかと、こんなふうに思ったものですから、それで、それは２番議員とやりとりしたから大分わかりましたけれども、デマンド交通についても答弁はあったんですけども、再度、せっかくあれですから、少しはデマンド交通のほうが利用あるのかなと、こんなふうに思っていますけれども、再度、もう一回町長のお考えをお聞きしたいなと思うんですけれども。
○渡部康吉議長　町長。
○湯田芳博町長　お答えをいたします。
　空気を運んでいるんではないかなというご意見がありますが、確かに会津鉄道についても野岩鉄道についても、そういう言葉とは違うんですが、必要性について疑問視をする方々がいます。特に栃木県については、バスの代替輸送に変えるべきだと、こういう意見がありました。しかし、この野岩鉄道に関しましては、本当に100年の体系の中で先人がたくさんの努力を重ねてきた、それで、ようやく首都圏につながる、これで東京に買い物に行って日帰りできると、

こういう期待感を持って現在まで来ているわけですが、「乗って残そう」というキャッチフレーズもつくりながらやりました。しかし、どうしてもマイカーの普及によって、その公共交通が途絶えていく、そういう状況の中で、私は今回、高速道路が無料化されると、こういうことになれば、議員おただしのように、この実態を見きわめながら、観光客に対する視点を変えて、地元住民のほうに強く利便性を求めていくという方向もあり得るのかなと、こう現在のところは思っております。

したがいまして、国政も変わり、さまざまな制度改革がなされる中で、改めてそのことを協議検討に加えていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　わかりました。

これは、２番議員が大分やっていますから、私のほうはそれくらいにして、次、３番と４番はちょっとリンクしているわけで――これは私の頭の中でリンクしているんですけれども、過般、民生委員会の例会、実はきょう、今やっていると思うんですけれども、そこの中の高齢者部会というところで実はふるさと納税のお話をしました。

これはどういうことかといいますと、これは実体験でございますが、夫婦でいて、１人の人が認知症がひどくなって、息子さんを呼ばれて、東京のほうにいる息子さんですけれども、呼ばれて、かなり認知症が進んで、非常に危険な目にも遭っているから、介護の申請を出したらいかがですかと、そういうことで、そうしたら、やっぱり息子さんも、ああ、本当にそうは思っていたんだと、わかりましたと言って、すぐ介護の申請をしたと。当然、私らも大体わかりますから、そうしたら介護の２というような形になって、そしてヘルパーさんがついて、大分いろいろやってもらうような形になったわけです。デイサービスとかもね。

そうしたら、いや、本当に助かったと、こういう介護の話は聞いたことあるけれども、こんなにサービスよくやってもらうというのは初めてだと。やっぱり何とか、私らは遠くにいて両親をこうやって面倒見てもらっているから、本当に何とか町にしたいと。じゃ、ぜひ、ふるさと納税制度というのがあるから、地元に納めるよりは、こちらに、南会津町を指定してもらってふるさと納税やっていただけませんかと。確かに、そこに5,000円の差はあるんですけれども、そのときはそんな余計なことは言わないで、そうか、そういう制度があるのかということで、そういう事例を紹介しました。

そうしたら、ほとんどの民生委員の人は知らないんですよね。何だ、そんな制度あったのかと。そんなことなら、私も、もうそういうこと経験があると。だけど、それはいい制度だなと

いうことで、もう一回詳しく説明聞きたいと。それは高齢者部会というのは３分の１なんですね、全体の。だから、そのほかに２つありますから、全体で。それを早速、総務課長のほうに言って、多分、担当者がいつか例会をやったときに勉強会と称してやると思いますが、いずれにしても、この仕組みですよ。

間違いなく、ここに高齢者がいて、息子とか娘さんは都会で働いているという事例はいっぱいあるわけですよ。だけど、何とかしたい、その分をふるさと納税ということで、強制はできないよ、強制はできないけれども、ちょっとこっちのほうでやれば福祉に回せると。私が今言ったのは、ここの中に、これ、申し込みですよ、寄附申し込み、その中の目的の欄に、田島、伊南、舘岩、南郷、町長お任せとあるけれども、ここの中に福祉を置いてもらえませんかと。ただ１つ、ここさ、覚えている。ただ、今ほどの説明は、この下のほうの南会津のメッセージ、活用事業の要望やご意見がございましたら、ここに書けと、こういうことですな、ここに書けというのは、ここさ、福祉で四角をやれば簡単なことだと思うんです。

それと、前にも言ったけれども、インターネットから取り出すのもいいんだけれども、そんなお金払わないで、三つ折りのちょっと人に渡してもいいようなパンフレット、ほかではもっとこうやっているんですよ。

何で私らのほうは、南会津町とインターネットで調べたら、うちの町多いんですよ、ふるさと納税って。今、何ぼになっていますか。あと５分なんで、もしわかれば。今現在わかれば。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　手元の資料でお答えするしかないんですが、実は平成20年度の決算の額で申しますと合計で20件ございまして、額で169万円のふるさと納税をいただいております。

それから、先ほど私、第三セクターの議会に対する報告の中で、ちょっと解釈の誤った部分がありますので、あわせて訂正させていただきますが、25％という話につきましては、監査委員さんのほうの対象となるのが25％以上ということで、議会に対する報告につきましては、基本的には50％ということでございますので、加えまして訂正をさせていただきます。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　残り少なくなっちゃったんですけれども、実は、だから20件で169万。これはみんな、多いか少ないかはそれぞれあれだけれども、よそは本当に少ないところもあるんです。また、とんでもないほど多いところもあるんですね。だけど、おれ町長に言うのは、36万を納めたり、25万を納めたりしているわけですよ。それは銭あるんだからよかんべと言えば、それまでだけれども、そうじゃなくて、やっぱり普通、そんなに寄附してくれたら、

私は個人的には礼状は出すけれども、やっぱりこの辺でとれたお米とかお酒とか、何かそういうこともあってもいいのかなと私は思います。

それで、ここで、やっぱりおれ力入れていただきたい。先ほどの仕組みを、強制ではないけれども、こういうこともありますよというだけで、大分私は、こちらのほうの収入、少しでも、おれ、ふやすという、そういう努力はしていただくんですよ、町は。ひょっとしたら、何とかふるさと会で議員もみんな行って、そのパンフレットで、やあ、お願いしますとやったけども、全然違うと思います。

私はどちらかというと、芳賀沼議員がむしろ旗で行こうという、あれもいいかもしれないけれども、ふるさと会に行って、ぜひとも、うちらのほうの町、決して豊かな町ではないわけですから、少しでもやって、この福祉の金が社協を通じてでも何でもいいんですけれども、車いすにかわって各投票所にあれば、もっといいんじゃないかということで、先ほど頭の中でリンクしたというのは、そういう意味でございます。

残り少なくなりましたけれども、町長のふるさと納税に対する意気込みを期待して、最後にちょっと答弁をお願いしまして、終わりにしたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

議員からいろいろとご配慮をいただいて、そのふるさと納税を通した町とのかかわりについて大変ありがたいお話だと思っております。しかし、一方では、実は福祉にという直接的なお考えもあるんですが、私たちがこうしてふるさとを離れて、ここに、都会に仕事を求めてきたというのは、やっぱり地元に仕事がないからなんだと。町長、ここはぜひ地元にそういう企業を、そういう雇用の場をつくってほしいと、こういう要望も実はたくさん来ているんですね。

その中に、実は匿名でお願いをしたいと。割りかし匿名希望というのが結構多いので、そこのところをどう調整していったらいいのかという、ある意味では辞退をしますということもあるんですね。ですから、私は今後、それらの状況を見ながら、ただいま議員からのおただしの部分についても、再度、これで決まりということではなくて、柔軟に今後その内容を精査しながら対応を考えていきたいと、こう思っております。

○１１番　湯田秀春議員　終わります。

○渡部康吉議長　以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。３時10分から再開したいと思います。

休憩　午後　３時００分

再開　午後　３時１０分

○渡部康吉議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　大　竹　幸　一　議員

○渡部康吉議長　次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　それでは、早速一般質問を行います。

最初の質問は、給食講演会の実施をということでありますが、これは給食についての講演会を実施してはどうかと、こういう内容であります。

６月の議会におきまして、再来年からオープン予定の統合保育所や、その後に予定されている田島地区の中学校給食に地元食材を使った給食を提案したところ、関係者で協議の場をつくりたいと、こういう答弁があったわけであります。その後、７月５日に行われました喜多方市の熱塩加納型学校給食の20周年記念事業に参加して、福大の教授や熱塩加納村の元教育長、熱塩加納村の元農協営農指導員、さらにまごころ野菜の会会長、それから学校の栄養教諭などの話を聞きまして、各部門での苦労と、それから連携に感銘を受けてきましたので、次の点を伺うものであります。

１つは、地元食材で給食を行うには多くの協力体制が必要なので、本町でもぜひこのような実践例の講演会を行い、町民挙げて勉強すべきと考えるが、どうかであります。

２つ目は、この栄養教諭の方が現在、下郷町にある給食センターに勤務しておりまして２年目だそうでありまして、この方にお邪魔をして話を聞きますと、現在、下郷でも野菜が非常に少ないので、多くつくってもらいたいと、こういうことを要望しているそうであります。したがいまして、地元食材の利用によりまして学校給食を行えば、農業の振興に役立ち、現在の大変困っている雇用の拡大、これにも結びつくと思いますけれども、どう考えるか伺うものであります。

２つ目は、ワクチン接種へ助成をということで、現在、新型のインフルエンザが猛威を振る

っておりまして、８月には役場でも集団感染が発生したということで多くの町民が心配をしております。最近、新聞に載る機会が大変多いので、今度は何だということを、そういう声を聞いたわけであります。そうした中で、この対策としましてはワクチン接種について新聞に優先順位なども発表されておりますけれども、このインフルエンザは外的な災害と同じというふうに思いますので、助成を行うか、できれば全額無料で接種すべきと思うが、どうなっているか伺うものであります。

２つ目は、保育所などで感染が発生した場合に、仕事を休めない親が多くいるため、できるだけ閉鎖しないことが望ましいと思いますけれども、どのような対策を考えているか伺います。

３つ目は、感染した子供の看護のために親が仕事を休む場合、会津若松市や会津美里町では勤務先に首長名で看護休暇として配慮してもらうよう要請文を検討しているというふうに伺いますが、本町でも考えてはどうか伺うものであります。

３つ目は、町外者向けのスキー場の共通シーズン券について伺います。

ことしの３月議会で、町外者へのスキー場の共通シーズン券の料金を条例に書くことと値下げを求めたところ、今議会におきまして条例化することになったことは評価しますけれども、値段は６万円のままでありますので、どのような検討をしたのか伺いたいと思います。

２つ目は、南会津町出身者というような中間的な区分を設けて、そして値段を下げて南会津町出身者について多くの固定客を確保することがスキー場の発展にもつながるんじゃないかと、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

３つ目は、共通シーズン券と宿泊を結びつけ、固定客を確保する策も提案したが、どのような検討をしたのか伺います。

４つ目は、さらに共通シーズン券を持っていれば、通年で町内の温泉を無料にするとか、あるいは値引きをするなどによりまして誘客を図ることができると考えるが、どうか伺います。

そのほか、共通シーズン券を持っていれば、町の観光行事などに招待状を出すなど、さまざまな誘客策を行いまして観光産業の振興と雇用の拡大に結びつけることが急務と考えるが、どうか伺うものであります。

最後に、４点目でありますが、非核自治体宣言をということで、昨年の６月の町議会におきまして、核兵器廃絶の提唱と促進、そして非核三原則の遵守を求める非核日本宣言を求める意見書が採択されました。ことし４月には、アメリカのオバマ大統領がプラハで核兵器廃絶の演説を行いまして、世界中から歓迎されております。

一方、日本は世界で唯一の被爆国としまして、昭和59年に非核都市宣言自治体連絡協議会が

できて以来、非核自治体宣言を行う自治体がふえまして、現在では宣言は全国の約８割、約1,500の自治体で行われております。この協議会については、その後名前がちょっと変わって、日本非核宣言自治体協議会というふうに、「日本」という名前がついて「都市」という字が消えているように思いますので、その後名前の変更があったんでしょうけれども、この協議会のホームページを見ますと、県内では41の自治体で宣言が行われ、郡内では本町以外で既に行われておりますので、本町も宣言すべきと思うがどうかということを伺いまして、私の一般質問を終わります。

なお、答弁によりましては自席から再質問を行います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　19番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、給食講演会の実施に関する１点目、地元食材での給食を行うためには多くの方の協力体制が必要であり、町民の勉強の場として実践例の講演会を行うべき、このようなおただしがございましたが、事例として挙げられました喜多方市、熱塩加納町の学校給食については、約20年前から地元の減農薬、減化学肥料栽培米を学校給食に使用するとともに、地元の有機農産物等を供給する組織が結成され、価格の決定や供給方法等が取り決められていると聞いております。

地元食材を使用して学校給食を実施するためには、一定量の農産物を安定的に供給できることが重要であり、そのための生産・供給体制の確立が必要と考えております。今後、さまざまな事例について研究しながら、地元食材への提供について関係者との協議を進めていくとともに、町民の皆様にも情報を提供できるような機会を設け、その中で講演会等の開催についても検討してまいりたいと、このように考えております。

次に２点目、地元食材の利用は農業の振興に役立ち、雇用の拡大に結びつくとの考え方についておただしがございました。町内で生産される安全で安心できる農産物を給食の食材として活用し、地産地消を進めることは本町農業の振興を図る上での大きな柱の１つと認識をしております。今後、土づくりを基本とした農業の取り組みをさらに進め、学校給食にとどまらず、公共施設等に農産物を供給できる仕組みづくりを進めるとともに、加工を含め流通販売体制を構築していくことで本町の新たな雇用の創出を図ってまいりたい、このように考えているところであります。

次に、新型ワクチン接種の助成に関する１点目、新型インフルエンザワクチンの接種について助成をするか、あるいは全額無料とすべきとのおただしがございました。

新型ワクチンにつきましては、現在国においてワクチンの確保や接種に関する優先順位等を検討している段階でありまして、まだ詳細が決定されておりません。国より詳細が示されたら、速やかに町としての対応を検討してまいります。

なお、現段階における町独自の対応といたしましては、新型インフルエンザ予防対策として、昨年度まで65歳以上の住民への助成を行ってまいりましたが、さらに対象者を広げ、生後６カ月から高校３年生相当年齢までの住民に対し、１回の接種につき1,000円の助成を２回実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に２点目、仕事を休めない親が多いため、保育所をできるだけ閉鎖しないことが望ましいが、その対策はどうなっているかと、こういうおただしがございました。保育所は保護者の就労により保育ができない児童を養育する施設であるため、基本的には閉鎖をしない考えでありますが、小さな子供や慢性の病気をお持ちの方、高齢者の場合は重症化する傾向があると聞いておりますので、保育施設あるいは地域において大規模な集団発生が懸念される場合には、児童の感染拡大の防止のため保健所や嘱託医等との検討を行いながら、必要があると認められる場合については臨時休業の判断をしたいと考えております。

なお、臨時休業時の対応として、緊急的に他保育施設での受け入れや代替施設での小規模保育についても検討したいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に３点目、看護のために親が仕事を休む場合、勤務先等に看護休暇として配慮してもらうような要請文を検討できないか、このようなおただしがございました。

子供の看護につきましては保護者の負担も相当大きいものと考えられます。休業に当たっては、まず保護者の理解を得るとともに、勤務をされている事業者に対してもご理解をいただき休暇の取得についても配慮いただけるよう、各種広報等を通じお願いをしていきたいというふうに考えております。

次に、町外者向けのスキー場共通シーズン券に関する１点目、町外者へのスキー場共通シーズン券の価格が６万円のままであるが、どのような検討をされたかと、こういうおただしでありました。

４スキー場と株式会社南会津観光公社で組織をする南会津町第三セクター経営戦略会議において検討してまいったところであります。内容につきましては、スキー場単独で最も高いシーズン券が５万円であることや、共通シーズン券を実施している他の事例なども参考にいたしまして料金を６万円に設定させていただいたという経緯でございます。

次に２点目、南会津出身者という中間的な区分を設けて値下げをし、多くの固定客を確保す

ることが必要ではないかと、このようなおただしもございました。

現在、南会津町出身者を対象としたシーズン券の割引料金は設けておりませんが、１日券、２日券の割引をふるさと会の会員を対象に実施しております。あくまでもスキー場の運営につきましては、それぞれの第三セクターが条例の範囲内で料金設定を行い、誘客に努めておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に３点目、共通シーズン券と宿泊を結びつけ固定客を確保する策も提案したが、どのような検討をしてきたかと、こういうおただしがございました。

これまで町外者の共通シーズン券は限定販売でありましたが、南会津町第三セクター経営戦略会議において広くＰＲをして販売するという方針が示されました。そこで第三セクターがそれぞれ宿泊施設を持っていることから、これらの宿泊施設の割引などを検討しリピーターの確保に努めていくとのことでありました。

次に４点目、共通シーズン券を提示すれば、温泉施設等の利用料金を無料または値引きするなどにより誘客を図ってはどうかとのおただしであります。

現在でも町内においてリフト券による割引利用ができる温泉施設もありますが、共通シーズン券につきましては特典をさらに拡大するなど、誘客につながるよう各スキー場と協議してまいりたいと考えています。

次に５点目、町の観光行事などに招待状を出すなどして観光産業の振興と雇用の拡大に結びつけては、このようなおただしがございましたが、各スキー場ではシーズン券購入者に対してスキー場のイベント案内などを送付しております。個人情報の取り扱いから各スキー場独自のイベントのみの案内としておりますが、今後、本人の承諾を得た上でダイレクトメール等の発送ができないかどうか、第三セクター各社と協議を進めてまいります。

なお、第三セクター各社においては、現在、緊急雇用対策事業による雇用も図っておりますが、今後、町といたしましても連携を図りながら、より一層の誘客に向けてやまなみ泊覧会の地域イベントを初め魅力的な企画づくりなどに取り組み、雇用にも結びつけてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、非核自治体宣言を行うべきと思うが、どうかとのおただしがございました。

福島県内で非核自治体宣言を行っているのは、59市町村中41市町村であります。南会津郡内においては、只見町が平成11年３月、下郷町と檜枝岐村が平成12年６月に行っております。また、合併以前に旧伊南村が平成11年６月に、旧南郷村が平成11年９月に行っております。

町といたしましては、日本国憲法の平和主義の精神を踏まえ、核兵器から住民一人一人の命

と暮らしを守り、現在及び将来の国民のために人類の願いである世界平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命であると考えております。したがいまして、非核自治体宣言を行った他の市町村とともに世界平和の実現に寄与していくため、南会津町としても非核自治体宣言について前向きに早急に検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　全般的に、ほぼ大体の答弁をいただいたんですが、何点かちょっともう少し掘り下げてみたいことがありますので、質問いたしますが、給食につきましては、この講演会につきましても開催を検討していくということでありましたけれども、講演会について、これは保育所と、それからあと学校、中学校の給食と２つ私は視野に入れていますので、なるべく早い機会にやっていきたいなというふうに思うんですが、開催とすれば、時期的にはどんなふうに考えているか伺います。

○渡部康吉議長　農林課長。

○角田　厚農林課長　ただいまのご質問についてお答えをいたします。

学校、保育所というようなことでございますけれども、それを供給する側の農林サイドということで、それぞれ参加、連携をいたしまして、今後早い時期に地産地消を含めた講演会について検討してまいりたいというように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、具体的な時期につきましては、協議をした上で、後ほど広報等でお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　なるべく早い時期ということで了解しましたが、現在の状況をちょっと伺いたいんですが、現在、保育所、あるいはそれから小学校、それからあと西部地区の小中学校、保育所、こうした状況におきましては、どのくらい地元の食材を使った給食をやっているのか、現状を大ざっぱで結構でありますけれども、把握している範囲で伺います。

○渡部康吉議長　健康福祉課長。

○渡部　仁健康福祉課長　保育所の給食材料費で保育所のほうに聞きましたところ、夏場のトウモロコシを地元の食材を使っていると。さらには南郷地域ですとトマトについても地元の食材を、ある時期、多量に準備できるものと、そういったことでのものしか今のところは使っていないというようなことでございました。

○渡部康吉議長　教育長。

○横山恒廣教育長　学校サイドのほうについてお答えいたします。

　学校におきましては、西部地区の場合には、それぞれ購入という形ではなくて、寄附といいますか、使ってくださいということでもらっているような、そういったようなことはございます。

　それから、田島地区でございますと、つい最近わかったんですけれども、先週、農産物流通機構というところの農林省管轄なんですが、そこでやっている食材の地産地消ということで学校給食に取り入れるということで田島小学校がそのモニター校になっておりまして、年２回それをやるんですが、その中においては、トマトを荒海地区の方から、それからアスパラを長野の方から、それぞれ買って給食の材料として使うというようなことをやっております。今わかっていることは、以上のようなところでございます。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　今、トマトとかアスパラとかトウモロコシというような話がありましたが、恐らく全体の量からすれば、まだまだ１割か２割かと、大変少ない状況だと思うんですね。今後、一定量を安定的につくっていくためには、いろいろな同じものが一時期に、だっとぶつからないようにとか、さまざまな工夫が必要というふうに聞いていますので、そういった意味でも農家に対する協力とか、本腰を入れたあれをやらないと無駄といいますか、そういうものも生じますし、また冬の保管の問題とかさまざまありますので、ぜひとも早い機会に講演会も含めた勉強の体制といいますか、そういうものを要望したいと思っております。

　その要望をして、２つ目に行きますが、２つ目の新型ワクチンの関連なんですが、今のところ詳細が決定していないのでという話でありました。その中で、新聞には、たしか１回、私、ワクチンの値段が6,000円から8,000円くらいするんじゃないかというのをちょっと見たような気がするんですけれども、その辺、新型ワクチンのほうの助成については、ちょっと全然話がなかったんですが、今のところ見通しはちょっと、値段とか、あるいは国で一定程度補助をするとか、そういった見通しについては、把握している範囲でちょっと伺いたいんですが、いかがですか。

○渡部康吉議長　健康福祉課長。

○渡部　仁健康福祉課長　現在の時点で厚生労働省からの正式な通知等はございません。ただ、インターネット等での厚生省の素案ということで情報がある分につきましては、季節性のワクチンより高い、１回3,000円から4,000円というようなことでの報道はございますけれども、

これらについても各お医者さん、医療機関によってばらつきがありますし、また地方自治体のほうからは値段を統一してほしいというような要望も出されているようでございまして、さらには学校等で集団接種をやった場合には、また単価が下がるというようなこともございますので、今の段階で価格について断言することはちょっとできないものと考えています。

以上でございます。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　そういう中でも現段階では、今までの、去年までのインフルエンザについて助成をして、旧型といいますか、旧型のインフルエンザにかからないようにしたいというような話がありましたので、それだけでも少しやってもらえば、抵抗力といいますか、そういう点で大変いいのかなというふうに思っております。

65歳以上の助成をさらに６歳児から、あと高校３年生もですか、そこまで拡大するという話がありましたが、これはいつごろの、時期的なことをちょっと伺いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長　健康福祉課長。

○渡部　仁健康福祉課長　お答えいたします。

まず、新型インフルエンザのワクチンでございますけれども、まだ製造中でございまして、いつから接種ができるかというようなことも、まだ明らかになっておりません。

さらには、厚生労働省からの現在のワクチン接種の対象者についての素案ということで通知がございますけれども、約1,900万人の方に優先的にやると。その1,900万人の内訳ですけれども、まず医療従事者の方に100万人、それから妊婦、それから基礎疾患を有する方について約1,000万人、それから１歳から就学前の児童に対して600万人、あと１歳未満の小児の子供の両親が200万人ということで、優先的に1,900万人の方にまずやると。そのほかに小中高生、高齢者というような順序でやっていくということで、それで約5,400万人ですけれども、現在のところ国内では1,900万のワクチンしか製造できないというようなことで報道をされているところでございます。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　今の答弁ちょっと違くて、私の質問がまずかったと思うんですが、新型についてはいろんな、まだわからないというのは、それでしようがないと思うんですが、古いものといいますか、今までの助成を今度ふやすと言ったでしょう、６カ月の子供から高校３年までの間。それは新型じゃなくて、今までの旧型のインフルエンザ対策なんでしょう、だから、そこの旧型についてはいつから、補助の拡大をいつやるんですかということを聞いたん

ですよ。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えいたします。

実は今回の議会の補正に、その見込み予算を上げて計上してあります。したがいまして、議会の同意を得ましたら、できれば、これからインフルエンザが流行するであろう10月の中旬ころまでには実施をしたい。それについてもワクチンが確保できないといけないので、医師会のほうに、そういう予定でいるということを伝えてありますので、おおむねワクチンが確保されれば10月の中旬ころには接種を始めたいと、こう考えております。

〇渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

〇１９番　大竹幸一議員　わかりました。

次は、保育所のことなんですが、保育所が必要に応じて臨時休業という段階になった場合に、代替施設での保育もやっていきたいという話があったんですが、今のところ代替施設というのはどの辺を考えているのか伺いたいと思います。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えをいたします。

南会津町が合併をいたしまして広範な地域になったわけでありますが、しかし一方で保育所の施設もほかの町村よりは多くあります。ですから、一遍に保育所が感染するということもないだろうということで、できる限りは管内の他の保育所で対応をすると。しかし、そこでの対応が難しい場合については、それぞれ会館等か、あるいは田島でいいますと旧公民館――あたご館ということで呼んでおりますが、そういう施設を有効に活用しながら、これまで学童保育等やっている場所と抱き合わせながらやると、こういうような考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

〇１９番　大竹幸一議員　それはわかりました。

さらに、感染した親に対して、親がその職場を休む場合の配慮につきまして美里町とか若松で検討しているということを質問しましたが、ちょっと通告した後に若松の市役所のほうに聞いてみましたら、既に若松では８月25日付で、そういう子供のいた親の職場に通知しているんですね。そういう事例もありますので、ぜひ、先ほど各種広報を通じてやっていきたいという話だったんですが、もう少し徹底をするためにも、ぜひ若松あたりを見習ったらどうかなというふうに思っております。

というのは、やはり今、１つはこの不景気の中でなかなか仕事を休めないと、収入面でもね。それから、そういった問題もありますし、またもう一つはあれがあるというんですね、子供が感染した場合に親に移っちゃうと、親が今度は職場で感染するものですから、そういう意味で職場での感染を防ぐという意味でも休んでもらうことについて、やはり相当の理解が必要だなというようなことなものですから、そういう意味で相当これについては工夫といいますか、徹底するような――徹底するといっても結局最後は職場の理解しないんですけれども、その辺強くやってほしいなと思うんですけれども、各種広報というのがちょっと何か弱いような感じがするものですから、その辺いかがでしょうか。もうちょっと強い意味でお願いしたいと思いますが。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

まず、早目に事業所といいますか、町民の方々にこういう体制、あるいは感染拡大を防ぐためにこういうことも考えているということをお伝えをすると。その上で、先ほどもちょっと申し上げましたが、議員からもおただしがありましたが、役場が感染したと。役場から感染者が出たというときに、いち早く感染に対して自宅待機といいますか、そういう措置をとったおかげで実は感染が最小限に食いとめられたという事実がありますから、このところは関係町内の事業者全社というわけにいきませんが、そういうところから事情を聞きながら、今後町としての要請、あるいは事業所としての対応について協議を進めていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　それでは了解しました。

それでは、次の共通シーズン券の話に行きますが、共通シーズン券については、料金は６万円ということで、なかなかこれは下げられないと思うんですが、ということがわかりましたが、それ以外の面で内容を豊かにするといいますか付加価値をつけてもらって、そういうことでもやむを得ないのかなというふうにも考えておりますが、きょうの答弁の中では、温泉利用については今度から新しくというふうにさっき私は聞いたような気がするんですけれども、それと各種行事ですか。への招待、これらについて今後新しくというふうに聞いたような気がするんですが、その辺ちょっと確認をしたいんですが、今までもやっていたのか、新しいのか、その辺。

○渡部康吉議長　商工観光課長。

○星　光幸商工観光課長　お答えいたします。

まず、リフト券による温泉割引につきましては、従来、小豆温泉、きらら289で実施しておりましたので、今回の共通シーズン券につきましても、それらと同じように割引につながるようにやっていきたいということでございます。

それから、各種行事への招待状のおただしでございましたが、これは先ほど町長からの答弁にもありましたように、個人情報の観点から各社それぞれが自分の行事をお知らせしていたということでございますが、今後、その辺を本人から承諾を得た上でダイレクトメール等が発送できないかどうか、これも第三セクター各社と協議を進めてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　誘客活動について、私の質問は共通シーズン券に絞った話をしていますが、もちろん、これは議案の中でも出てきますけれども、その前にいろいろ詰めていきたいなというふうに思って、ここで質問を出したわけですが、といいますのは、これ売れ行きが今までのは、この前３月議会での答弁を聞くと、平成18年には10人か、19年には16人と、それで平成20年には13人というようなことで売れ行きがいまいちというふうに聞いておりますが、個人情報の関係もあったと思うんですが、セールスというのかな、そういうのを余りやられていないというふうに私は思っているんですよ。

それで、私らのような場合だと、町民向けのシーズン券も買っているんですけれども、それについてもほとんど、これは数が多いからやむを得ないかもしれませんけれども、ほとんどセールスがないというようなことで、それでも町民向けの場合にはしようがない面もありますけれども、ぜひ町民外についてはセールスをして、また買ってほしいということをどんどんやっていってほしいと思うんですよね。やはり、町民外で共通シーズン券を買うような人は、相当この地域が好きな人だと思いますのでね、あるいはここ出身とかそういう人だと思いますので、さまざまなＰＲを行うことによって、そういう固定客をどんどんふやしていくというのが１つの今後の大きな作戦かなと私は思っているんですね。そういう点で今後、個人情報確認をした上で、どんどんＰＲをしていくべきだというふうに思っております。

最後に、非核自治体宣言につきましては、その方向で検討をするということですから、ぜひ早目に宣言をお願いして、質問を終わります。

○渡部康吉議長　以上で19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

◇　渡　部　　　優　議員

○渡部康吉議長　次に、６番、渡部優君の登壇を許します。

６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　通告に従いまして一般質問を開始します。

大変お疲れのご様子なんですけれども、もうちょっと我慢してください。

今回の私の一般質問は大きく２点でございます。

１、暮らしの安心はということで、何度かこのタイトルでやっております。

全国で７月の完全失業率が5.7％と過去最高となり、本町でも９月に進出企業が閉鎖される予定でございます。約90名が失業を余儀なくされます。また、近隣では、会津若松市で富士通等で1,000人が９月いっぱいで失業を余儀なくされるというふうなことを聞いております。町でも緊急雇用対策協議会の立ち上げ、それから雇用対策での135名、20年度の決算での135名の雇用機会の確保等々、本気で町民の生活を守るべくさまざまな対策を講じているところでございますが、いまだ町民の安心を得るには至っていない状況ではあると言えると思います。

以下、質問をします。

本年度の建設土木業においては、事業を１社当たり幾つか持っているようでございます。他社に比べても仕事がある状況であるというふうに聞いております。20年度の状況でございますが。しかしながら、来年度の話をすると公共事業が大きく減るのではと一様に悲観的であり、大変不安な状況でございます。政権がかわり、民主党政権の政策にも公共事業の削減がうたわれております。その中で、自治体においてはさらなる重点施策の絞り込みが必要になるものと考えます。本町における公共事業の展望を伺います。

②これは、本当に３度、４度と何度か質問しておりますが、本町の中心的商店街である田島地区商店街の振興についてでございます。

これまで取り上げてきた平成18年３月に策定しました中心市街地活性化計画をこの際大幅に抜本的に見直していただいて、国道289号田島バイパス線開通を見越した中心はバイパス線沿いではないよと、中心は旧商店街の振興であるよというふうな考えのもとで、商店街のあり方を商工会や商店主、それから消費者を構成とした協議会等でつくり直したらと考えるが、伺います。

③農業ですがと、大上段に書いてありますけれども、今回の③の質問では、生きがい農業と

いう視点の中で質問したいと思います。

大規模農業と小規模農業での生産物の出口を明確に分けることはできないか。これまでは、もちろん国においても大規模農業への誘導が行われ、大規模農業への支援が中心であったというふうに考えます。しかしながら、本町では、まさしく中山間地農業であり、小規模農業でございます。町独自の農業の形を模索できないか。大きな収入を目指すのではなく、高齢者がその経験を生かしながら生きがいを持ち、さらに幾ばかりか収入を得ることができる、そのような農業があってもよいのではと考えるが、どうか。なりわいとして農業をされている農業ももちろん大事であるということを左に置いて、生きがい農業ということの視点で③では質問したいというふうに思います。

大きく２番の非核・平和の町宣言をということで、この質問は先ほど19番議員の登壇がございましたけれども、全く内容は同じでございます。読み上げます。

広島と長崎に原爆が投下され64年が過ぎました。皆さん御存じのように、オバマ米国大統領のプラハ演説で核軍縮、さらに核のない世界の構築を米国がリードしていくという大きな宣言がございました。びっくりするような宣言がございました。今、その宣言のもとで世界に新しい流れがあらわれてきているというふうに聞いています。先ほども数値は出ましたけれども、日本では７月現在で全国1,845自治体の中で81.1％の1,497自治体が非核・平和宣言をしております。南会津町郡内でも、ほかの町村は全部宣言をしております。

戦争のない平和な世界の希求は、戦争経験世代が少なくなっている今において、私たち世代が次の世代に確実に伝えていかなければならないと考えます。オバマ米大統領が原爆投下の当事者としてのその責任に言及した今こそ、宣言をするタイミングであるというふうに考えます。長崎や広島市長が提案しましたオバママジョリティーを支持する姿勢、その中の一員であるというふうな姿勢を今まさに自治体として、南会津町としてきちんと発信すべきと考えるが、どうか。

演壇からは以上でございます。よろしくお願いします。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　６番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、暮らしの安心に関する１点目、本町の公共事業展望についておただしがございましたが、本年度は経済危機対策臨時交付金事業もありましたので、例年より数多くの工事を発注しているところであります。しかしながら、来年度においては国の経済危機対策臨時交付金事業がどのように変化していくのか、現在のところ見通しすることは困難でありますが、現下の

ような事業規模があるとは思えない、このような状況を認識しているところであります。

また、御存じのとおり、政権交代により国政では本年度の補正予算の一部凍結、来年度予算の概算要求の全面見直しなどが報道されており、来年度の国からの補助金や交付金の予算執行についても、大変不透明な状況にあります。

そこで、本町においても限られた財源の中で緊急性や必要性、さらには地域の実情や投資効果などを踏まえ、地域活性化に連動するような事業の展開性を検討しながら推進していきたいと考えております。

このような状況のもと、来年度における公共事業についてプラスの展望を見出すことは困難と判断をしておりますが、国・県へ地方の実態を提言し、必要な施策の実現のため公共投資の事業採択を強く要望してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様からもご支援を賜りますようお願いをしたいと存じます。

次に２点目、田島地区商店街の振興に関する平成18年度に策定した中心市街地活性化計画について、国道289号バイパス開通を見越した商店街のあり方を商工会や商店主、消費者を構成とした協議会等でつくり直してはどうか、このようなおただしがございました。

今年度、福島大学で地域経済論が専門の山川教授及び山川ゼミの学生たちが田島地区の中心市街地商店街を研究テーマに、商店街や町内会関係者との意見交換や商店街各店舗の経営調査などの現地検証を進めております。また、会津大学短期大学部の牧田教授及び牧田ゼミの学生たちは、空き店舗の利活用をテーマに南会津町商工会青年部等との検討会や商店街の現地の実態調査を進めております。これらの調査は来年２月ごろに報告会が予定されており、これらの報告を踏まえながら、株式会社観光公社や商工会、商店街等と中心市街地のあり方について協議を進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に３点目、大規模農業と小規模農業での生産物の出口を明確に分けることはできないかとのおただしがございました。

町独自の農業を目指すために、生き生き健康農業推進委員を中心として限りなく無農薬栽培の取り組みや山野資源を活用する作物栽培への支援を行ってきており、これらの農業の取り組みは、主に小規模農家や高齢者ですが、農作物に付加価値をつけることによって新たな農産物の販路が拡大され、農業所得の向上を図ることができると考えております。

また、やまなみ泊覧会が各集落で実施される中、高齢者や小規模農家が結束をし、農産物の販売を行う姿があらわれてきております。現段階において生産物の出口を明確に分けるまでには至っていないものの、さまざまな取り組みや実証の１つとして乾燥野菜の加工を進めており、

町の独自性を生かし、高齢者、小規模農家が生きがいを持って取り組める農業の推進と既存の大規模農業の流通システムのすき間にしっかりと手当てをしていく新たな流通体制の構築、出口となる販路の拡大を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、非核・平和の町宣言に関して、オバママジョリティーを支持する姿勢を自治体としてきちんと発信すべきと考えるがどうかと、こういうおただしがございました。

オバママジョリティーというのは、アメリカのオバマ大統領と多数派を意味するマジョリティーの２つの単語をつなげた造語であり、「オバマ大統領と同じ考えの人たち」という意味に使われているようであります。町といたしましても、核兵器のない平和な世界の実現を目指す世界的な流れを見きわめながら、核兵器から住民一人一人の生命と暮らしを守り、現在及び将来の住民のために、人類の恒久的な願いである平和な世界の実現へ寄与することを宣言することが、次の世代に向けてのメッセージであると強く考えます。したがいまして、19番議員に答弁申し上げましたとおり、非核・平和宣言については前向きに、早急に検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長　６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　若干質問します。

１番の①の公共事業の展望はという中身の中で、先ほど何度か20年度の補正予算の凍結等があるというふうなお話がありましたけれども、具体的内容として、多分、森林整備加速化・林業再生事業の凍結なのかなというふうには思いますけれども、今回、本町でも多分、所管の中で発注等の凍結があるのかなというふうに思いますけれども、具体的な影響があれば、示してください。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

まず、私から概要についてお話をしますが、具体的数値等については担当課長のほうから申し上げさせていただきますが、これは大いに影響があります。したがいまして、先ほどちょっと申し上げましたが、私としては、この方針についての取り扱いは認めるわけにはいかないという態度で、今、県のほうにお示しをいたしました。

しかし、これが新しい政権交代が行われたわけではない今現在の中でそういう動きがあるというのは、ある意味では、これは想像の分野ですが、国の事務担当方が先取りをして、さまざ

まな新たな政策の原資を確保するための動きではないかと、こういうふうにとらえております。したがいまして、行政側から見れば、先ほど申し上げましたように、継続的な行政の執行という意味ではがんとしてここは譲れないということで、とりあえず県のほうにはお示しをいたしました。

それに対して県のほうは、一応関係者のほうで持ち帰っておりますが、地域連携室ということで林業分野なんですが、地元の合同庁舎の中にあります振興局が、取りまとめという形であらゆる手だてをとりながらこれの減額に歯どめをかけていきたいと、こういう今、動きの報告を受けておりますので、今後、それらに期待をかけたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長　農林課長。

○角田　厚農林課長　ただいまのご質問の影響に関する件ですが、１つは森林整備の流域育成林整備事業というような既存の補助事業がございましたけれども、これが森林加速化事業のほうに振りかえをされてきております。これが、おおよそ面積で申し上げますと78ヘクタールほどの事業量になりますが、現在、その事務執行について停止をされているという状況になっております。従来でございますれば、９月、今から10月にかけて既に森林組合等について事業発注をして事業を実施をしてもらっているという段階でございますが、それが現段階でできないという状況になっております。

もう一つ、この加速化事業によりまして、林産材、木材の活用を図る事業がメニューとしてございましたが、福島県におきましては、９月補正にそれらの財源について積み直しをするという経過がございました。その事業について全体的な枠組みの中で補助率の見直しをされてきている、あるいはその内容の精査の中でこちらの各自治体が要望している中身について、現在大幅に削減をされてきているというような状況がございます。それらの事業についての執行についても、今の段階で現在凍結をされているという状況になっております。

以上です。

○渡部康吉議長　６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　現にいろんな補正予算の公共事業に係るもので影響が出ているという状況でございます。先ほど出ました森林整備加速化の林業再生事業というのは、もちろん議員の方は御存じだと思いますけれども、間伐促進とか間伐材の有効利用のための作業場整備、バイオマス利用施設の整備、里山再生対策など幅広い分野で利用できるお金だったんですね。それは再生資金なんですね。そういうことで、本町でこれはすべて一生懸命、数年進めている中身なんですね。本当に柱の１つががたがたと来るのかなというふうな心配を実はして、今回、

公共事業の展望ということで、ここに書いたわけですけれども、県内、それから全国六団体の中でもいろいろ要望をしているようでございますけれども、やっぱり、これは我が町ではかなり大きな影響が出ますので、議会並びに執行部のほうで力を合わせてやっていかなきゃならないなというふうに思っています。やっぱり危機感を強く町長のほうも持っているということでございますので、一生懸命これは取り上げていただきたいなというふうに思います。これは中心的な事業でありますので。

それで、来年度の建設土木業においても、やはり先ほど出しましたように公共事業の削減がうたわれており、その中で先取りをして、はっきり言えば——こういう言葉で言うとしかられるかもわかりませんけれども、新政権に対するよいしょとか、これをやっているような状態だというふうに思います。そういった中で地方が犠牲になっていくというのは非常によくないということでございますので、さまざまな議員もいろいろな機会をとらえて言っていかなければならないというふうに考えます。

それで、来年度の公共事業に関して、もし大きな事業等々があれば、ここでお示しできれば示していただきたいなというふうに思います。これは町内の建設土木業に関しては、非常に来年度の事業に対しては不安を持っています。それは本当に先ほど出ましたようにいろんな失業、建設企業も撤退していく、なくなっていく、その中でやっぱり１つの緊急雇用対策の中での受け皿になっているんですね。県の緊急雇用の対象にもなっていますし、町の緊急雇用の対象にもなっています。

本当に受け皿になって、今、道路等を通っていますと、本当に若い労働者というかが掃除をしたり草刈りをしている姿がよく見えます。ああ、これは緊急雇用なんだなということで、つなぎなんだなというふうに、最近、私も心配しているわけでございますけれども、もし来年度の本町における大きな事業があれば、ここで示すことができるのがあれば、示していただきたいなというふうに思います。希望になると思います。いかがでしょうか。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

来年度の予算編成につきましては、先ほど町長答弁もありましたとおり、今の段階で国の内容がなかなか見えづらいというような部分がございまして、補助事業につきましては、基本的には継続事業を中心としながら持っていきたいなというふうには思っておりますが、概算要求の見直しというような話も出ておりますので、最終的に12月の段階での地財対策を含めて、注意深く見ながら判断をしていきたいと、こんなふうに思っております。

また、単独事業につきましては、それぞれ地域の中で抱えているいろんな課題等がございますので、重点選別主義にもっていきたいと、こんなふうに思っておりますが、今、想定される単独事業で大きなものとしましては、１つには統合保育所の建設の継続費の部分でございますね。それから来年度、財源的な問題もありますけれども、耐震関係の事業、これらも設計等を今年度一部発注している部分もございますので、それらを踏まえながらハード事業のほうを展開していきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長　６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　統合保育所等があったわけですけれども、その先に田島地域の中学校を対象をした給食センターの建設等も計画されていますので、その辺のところもしっかり、やっぱり原資を確保していただきたいなというふうに思います。

それから、②ですけれども、これは商店街、本町いわゆる南会津町ということで言っているんですけれども、本町の中心的商店街である田島地区の商店街の振興ということは、ここ３年、４年の課題になっているわけですけれども、現状を見ますと、通りを見てみますと一歩も進んでいないというふうな状況だろうというふうに思います。

今、先ほどの答弁ですと、福島大、それから会津大学の学校等、またはゼミの学生等が来て、今、調査をしていると。来年２月に報告会をして、その様子を見ながら観光公社なり商工会なりでもう一回協議していきたいというふうな流れだろうというふうに思いますけれども、今回の補正ですか、で上がったように、屋台の車庫の建設２棟あるわけですけれども、こういったことで少しずつあの辺を歩けるような施策というか、町の中、旧田島商店街を歩ける施策というか、それを１つずつ、今少しずつやってきているのかなというふうには私は感覚的には思っているんですけれども、また例えば田島地区だと駐車場がないとかいろいろ問題点も多分、これは前からの続いている課題であろうというふうには思いますけれども、まずここで言いたいのは、289のバイパス沿いが中心ではないということをやっぱり明確に示していただきたいんですよ。それは、商店街の振興というのは、向こうさ新しく構築するという形ではなく、旧商店街を活性化しなくちゃならないという、それをまず明確にしていただきたいなというふうに私は思うんです。

ただ、今までの活性化の基本計画だと、例えば祇園会館にとめてもらって、交流館にとめてもらって、そこから歩いてくる、北の駅舎を使って、その上まで歩いて、こっち側さ流れる流れをつくりたいんだというような策定の中身だろうというふうには思うんです。でも、中心はやっぱり旧商店街、向こうが車をどんどん通すようにして、大型も今ひどいですからね――通

すようになれば、比較的道路の使用の部分も緩和されるんじゃないかという、これも想定されますので、そういった中での前回の臨時議会の屋台の車庫の建設等があろうというふうに思うんです。

そういった中で歩ける、今回先ほど何回か出ましたように、鳴山城のそういうＮＨＫ等の放送で、今、人ふえていますからね、どんどん。あの辺をうろうろして――失礼な言い方だな、あの辺を散策をして、どこから入るかわからないというような状況で、あの辺の近所の人に聞きながら、何人か見ています、私も。それで、なかなか受け入れ態勢がまだかなというふうな、相当遠くのほうから見ていましたけれども、そういった状況もあるということなんですけれども、まず向こうが開通するという形の中で、この中の形をどうするかという、そしてこっちが、こっちというのは旧商店街が中心なんだよということをやっぱり明確に、町としては中心に考えているんだよということを明確に発信していかないと不安なんだよな。

それは、毎日あそこで商売しているんだから、そのぐらいアンテナ高くして聞けよなんていうことも言えるかもわかりませんけれども、そうではなくて、町としてもビジョンとしてこっちを大事にしているんだよと、新しい方向じゃないよと。向こうももちろん、それなりの開発をしなくちゃいけないと思いますけれども、大きな建物をつくっていますからね、だからそこら辺の旧商店街を大事に、まあ大事にするというのは語弊があるな、大事にしているわけですから――を中心とした考え方の中で、あそこにいる人が計画を立てるという形にしていただきたいんですよ。

確かに、よそから来てマーケティングしたり、いろいろ発表していますよね。短所、いいとこ、悪いとこと、空き店舗の利用はこうすべきと、大体、方向性はゼミの答えなんかは見ているんですよ、はっきり言って。これは今まで何回もやっているわけですから。だから、そうじゃなくて地元に住んでいる人を中心として、町としてはここを大事にしたいんだけれども、おまえらどうしたいんだというような問いかけをしながら、町長がよく当事者意識という言葉になっちゃうだろうけれども、そういったことを喚起しながらやっていかないと、本当に旧商店街が心配ですね。

意見を伺いたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

商店街の振興につきましては、基本的なスタンスは議員と全く同じだというふうに理解をしていいかと思います。

ただ、私が申し上げているのは、商店街、商店街といいますけれども、この前もある商店街を訪れましたら、商店街のある人が、もう本当にいろんなところに、これだけいろんな事業や何かあるんだけれども、参加しないんだよ、ここはと、こう言っていましたね。それからもう一つは、やまなみ泊覧会で、これだけ市街地以外の集落ではいろんな取り組みをしているのに、声かけても集まってこない、これが実は実態なんですね。ですから、大学の生徒たちが来ているから大学の生徒たちに任せるではなくて、それで商店街の経営者や、あるいはそこの住民と接しているわけですから、それでは一緒にやろう、あるいはちょっとあなた方、私たちの考えを聞けと、そういうことをみずからにやっていただければ、大変ありがたいなというのが私の印象なんですね。

それで、今回の屋台の設置についても、市街地というくくりの中でも、もう本当に真剣に本気に協議をし、区を挙げて、あるいはいろいろな団体を巻き込みながらやっている地区とそうでない地区とがあるんですね。ともすると、何もしていない地区ほど苦情が多い。これでは、先ほども議員からありましたけれども、まずやってみて、参加をしてみて、その中で自分たちの方向づけをつくり上げていく、あるいはまた、その中で苦情があれば、当然苦情として出していただければいいんですが、どうもそうならない。

ある観光客に聞いてみましたら、まだまだ殿様商売だよねと、こういう意見もありますので、ここのところは商工会としっかりと打ち合わせをこれから進めていきますが、商工会が変わりました。ぜひ商工会の中に皆さん行っていただきたいと思いますが、ごみ１つ落ちていません。本当に我々が本当の意味での商工会の役割を果たすんだという意気込みで、今、商店街とでつき合いが始まりましたので、ここはその動きをしっかりと見きわめながら、もう適時適切に町も出かけていって応援のエールを、そしてまた一緒に取り組みを進めたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長　６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　町長が町内における今ご指摘されたのは、私も十分に承知しています。中身もわかります。それをあえて再度、今回申し上げました。そのぐらい力を入れてあげないと、なかなか動けないというふうな状況だということでございます。ぜひ、来年度の予算には商店街の振興にかかわる抜本的な展開を予算の中で見せていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、③の農業の件ですけれども、これはもう生きがい農業ということで、確かに先ほど出ました新たなる流通を目指してということで、実は先日、２日３日前かな、観光公社の前

に行きますと、大きなバスで後ろにいっぱい農産物を積んでいました。たまたま社長がいたものですから、お聞きしましたら、あした５時に出て有楽町で販売をするんだということで、６人で朝６時に出かけるそうでした。それで、ああ、大変だなというのを率直にそのとき思いましたけれども、ただ確実に販売網というか、お客さんがふえているんだよというふうな話の中でございました。ですから、我々が思った以上に、きっと無農薬栽培とかそういったものが、特定の地域なんでしょうけれども、今、何カ所かありますね。耻風のほうとか何カ所か指定されて、そういった地域で頑張ってやっているんだなというふうな印象を受けました。

実は、残念ながら、私はまだ場所を検証していないんですけれども、そんな感じを受けて、また職員が朝６時に有楽町まで車で行って、６人であの狭いところに寝て、夜中帰ってくるのかなと思うと気の毒だなとも思いましたけれども、しっかりやっぱりその辺は観光公社の出口の流通をお任せするのではなく、やはり町としても、そういった広範囲な町の施策、お金をぶっ込んで政策を実行しているわけですから、無農薬栽培とかね。だから、その仕組みづくりなんかもしっかりつくってあげないと、一部の人たちが本当に苦労なさるというか、無理な動きが出てくると、そういった形になりますので、いろんな人が雇用機会もできることだろうし、もう少しそういった出口が確立されれば、システム等が確立されれば、また雇用の拡大になるのかなというふうに思いました。

ぜひ、大規模農業というか、そんなに大規模農業はここはないんですけれども、比較的なりわいとして農業をしている農業も非常に大事でございます。そして、先般も農水省の凍結の中にも農地集積加速化事業等の事業も凍結されていますよね。こういったことを考えた場合、農地の集約化も少し変わってくるのかなというふうに、新政権のもとでは。そうすると、戸別補償とか、そういった問題点もいろいろあるでしょうけれども、ただ集約化、広い広範囲な農民というか、農業を大事にするのが少しずつ変わってくるのかなと、日本型になってくるのかなというような若干期待はしているんですけれども。

そういった中で、農産物等の無農薬化、限りなく無農薬に近い農業を今推進しているわけですけれども、出口もしかりながら、拡大等をどのように考えているのか、ちょっとお聞かせください。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えをいたします。

まず、結論から申し上げますと、地産地消のこれまで言ってきた言葉をより現実的なものにしていきたいと。つまり、先ほど学校給食の食材の問題もありましたが、特老ホーム等のこれ

らの施設がかなりあります。ここで使用している食材が私が調べた範囲では約15％以内ということで、なかなか使っていない。食材全体のですね。ここでとれるものの15％以内くらいだと。これは御存じのように民間委託をしていますから、安定的に大量のものが１年間供給できるというのが非常に大事なシステムになってきます。そこで乾燥機をかえながら、雪室を使いながら、農家で生産されたものをいかに保存期間を長くしていくかというようなことの今取り組みを進めています。

あわせて、小規模農家と言われるところにどのくらいの生産量があるのかと、ここのところも実は調査していません。これを多分、今回の補正予算のほうで緊急雇用対策で上げていると思いますが、ここでご承認をいただければ、それらの農家の実態調査、あわせてホテルとか民宿とかそういったところで、どういう食材をどのくらい使っているかという使用側のほうの調査も進めていきたい。そして、それらを進めながら、地産地消を図りながら、株式会社ナチュラルアート、これは東京・一番町に事務所があるんですが、全国に限りなく無農薬を対象とした販売を展開している会社があります。ここの社長とも何回となく打ち合わせをしておりますが、こういうところの販売網に乗せていけるものなのかどうなのか、その辺も今後の重要な課題にしていきたい。

いずれにいたしましても、議員がおただしのように、農協さんがこれまで指導あるいは販売をしてきたものと、そこにまではいかないものとの区分けをきちっとしていきたいと。それの役割を第三セクターが果たせないだろうかと、こんな今模索をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　大きな２番の質問の中ですけれども、これは先ほど出ましたように、19番議員も連続してやっている、先ほど言われて、私も連続してやる中身でございますけれども、原子爆弾の投下においての犠牲者なんですけれども、戦後の死者数を合わせると33万5,000人ぐらい亡くなっているんですね。それで、現在、被爆者手帳を持っている方が、被爆された方が47都道府県プラス広島市、長崎市を合計しますと24万3,000人ぐらい、いまだに苦しんでいるというふうな状況でございますので、ぜひ、先ほど19番議員にも答弁なさったんですけれども、前向きに早急に検討するということでございましたけれども、お金のかからないことでもありますので、ぜひ今期の在任中に、ぜひ来年度、来年３月でも結構ですから、今年度中にぜひ平和宣言をしていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

これまで平和宣言、あるいは戦争を起こさないといいますか、非核三原則を守る平和憲法とか、そういう中でお答えをしてきたと思いますが、私は基本的に戦わない勇気というものをやはり大事にしなければいけないなというふうに思っています。お互いの利害、お互いの存在をお互いが主張し合っていては、今の中東戦争の状況になるわけですから、これは思い切って戦わない勇気というのを基本に据えていきたい。そういう姿勢の中で、今回、これまで非核宣言がおくれたことが実は私の怠慢であったのかなと、こうも思いますので、ここのところは特に大きな支障もない――ないというのは、お金がかからないというような、さっきお話もありましたが、やはり少し私の中で反省すべきことだなと、こう思っておりますので、先ほど申し上げたように前向きに早急にこの宣言について対応してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長　６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　ありがとうございます。

一言申し上げて終わりたいというふうに思います。

昨夜のＮＨＫの７時半からの番組見た方もいらっしゃるかというふうに思いますけれども、「希望学」ということで、東京大学の教授等々が集まって新しい学問が始まったと。現在の社会の状況を見ますと希望のない、希望をどういうふうにとらえたらいいのかということで研究を始めたそうでございます。「クローズアップ現代」できのう取り上げられて、７時半からやりました。

また、その希望という、私は同義語だというふうに感じているんですけれども、先ほども紹介ありましたけれども、堺屋太一さんの全社会的な充足という「満足」という表現で表現しているんですね。私は、イコール「幸福」という言葉だろうというふうに思うんですけれども、私どもの仕事も、やっぱり町民の福祉向上といえば、広義的な福祉になるのかなというふうにも思いますので、こういった時代ですので、ぜひ暮らしの安心の「安心」もぜひ、この「幸福」というふうに、同義語かなというふうに思いますので、今回暮らしの安心というふうにとらえましたけれども、ぜひ安心、幸福、希望、満足というふうなキーワードの言葉が出てくるわけですけれども、それが大きな課題になってきているというのを我々は認識しなくちゃいけないなというふうに思います。それだけ今の世の中、不安なのかなということも認識しなくちゃいけないと思います。

意見をいただきたいなというふうに思います。それで終わりたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

　大変貴重で、そしてまた含蓄のあるお話をいただきました。私も、そういうキーワードをこれからもう一回精査をしながら町政にしっかりと臨んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○６番　渡部　優議員　終わります。

○渡部康吉議長　以上で６番、渡部優君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○渡部康吉議長　上衣の着衣をお願いします。

　本日の議事日程は終了いたしました。

　本日はこれにて散会いたします。

　明16日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

　どうもご苦労さまでした。

散会　午後　４時３１分

平成２１年第３回南会津町議会定例会　第３日

議　事　日　程　（第３号）

平成２１年９月１６日（水曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

１番　湯　田　　　哲　議員

４番　馬　場　信　作　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（２１名）

１番	湯　田　　　哲	議員	２番	渡　部　俊　夫	議員
３番	高　野　精　一	議員	４番	馬　場　信　作	議員
５番	山　内　　　政	議員	６番	渡　部　　　優	議員
７番	星　　　光　久	議員	８番	楠　　　正　次	議員
９番	大　宅　宗　吉	議員	１０番	渡　部　忠　雄	議員
１１番	湯　田　秀　春	議員	１３番	星　　　和　男	議員
１４番	平　野　昌　盛	議員	１５番	阿久津　梅　夫	議員
１６番	渡　部　　　東	議員	１７番	芳賀沼　順　一	議員
１８番	菅　家　幸　弘	議員	１９番	大　竹　幸　一	議員
２０番	児　山　寿　明	議員	２１番	五十嵐　　　司	議員
２２番	渡　部　康　吉	議員			

欠席議員（１名）

１２番　星　　　登志一　議員

説明のための出席者

湯　田　芳　博	町　　　　　長	渡　辺　　　仁	副　　町　　長

横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
宍戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	杉原一成	環境水道課長
角田厚	農林課長	星恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星安晴	舘岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森秀一	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	馬場秀成	事務局長補佐

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は、12番、星登志一君であります。

これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長　本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

暑くなるようでございますので、上衣の脱衣を許可します。

◇

◎一般質問

○渡部康吉議長　日程第１、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が３回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願いいたします。

◇

◇　湯　田　　　哲　議員

○渡部康吉議長　それでは、１番、湯田哲君の登壇を許します。

１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　改めましておはようございます。

議席番号１番、湯田哲。一般質問をただいまより始めたいと思います。

新しい政府が今始まろうとしている初日に質問させていただく、そしてけさ午前３時に国会議事堂の前に並んでいた議員の特集をやっていましたけれども、僕たちもこの一般質問のこの場から、町民の一人一人の幸せのためにスタートすると思っています。彼らは国の、僕たちは町民の一人一人のために、ここのスタートだと思って始めているし、私もそのつもりでやっていきたいと思います。

それでは、始めたいと思います。

大きく分けて４つあります。１、駒止湿原の来場者状況と今後の対策について。

昨年９月の甲子トンネルの開通後、初めてのシーズンとなった駒止湿原。その駐車場の収容台数が30台程度で、来場者に対して対応し切れないのではという問題に対し、町商工観光課は臨時雇用対策によって数名雇用し、湿原への来場者の車の整理及び誘導に当たりました。本当に新しい試みでありました。その町の敏速の対応と実行力を高く評価するとともに、働いていただいた方に深く感謝いたします。

そこで、以下のことを質問いたします。

１、春のオープンから現在までの各月（各週）ごとの入場者数及び車台数、大型バス、乗用車それぞれありますが、過去３年のデータを含め伺います。今シーズン来場者が最大であった日を幾つか挙げ、どのような状況であったかを伺います。

２、町長は３月定例会のこの駐車場関連の私の質問に対し、「駐車場の拡張は、今後自然環境との調整の中で十分検討したい」と答弁しています。先にその数字を踏まえ、今後の対策を伺います。

３、一つの町で田代湿原、駒止湿原、宮床湿原と多くの湿原を持っている町はほかにはありません。世界的にも自慢できる自然であり、貴重な財産です。現在、町ではこれらを自然体験、自然教育、教育旅行などで生かす方向でさまざまな取り組みをしていますが、それらの将来についての具体的ビジョンについて、町長の考えを伺います。

大きな２番で、住みよい環境整備でＩターン促進を。

Ｉターンでこの町の住民になった方が大勢います。この町にほれ込んで、この町の住民になったのですから、地元住民としてはうれしいし、見なれた自然のすばらしさを再確認することにつながっています。

針生地区では、だいくらスキー場の東方向、「緑の広場」の近くにペンションなどを含め８世帯が住んでいます。別荘を含めれば16軒以上にもなります。現在、そこまでのアクセス、つまり行く方法としては、国道289号をスキー場の入り口まで登り左折する道と、もう一つは、

坂の途中から左折し、「緑の広場」に通じる600メートル程度の道路です。町道ですが、未舗装で道幅が狭く、乗用車では通行困難なほど荒れた道です。

この南会津町にほれ込んでＩターンし住民となった人々の生活環境の改善は、さらなるＩターンにつながり、過疎化を減速させ、住民がふえることにつながり、とても重要であると考えます。その荒れた町道を生活路線とし、大切なバイパスとしてなり得る道路として整備を望むが、町長の考えを伺います。

大きな３番、伝統行事を引き継ぐためには。

毎年、田島地区では、二十歳を迎えた盆踊りの世話人が中心に、若者たちが田島体育館を使用し、太鼓、歌、踊りなどの練習をするのが恒例でしたが、ことしはその会場が借りられず、体育館以外の練習場所を探し、町じゅうを転々としたと聞きます。それまで毎年、先輩たちが盆踊りを町の伝統行事として守り続けてきました。ことしの世話人、若者たちがさらに守り続けようと一生懸命取り組む姿に対し、結果的に町はこたえられなかったことになります。この件について町はどう考え、来年からはどのように対応するのか伺います。

これは、答弁を求めるのは町長でしたが、公民体育館とかありますので、教育長にお願いいたします。

４、空き店舗を公民館の分室として活用を。

現在、各スポーツサークルや文化サークルなど各種愛好会などは、活動の場としての御蔵入交流館、各地区公民館、学校の体育館などを利用しています。しかし、その場所の数にも限りがあり、場合によっては場所とり予約の競争というような面もあります。

そこで、活動の場所をふやすために、町の中心街にある空き店舗を公民間の分室として扱い、活用することを提案します。町の中心でやれば、徒歩でも、高齢者の方でも行ける、その場所に行けることになり、高齢者が参加できる新たなるサークルやカルチャー教室なども誕生するでしょう。町長の考えを伺います。

以上で一般質問を終わります。再問については、自席より行います。

○渡部康吉議長　町長。

〔「議長、議事進行。17番。今、１番議員が３番について、町長としてあるのを教育長にということで、これ通告してあると、現実に教育長にか」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　特別何も決めておりません。

〔「変わるんですかと。ここ通告して、町長の分答弁を通告してありま

す。この壇上に来て、こういうふうに急に変えることが可能なんですかと、通告に対して」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　町長のほうから答弁させますということであれば、可能だと思います。

答弁する者を町長として出ていますので、町長が答弁の中で、この問題については教育長から答弁させますと言ってもらえれば、教育長にやっていただきます。

○湯田芳博町長　よろしいでしょうか。

○渡部康吉議長　お願いします。

○湯田芳博町長　大変お待たせをいたしました。

１番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、駒止湿原に関する１点目、春のオープンから現在までの各月の入場者についてのおただしがございました。

５月の入場者については5,881人、６月が２万2,320人、７月、１万1,391人、８月、2,717人でありました。また、過去３年間の入り込み数につきましては、平成18年度が６万2,547人、平成19年度５万136人、平成20年度が５万2,146人でありました。入り込み数につきましては、駒止湿原の保護監視員の一定時間のカウントから推計をしたものであります。また、車の台数のカウントはしていないため把握しておりません。

なお、今シーズンの入り込みの最大であった日は、６月14日日曜日の1,200人であり、駐車場は満車であったとの報告を受けております。そのため、７月より駐車場対策といたしまして、旧峠の茶屋の付近の針生地区共有地への誘導を行ってきたところであります。

次に、２点目、駐車場の拡張についてのおただしでありますが、さきにお答えをいたしましたように、自然環境との調整の中で考えることが重要である、このように認識をしております。その対策といたしまして、春のミズバショウの時期に合わせて、田島駅からシャトルバスの運行を行いました。また、５月より緊急雇用対策事業を活用し、湿原の情報提供とあわせた駐車場整備員を雇用して駐車場の整備に当たるとともに、旧峠の茶屋付近の針生地区共有地をお借りして、バスの駐車場として誘導を行ったところであります。

今後、紅葉シーズンについても誘導員による針生地区共有地へのバスの誘導を行いながら、さらなる対策を検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、３点目、田代湿原、駒止湿原、宮床湿原など、本町に数多くある貴重な自然遺産の将来について具体的なビジョンについてのおただしがございました。

ご承知のとおり、本町には国立公園や天然記念物など、全国に誇れる手つかずの本物の自然が数多くございます。シーズンを通して県内外から多くのハイカーが訪れ、四季折々の雄大な自然を満喫し、心の豊かさを実感していると、このような報告がございます。最近では、小・中学校の環境学習やサークル団体等の生涯学習の場としても、その利活用が増加し、地域住民の環境保全に対する意識は、年々高まる傾向にあると認識をしているところであります。

このような中、南会津町環境基本条例に基づき、本年３月に策定した南会津町環境基本計画においても、これらの自然を守り、未来へ引き継いでいくこと基本目標としており、この理念は、個別計画であります駒止湿原保護管理計画とも一致をしております。

したがいまして、本町の豊かで貴重な自然遺産の保全につきましては、長期視点に立って、本環境基本計画をベースに関係法令や各種計画と整合性を図り、国や県と連携を密にし、関係部局、団体等と話し合いを重ねながら、利活用も含めた中で総合的かつ効果的な環境保全に取り組みを進めてまいります。ぜひ、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、Ｉターン促進のために、国道289号から「緑の広場」を結ぶ町道についての整備に関するおただしがございました。

この町道多々石線は、幅員約３メートルで、現在、未改良の砂利道であります。カーブが多く、さらには昼滝川を渡る橋梁が低い位置にあるため、高低差も大きくなっております。この拡幅改良整備を行うには、道路の線形と勾配の大規模な是正や橋梁のかけかえが必要なこと、さらには国道289号との交差部が見通しの悪いカーブ内にあります。なおかつ、急傾斜であるなどの条件を考慮しながら、技術的な課題が現在のところ山積みしているということは言われます。町道の安全管理の面も考慮いたしまして、２車線で整備済みとなっている町道台鞍線の使用を基本と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、町の中心外にある空き店舗を公民館分室として活用してはどうかとのおただしがございました。

現在、施設利用に当たっては、活動回数の多いサークル団体やスポーツ団体等につきましては計画的に利用していただいており、急を要する会議などの申し込み以外は、特に支障なく利用していただいていると認識しております。

町の中心街の空き店舗を公民館分室とするためには、公民館の設置及び運営に関する基準に基づき、公民館としての目的を達成するために、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るための必要な施設及び備品を備えつけなければならないとともに、職員等の配置など管理運営面の課題も生じてまいりますことから、まずは既存の社会教育や社会体育

関連施設の効率的な活用を図るように努めてまいります。

なお、今後、中心外の活性化を進めていく中で、公民館という位置づけをしなくても、交流の場とできないかなどの活用の検討を今後考えてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

なお、ただいまご指摘がございました伝統行事を引き継ぐために関するおただしにつきましては、教育長より答弁をさせていただきますので、ご了承をお願いいたしたいと思います。

○渡部康吉議長　教育長。

○横山恒廣教育長　私からは、３、伝統行事を引き継ぐためにに関してお答えいたします。

伝統行事の継承に関して、田島地域の二十を迎えた盆踊り世話人会が例年どおり田島体育館を借用できなかったことを町はどう考え、来年からはどう対応するのかとのおただしでありますが、昨年までは練習を夜間にしておりましたが、ことしは練習を昼間に変えたところ、既に大学等の夏期合宿の予約が入っており、田島体育館が利用できなかったという状況がございました。また、昨年は田島体育館を利用できなかった日は、御蔵入交流館を利用したという世話人会の引き継ぎで、ことしは御蔵入交流館を利用することになったと聞いております。

町といたしましては、若者たちが主体となって自主的に伝統行事を守り継いでいこうとする活動を、引き続き支援してまいりたいと考えており、来年は早期に意向を確認するなどし、その活動に支障のないよう対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　まず、１番目の駒止湿原の来場者及び数字のほうは、３月のときの私の駐車場についての質問の中で、その状況は町としても把握している、危険なことも理解していますということで、その対策についてはという話で先ほど言ったとおりなんですが、誘導員ですね、４人の方が行って誘導していました。でも、実際そこの現場を我々、見ている方も何人かいらっしゃると思いますけれども、本当に見れば、大型もすれ違えない状態を、綱渡りみたいにお客さんが来ていて、あの状態は危険だというのも、多分、前回そういう答弁もありました。そのまま放置していていいのか。あるいはその部分で、もうちょっと具体的に、対策をそういう間に合わせじゃなくて、次のステップへ環境を考えてと言いましたけれども、町長としてはその辺、もうちょっと具体的に、町として、もっと早急にやらなきゃならないと思うん

ですが、その辺どう思いますか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

　危険な状況を解除するということは、とても大事な事業であります。しかしながら、これが町有地であったり、あるいは町の意思だけで判断ができ施工できるというものであれば、これは当然緊急の事業として採択をしていくということになりますが、当然として、町以外の判断の要因があるわけですから、そういう要因を一つ一つ丁寧に整理をしながら、この危険の解除に少しでも早く対処すると、こういう考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　今、土地の問題で、駐車場だったら土地も問題があるのだということを言いました。３月、やはり同じようなことで、僕は高清水公園も一つの例に挙げて話したときに、町長はこういうふうに言いました。「地元が本当に高清水公園と同じように、言ってみれば活用するという意思があれば、地元の合意形成がなされれば、町としても協力していく」というような答弁、これ明らかに、かなり鮮明に覚えています。そういう意味では、我々あそこの土地、針生の共有地ですね、ですから今の駐車場もそうですけれども、そういう意味では、合意形成は我々にかかっているという、どちらが先かということもあります。ですけど、その分では全く問題ない思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか、町長。土地の問題はクリアすると思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

　これまでも区の集落の課題、懸案事項を解決する上で、方法論として、区長さんからの要望が提出される、あるいは議会に請願として上がる、あるいはまた地区の集落座談会等でそういう要望があって、それの意見交換会を行うというようなことを各集落でしてきているわけですが、針生地区についてはそれがないということで、私のほうとしては、それほど地区のほうでは、駐車場に関する協力体制等々について、十分な意思決定なり体制が整っているとは判断しておりませんということでございます。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　言わせていただきますが、あそこは、駒止湿原というのは町全体の、田代湿原、宮床湿原と同じような町の財産なんですよね。その分を眺めて、地元が、こういう

腰を上げないからという論法は全然成り立たないと思います。

長野地区では、斎藤山を地区の町おこしの意味で今一生懸命働いていますけれども、そういう意味で多分町長は言っていると思いますが、駒止湿原においては、これほど湿原の中で観光の一つの目玉というか、そういう要素としてかなり大きな役割をしているわけですから、そこで地区の下から上がらないからじゃなくて、今回、春にこの駐車場の誘導員の関係で、教育委員会のほうでちょうど来てくれまして、針生地区の区長さんも立ち会いましたけれども、上のほうに広いところがあるから、ぜひ貸してください、いっぱい来たときに誘導で流しますからというようなことで交渉して承諾したという経緯もあります。それは、町が危機的なことが、そういう渋滞が起きるから、そういう一つの逃がし場所をつくろうと思って動きをかけたわけですよね。その流れの延長として、同じようなことが今起きるわけであって、地区のほうで上がらないから、町としてはその意思がないので、我々はしないとか、考えていないとかじゃなくて、これはやはり町からのそういう働きかけ、町のものだと僕は思っていますけれどもね、その辺の認識は、町長はどうなんでしょうか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

もし町道が危険であれば、通行どめも考えなければならない。ですから、湿原の活用という形で議員は今その方向性を見出そうとしておりますが、湿原の活用と保護と両面から考えていかなければならない。その中に駐車場問題があったり、路上駐車があったりすると大変危険だ、こういうことです。

したがいまして、一度針生区のほうからシャトルバスの運行について請願が上がっている。それについて、町のほうは十分な協議会を持ちながら対応を検討してきた。ところが、そのことについては、昭和村のほうから異議ありということになりまして、残念ながら請願についての実現は今現在見ていない、こういう状況なんですね。

そうしますと、方法論としては、新たに近くに駐車場をつくるということが私たちに求められた課題である。そのときに、ぜひ針生区のほうでそういう共有地等々についてご提供のご理解がいただけるかどうかということが、まず第一歩を踏み出すための条件になるだろう、こう考えています。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　半分近くになっちゃいますが、今の駐車場の部分、針生区のほうから。その部分に関しては、合意形成という言葉、町長はよく使いますけれども、私たちもその分で

は協力できる分、町もこれほどに来ていただいて、これ、６月14日という日がありました。大型18台、もうてんてこ舞いで駐車場係があっちこっち誘導してすごい車だった。大型18台てあそこに登るのかしらと思うような感じですけれども、それぐらいピークのときはどうしようもないぐらい、本当にまだまだこれから足りないんじゃないかという日もあります、少ない日もありますけれども。そういう意味では、すごく緊急を要するものですから、今の地区の関係、土地の関係、そして高清水公園を例に出しますけれども、それイコールではないですが、そういう意味では、地区としてはそういう部分のまず程度、地元のほうからという分に関しては、責任持ってではないですが、地区のほうでかなり正式な合意の民意で諮って、町に持っていきたいと思います。そのとき町長はどう答えますか、伺います。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えをいたします。

　地区の人たちがそれぞれの役員会、あるいはそれぞれの共同体としての合意形成をしながら、やはり最も湿原に近いふもとの集落として、集落の活性化や、あるいは危険防止等々に積極的に取り組むということであれば、その時点でその条件内容を精査しながら、対応に向かって協議、検討をしていく、こういうことになります。

〇渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

〇１番　湯田　哲議員　もう一つで終わります。

　その分で、今、集落の活性化と言いました。本当に集落の活性化でしょうか。町の活性化ですよね。南会津町の財産の一つの活性化ですからね。針生地区の活性化、今回本当に雇用していただきまして、地元の人たち、４名働かせていただきました。本当に喜んでいました。

　そういう意味では、これ全体は、これだけ疲弊した観光の中で、田島町は財産が少ない、そういう観光資源がない中で、かなり大きな、何度も何度も繰り返すようですけれども、皆さん全員認識しています。そういう意味では、リード権は地区にあるという部分に対して、僕は考え直してくれとは思いません。ですけれども、やはり働きかけは僕たちもしますよ、確かに。何もしてないで待っているようなことはしないでほしいというのが町長の考えでしょうから。

　我々は、本当、町のほうの、今回の春の動きが僕は一つの変化だったと思うんですよね。整備して、今回、湿原の中の木道の話をさせていただければ、その中の木が木道に迫っている分を、教育委員会のほうでちゃんと国のほうに問い合わせて切ったんだという部分があります。そういう一歩の前進ですよね。あれは10年以上やっていたけれども、切っちゃならない、切っちゃならないという部分の答弁で終わっていました。でも、ちゃんとそういう意思があって、

その熱意があれば、すぐにできるわけですよね。だから、そういう意味では、町のほうの働きかけ、地元、地元と言いますけれども、町の働きかけももうちょっと求めたいと思うけれども、その辺は町長、どうでしょうか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答をいたします。

町の活性化というのは、例えばどこに基準を置いているか、議員の場合わかりませんが、私はそれぞれの集落、それぞれの団体、それぞれの家庭が活性化をし、あるいは豊かさを感じていくことが町全体の活性化になると。私の価値観です。

したがいまして、まずその集落に近い、あるいは集落がより意識を強く持つ資源というものは、その地域においてどうあるかということが大前提としてある。その中で、当然、町の財産あるいは町のかかわりというのは出てくるというふうに思います。

そこで言いたいことは、物事にはいろいろな考え方があります。でも、責められたら閉ざすんですよ。つまり、お互いに持ち味を生かしながら、お互いの立場を理解し合うという関係づくりをしない限りは、合意は得られない。したがいまして、今の状況の中では、私は積極的にこの針生地区の駒止に取り組むよりも、ほかのほうで自分の集落や団体や、あるいは自分の生活に密着したものをしっかりと本気で取り組んでいるところを優先的に施策として取り上げたい、こういうことでございます。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　密着した、確かに今回の４人の雇用もそうでした。地元でしたけれどもね。この分については合意を一度諮って、もう一度、後日質問させていただきます。

次の質問に移ります。

住みよい環境整備でＩターン促進をと言いました。先ほど町長の答弁の中には、物理的、あるいは曲がりがあって、橋梁の狭さとかいろいろ挙げていました。しかし、先ほど出たのは、大きなバイパスとかをつくるんではなくて、これは一つの例として僕は質問させていただいています。

先ほどの入り口の駒止、スキー場からの入る部分は、もちろん皆さん御存じだと思いますけれども、その分では、逆に言えば「緑の広場」に行く形ですから、２キロちょっとの遠回りの分と近くの600メートルちょっとなんですけれども、そういう意味では、確かに向こうを回ればいいだろうということじゃなくて、ここは雪国でありますから、そういう意味では、先ほど出口の問題とかいろいろ問題を幾つか挙げました。でも、その中で、全部それを大きなバイパ

スにするということを言っているわけじゃないです。それは町道として、乗用車が今通れないぐらい雨が降りますので、その分について町長は現場を知っていますでしょうか、町長、どうでしょうか。
〇渡部康吉議長　町長。
〇湯田芳博町長　お答えをいたします。
　私の基本的な姿勢として、もちろんすべからく理解するということは難しいんですが、答弁する以上、知らないで答弁していることはありません、基本的に。現場は知っております。
〇渡部康吉議長　１番、湯田哲君。
〇１番　湯田　哲議員　よく知っていると思います。歩いてもいると思うんですが。僕が言っているのは、それを大土木工事でどーんと一本で引こうと言っているわけじゃないです。整備をしたらどうでしょう。町道でありますから、今言った、今、グラウンドゴルフとかなんかで「緑の広場」でいっぱいやっています。活動も地区のほうの組織がそれを管理をしていますけれども、そういう意味では予算がないとかじゃなくて、僕は、何度も言いますけれども、その整備についての部分はどうでしょうか。橋梁を長くして大きな、かなり私も非常に難しいと言うんですが、整備のことね、その分についてはどうお考えなんでしょうか。
〇渡部康吉議長　町長。
〇湯田芳博町長　お答えをいたします。
　先ほども若干触れましたが、当時の開設条件、それからその後の町道編入と考えますと、現在の町道としての安全管理から比べれば、あの橋の位置では、当然国の基準等には合わない、そういうことになります。これは、異常出水時の安全等々の条件をクリアしなければなりませんし、従いまして、先ほど申し上げたようにあの路線をそのまま舗装工事をする、そういう修繕をするということは、もうほとんど不可能に近い。
　したがいまして、安全な走行を確保するためのカーブの設定とか橋梁の設置とか勾配の見直しとかをしなければ、あそこを舗装工事というか、改良に入れないというのが実態ですので、このことについては、それぞれの地域の道路整備の実情等、優先順位を決めておりますから、その中でまた考えていかなければならない問題ではないかと、このように思っております。
〇渡部康吉議長　１番、湯田哲君。
〇１番　湯田　哲議員　じゃ、もう一つ、そこの部分で。かつて林道、町道でもありましたけれども、割と荒れたところだと、町としてはよく町のダンプで砕石を持ってきて敷いてくれた時代がありました。多分余裕があったというか、そういう時代もあったと思います。そういう

意味で、またこの次だな、舗装というんじゃなくて、今みたいな町道であるならば、舗装というよりも僕が言うのは整備、今、車はこんな感じで、町道としては町道なんですから、町道です。それが車が通れないというのは、それは別だと思うんですね。舗装ですべて完全に、狭いですから、確かに舗装で今カーブが危険だということですけれども、それを整備するのは、普通に車が通れるぐらい整備するのは、町として当たり前だと思いますが、その辺、町長どうでしょうか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

現在、町道として供用しているわけですから、供用している中で、非常に走行上の安全が確保されない、あるいは走行の条件が悪いということであれば、これについて改良を加えることはやぶさかではないということでございます。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　ぜひ、町道として、ふさわしいということではないですが、僕は普通の林道として、林道としてふさわしくないし、乗用車だったらもう腹をつけて動けない状態になるということを言っているので、ぜひ、その辺は町長言われたとおり、整備し、普通の乗用車が通れる程度に整備してほしいと思います。

このＩターン促進は道のことだけじゃなくて、ここにせっかくほかからも、針生地区も結構多いんですけれども、せっかくここにほれ込んで住んでいる人たちが、皆さん年を重ねてきます、僕も重ねてきます、だんだん初めの部分で言うと、除雪とか雪の部分で大変になってきたりするわけです。そういう意味では、その人たちがＩターンして、ここにほれ込んで別荘、あるいは家を建ててこっちに住民票を移して、ここで一生を送るというか、生活していくということを選択した人たちに対して、町長としては、あるいは町として、できる限り、あるいは今も言った私道の部分の近くの部分で、近くだったら、町道と認める認めないじゃなくても、そこはやるとかやらないという部分に関しての、それに対する、雪の道の部分で今、道の問題をやっていますので、それに対して町長はどういうふうに考えていますでしょうか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

議員がおただしのように、ここにＩターンとして入ってきたから、来ないからということよりも、私は今までの住民と違う視点で、地域の活性化や、あるいは発展のためにお手伝いいただける、そういう貴重な存在だというふうに認識しております。

したがいまして、これまでも、私はそういう方々との友好関係を築いてきましたし、さらには、そういう方々を町のさまざまな協議会や検討会や、そういうところの委員として登用もしてまいってきておりますので、当然、そういう方々が生活に、今現在困窮するという状況であれば、それの改善には積極的に取り組みをすると、こういうことでございます。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　そうですね、積極的にと言いましたけれども、本当に僕たちも刺激になっているし、そういう意味では、新しい価値観が都会から来て、私たち地元にいる人たちにまた大きな影響を与えて、また南会津町のいいところを再発見するような一つのきっかけになったりしています。ぜひ、そういう環境づくりや、ある声があったら、ぜひ町長、こたえていってほしいなと思いますけれども、その辺よろしくお願いします。

それでは、次の３番目の質問に移ります。

教育長のほうから答弁がありました。二十を迎えた件ですが、この部分では、教育長、先ほど、日中に借りようとしたから借りられないと言いましたけれども、夜という部分については、教育長、聞いていますか。その辺はいかがでしょうか。

○渡部康吉議長　生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長　お答えいたします。

昼間ではなくて、夜間についてのおただしでございますが、夜間はお盆前１週間あいてございました。世話人の方からいろいろ事情をお聞きしましたところ、なぜ、今まで夜間に練習していて昼間に練習時間を変えたということでございますが、昼間練習をして、夜間には寄附集めに回りたいという事情があったそうでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　本人からそれを聞いたのでしょうか。その質問はいいです。

これは、聞いたところでは、田島体育館は１日だけだったんです、夜は。そして、うさぎの森に行って、田島小学校の体育館、そして交流館、この話を聞いたのは交流館で、僕も別の活動をしていますので、世話人の盆踊り愛好会、ことし解散したそうです。年配の方が、歌とか踊りとか太鼓とかを教えに行っているんですが、そういう人たちから聞いたことで、この話を私が質問しているんです。町としてどんな姿勢なんだろうなということで、私が質問しています。

夜間において、体育館は１日だったそうです。昼間だから貸さなかったと言うけれども、借

りられなかったということです。僕の勘違いかもしれませんよ。情報をすべていただいているわけじゃないので。ただ、僕が言いたいのは、今まで２週間、この分で教えに来ている人たちがうさぎの森に行ったり、こっち行ったりしていたということで、今までだと田島体育館を借りて普通にやれていた。８月上旬の２週間ぐらいだそうです。場合によっては、７月下旬もありますけれども。その分で言うと、教育委員会のほうの把握の部分と私の部分の認識はちょっと違うかもしれませんけれども、その分、夜に関しては１週間あいていたというのも、これもちょっと意外な部分でしたけれども、その部分に関して認識していましたか。借りたのは１日しかありませんけれども、その部分で彼らが転々としたという情報は聞いていましたか。

〇渡部康吉議長　生涯学習課長。

〇酒井直伸生涯学習課長　お答えいたします。

　世話人会が会場の確保に町じゅう転々とされていたという事情を知りましたのは、御蔵入交流館のほうに会場借り上げのご相談があったとき、事実を存じ上げました。

　それで、結果として御蔵入交流館をご利用いただいたわけですが、交流館といたしましても、事情を酌み、太鼓などの道具置き場ですか、そちらの便宜を図らせていただいたところでございます。

　なお、教育長答弁にもございましたとおり、来年は事前に世話人会の意向を確認させていただいて、活動に支障のないよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

　以上でございます。

〇渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

〇１番　湯田　哲議員　僕は、本当にちょっとしたことだったんだと思います。何かの食い違いがこれを起こしたんだと思います。ですから、そういう意味では、僕は責任者探しをしているわけじゃないです。ですから、子供たちが二十を迎えると大人ですね、若者たちが今一生懸命やろうとしたときに、がっかりした感じで、もう大変なんだと。世話人の愛好会もみんな高齢化して、ことし解散しちゃった。場所があっちへ行ったりこっちへ行ったりわからなかった。言っていることからして、どう考えたって町の積極的な協力については全然見えないふうに僕は感じたから、質問させてもらっています。

　今、答弁がありましたけれども、ぜひ来年からは、そういう意味では２週間、ほかの人たちが借りているかもしれませんけれども、本当はほかのサークルもわかっていたはずなんですね。何で借りられたのか不思議議だったんじゃないかと思います。もう何十年もやっている行事でし

たからね。そういう意味では、今言ったとおり、ぜひ協力体制にするということでしたので、ぜひその辺は協力してほしいなと思います。

　今言ったことに対して、町長、どのように考えますか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

　答えを必要としないと思っていたので……

〔「考えは」と言う者あり〕

○湯田芳博町長　まず、私が気になったのは、やっぱり公共施設の使用について、来られたから許可をする、使用の手続をとるというだけではなくて、前年度の使用状況について配慮をしながら、ある意味ではこちらのほうから発信をするという必要性は十分にあったんではないかなというふうに今考えております。

　ただ一つ気になったのは、町内のいろいろな施設を転々としたために指導者たちがつくっていた組織が解散をしたということのようですが、本当にそうなのかどうなのか、ここはもう少し事情を聞いて、指導体制が整うようにしていかなければならないだろうとこう思っておりますが、いずれ私は、できれば、そういう伝統的な芸能といいますか、行事は、それに使う道具が保管されているところで準備、稽古等ができるようなそんな体制を今後考えていく必要があるだろうと、こういうふうに考えているところであります。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　練習場所を転々として解散したということで、ちょっと誤解させて申しわけない。高齢化したから解散だったそうです。今までずっとやっていたんですが、高齢化したのでことし解散したんだと。その後、直接名前わかっていますので、世話人のほうから直接電話をもらって、「教えに来てくださいよ」ということで行って、それでもうあっち行ったり、こっち行ったりということをつくづく言われたものだから、そういう意味では、本当に今、町長が言われたように、町として、今言ったとおりなんですが、こちらからどうなんだと。若者たちだって、初めての体験で世話人を請け負うわけですよ。伝統行事でプレッシャーもあるんじゃないでしょうか。そういう意味では、町のほうからぜひ持っていって、どうなってるのと。ああ、ぜひお願いしますと多分なります。もちろんなっているんですね、今までの引き継ぎでは。今回の世話人たちが、その部分でちょっと書類か何かをやる、あるいは連絡の仕方も、本当は今までは町からあったそうです。借りて押さえていてくれたということも言っていました。

そういう意味では、今回はいろんな変わり目だったのかもしれませんけれども、ぜひそういう意味でよろしくお願いしたいと思います。

この守るという部分のタイトルでもう一つ言えば、九生沢、水引、高野の三匹獅子とか、さまざまな子供歌舞伎もありますけれども、それに対して、組織がしっかりしているところというか、責任者というか、リーダーがあるところはどんどん維持をして町に働きかけてやっていますけれども、ぜひ町として、そういう消えて絶えることはないと思いますけれども、そういうものにぜひ教育委員会のほうからでも差し伸べて、「どうなっているんだ」、「危ない」という話を聞いたら、そこで「我々力を貸せるよ」とかという部分で、ぜひそういう働きかけもしてほしいと思うんですが、その辺についてどう思いますでしょうか。町長、いいですか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

この件については、議員おただしの考え方と全く一致をしております。つまり、助成をすればいい、あるいはこれまでのレールの上で、町側が一方的にそうだろうという想定の中で判断をしてきた。これが逐次、先ほど言ったように高齢化したり、あるいはまた支えようとする方々の組織の数が減っていったりという、つまり、常に状況変化があるわけですから、これらについては町部局、それから教育委員会部局を含めて、その状況の変化をきちっと把握をして、それに不安の起こらないように、あるいはまたそれが将来に伝統芸能が消えていくようなそんな状況をつくり出さないために、積極的にその状況を把握しながら対応をしていくと、こういうことで臨みたいと思います。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　とてもいいお答えでした。本当に、僕たちはそういう意味では、本当に心配している部分もあります。

もう一つ、そこで言うと、重ねて高齢化していくと、事務局をやったり、そうやって、元気というのはおかしいけれども、元気がなくなることはないと思うんです、その人次第なんですけれども。そういう意味では、そういう中心になる中核の人たちが高齢化すると、そのまとめ役が大変だったりする。そういう意味では、今、町長が言ったように、教育委員会のように、町の中でのメンバーだったりするんですよね、役場職員がその中のメンバーだったりしますので、よろず相談とかなんかもありますけれども、町のほうのそういう組織一つ一つの情報も流れてくると思いますので、そういうぜひ兆し、何かすごく今大変そうだから、じゃどうしようかという情報をすぐ感知したらば、ぜひアクションというか行動を起こしてほしいなと思いま

す。よろしくお願いします。

　それでは、４番目の空き店舗を公民館の分室にという部分です。

　先ほど町長の答弁だと、現在ある部屋というか、借りる場所で行事をこなしている。問題は現在ありませんということになります。でも、考えてみるとどっちが先かというのがありますね。先借りられれば、もう借りられませんから。今、場所とりと、僕予約の合戦と言いましたけれども、１カ月前に借りるわけですから、交流館、数えてみるとないんですよね。多目的で２つに割って今、２カ所だね、２グループ。あと和室、あるいは保健センターですか、そこで踊りをきのうやっていましたけれども。そういう意味では、数が足りているんじゃなくて、借りられなかったから顔を出しませんから。もう一つ、ステーションプラザの２階も結構会場として使っていた時代がありました。来年から使えません。僕がこの部分を出したのはなぜか。中心部の空き店舗と言っているというのは、交流館に行けるというのは車を持っている方です、足のある方です。夜中、あそこまで歩くのは大変だ。あたご館はもちろんやってやってる。これもやっぱり年を重ねていくとなかなか大変なんです。針生から歩いてくるという話を僕しているんじゃないんです。町場に結構高齢者の方が集中していますので、さまざまなサークルをやりたくても、車がなくて、高齢になって離れて、文化協会は御存じでしょうけれども、解散しているのも結構あります。高齢化して、どうしても行けないから、もうやめましたというのがあるんです。それに関して、空き店舗について質問しました。

　消化しているんじゃなくて、借りられる場所は、やはり僕は明らかに少ないと思いますけれども、町長はその辺どう認識していますか。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えをいたします。

　結論から言いますと、時間的に、あるいは時期的に集中するということは認識しておりますが、全体として足りないという認識は私の中ではありませんでした。

　というのは、合併をいたしまして、御存じのように非常に施設がふえ、物件費が非常にたくさんかかる。こういう中で、できれば整理、統合をしていきたいというのが私の基本的な考え方でした。そのときの調査といいますか、把握したデータによりますと、かち合うことは十分考えられますが、その会館が、例えば70％以上の使用があるという認識は全くなかったと、こういうことでございます。

　したがいまして、空き店舗については、あくまでも所有権が個人の所有なんですね。ですから、そういうところの、いわゆる公の施設としての利用については、やっぱり十分慎重に対応

しなきゃならない。借りるにしても分室にではなくて、そういう集まる広場といいますか、そういう拠点としての位置づけということであれば、これは先ほど申し上げたように、それほど困難ではない、こんなふうに思っています。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　公民館の分室という言葉はなぜ生まれたかというと、３番の問題が関係したんですね。３番の分で、みんな場所とりをしていました。そこで押し出され、押し出されすると、結局どこかがあふれてくるということの流れで、僕は４番の分を提言しました。公民館の分室という言葉は、後で本当にぎりぎりの状態で多分扱ったんですが、町長が先ほど言われました交流の場、まさにその交流の場で結構なんです。分室という色分けはありません。多分公民館の分室にすると、職員の張りつけとか何かが必要なので無理がある。いろいろな規定があって、それは困難だろうと言います。

僕が言っているのは、分室という言葉にこだわっているわけじゃないです。これから、空き店舗が商業とかどこかの市民のショップになるかもしれませんけれども、ならば今言った、僕はその部分では町長と全くイコールで、分室、交流の場として、まさにそうでしょう。愛好会とかサークルというのは、一つの同じような価値観でもって集まって、きずなというか一つのほっとするような時間を１時間でも２時間でも共有して、一つの生きがいになったりする、つながる。これは前の議会の中で話したと思います。町長も話していることですね。

そういう意味で、この部分で交流の場として、町としてサポートしていってほしいという部分について同じだと思うんだが、その点について町長はどう考えますか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

まず、これまでの交流の拠点づくりの中で進めてきたのが、一つは子育ての領域の交流、それからさらにはシルバーといいますか、高齢者の交流。しかし、若者といいますか、その領域に当てはまらない領域の人たちがどこへ行ったらいいんだろうということで、いわゆる若者対策とも関連してくるわけですが、これらの拠点づくりをこれからしっかりと考えていかなければならない。

そうしたときに、町なかでいいのかという話も出ています。でも、町なかのほうがいいのではないかというふうに、私は町なかの商店街の活性化の観点から見れば考えています。そうすれば駐車場をどうするんだ、こういう話も出てきていますので、これらについては、空き店舗対策の中で商工会と十分詰めていって、具体的なこれからの拠点づくりについて検討してまい

りたいと、こう思っております
○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。
○１番　湯田　哲議員　確かに町うちだけじゃなくて、ほかの地区もいっぱいありますので。秋田県のほうで出前パブとかいって、自殺の多いところでそういうものを町でやったらば、そこでちょっとですね、余り飲み過ぎるとおかしいんですけれども、そういうところに集まる、今言った交流の場ですね、つくって、人に愚痴を言ったりする場所ができて、それにブレーキをかけたいというような動きをしているというのをだれかが言っていたんですが、そういう意味では、本当に交流の場を各地区につくるのは、この延長でもあります。ここには、空き店舗という言葉を使っていますけれども、町長が言われたように各地区にそういう場、空き家も入っているけれども、古民家の話も出てるね。そういう意味で、確かに交流の場の部分で、ここの４番の質問としては、そういう場を延ばすんじゃなくて、１日も早く、ぜひその場を、具体的に本当にこれも行動して、ぜひつくってほしいなと、こう思いますけれども、町長どうでしょう。
○渡部康吉議長　町長。
○湯田芳博町長　お答えいたします。
　昨日、巡回バス等のときにも質問がありましたが、やはり、そういう要請というか、そういう機運というか、そういう熟度が高まってこないと、町は何をやっても批判されるんですね。そうすると、職員はやり切れない。ですから、私はそういう団体とか、そういう方々が自分たちが今持っている問題等を解決するための一つの具体的な計画というか、案を持ち寄って、そして、できればうちの職員と、あるいは私も含めていいんですが、そういう懇談会、意見交換会をして、その中から熟度が高まってきていると、こういうことであれば、その時点で前向きに考えると、そういうことでご理解いただきたいと思います。
○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。
○１番　湯田　哲議員　あと残り５分となりましたでしょう。まもなく終わりたいと思います。
　そういう意味では、今言ったとおり、合意形成、確かにそうです。みんなで欲しい、みんなぜひ欲しいという声が高まったときに、そういうのが初めてできたときに私たちが足を運んだりして、交流の場で日ごろの何かもやもやとかいろんなものを吐き出して、同じような価値観の人たちとまた同じテーブルの上でいろいろな話ができて、また帰っていくような、そういう生きがいづくりの町の一つとしてぜひ実行していってほしいなと思います。
　終わりに言いたいことがあるんですが、きのう希望枠の話をしていました。僕も見たんです

が、本当に希望枠の中では、何の変化もなかったら希望はないそうですね。僕が思うのは、今回質問された幾つかの中には、何か少しでも町としてアクションがちょっとでも、あの道悪いんだけれども、そこを草を刈った。それが一刈りだったかもしれないけれども、それは町はアクションをして何か兆しが見えたときに、それが希望になる。それが希望が全くない状態で、同じような５年間がずっと続くと、その地区は希望が消える。

　そういう意味では、町としてそんな大がかりな部分ではなくて、大きなアクションじゃなくても、ほんのちょっと、この話があったら、少しでも一歩相談に来て、教育委員会のほうに来ました。話に来て、実際上のほうまで使わなかったんですね。その手前の分で、駐車場のほうなんかやっていました。

　そういう意味では、ぜひ町として、話しがあって、全部がクリアしなくても、そういうアクションを起こして、ぜひ希望ある町、希望の持てる町民、希望の持てる町にしてほしいなと思います。

　さて、町長の考えを聞いて終わります。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

　私は、職員に対して常にそういう姿勢でいなさいと。つまり、受け取ったボールは必ず相手に返しましょう。それは、直球で返せない場合もあれば、ワンバウンドで、あるいはゴロで返さなければならない場合もありますが、きちっと返していきましょうというところは、議員がおただしのような対応の仕方だと思うんですね。

　それで、ぜひお願いをしておきたいといいますか、私からちょっと言わせていただきますと、そういう感性豊かな町民、そういうことがアクションとして起こしたものを、すっかりボールが返ってきたら、ありがとうと言える、そういう感性を備えた町民、こういう町民のこれからの暮らしといいますか、その中の重要なテーマに恐らくなるだろうと思いますし、議員の皆さんにもそういう意味でご努力いただければ大変ありがたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　ぜひそのような方向で、町民も感性豊かな町民、私も努めたいと思います。我々も努めたいと思います。

　今言った部分で、ほかからＩターンでという話もしましたけれども、最後に、本当にこれで終わりますが、そういう人たちが来て、新しい価値観に当たることによって、その中では、地域の強み、ロイヤルアイデンティティーという再構築という言葉を使って、すごい難しい言葉

で僕もわからなかったんですが、この南会津町の強みを、その人たちが多分教えてきて、気づかせてくれる部分がうんとあるんだと。町長はいつも言って、本当に有識者、サポートの古い有識者たちがいっぱいいますけれぞも、ぜひそういう人たちとコミュニケーションして、そういう強みを僕たちも発見して、町の未来に努めていきたいと思います。終わります。

○渡部康吉議長　以上で、１番、湯田哲君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◇　馬　場　信　作　議員

○渡部康吉議長　次に、４番、馬場信作君の登壇を許します。

　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　９月定例会の一般質問も最後の登壇となりますが、事前に通告しました内容に従い一般質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

　最初の質問は、耕作放棄地についての質問でございますが、最近、道路沿線でもいろいろ耕作放棄地が目につくようになり、農地の荒廃が進んでいるのかなと。耕作放棄地といえば、本当は山合いの林地に隣接したような場所がほとんどでしたが、だんだん里にもおりてきたのかなという感じで、耕作放棄地は、本当に農業振興を阻害するという、本当の大きな要因ですので、そういうことも含めまして耕作放棄地の解消対策についてお伺いいたします。

　福島県は全国一の耕作放棄地があり、官民挙げて解消に努力しているところであります。その耕作放棄地は、単に農産物が生産されないというだけの損失ではなく、雑木が茂り、病害虫の温床になり、農地の持つ治水機能や、あるいは景観機能が失われ、代々引き継がれてきた財産の価値も低下して、町にとっても、あるいは所有者にとっても大きな損失になります。

　しかし、放棄地の解消がまたなかなか進まないのが現状でもあります。明らかに林地化した、あるは非農地化した農地の地目変換、これは正確に地目変更と私は言いたいんですが、変更、あるいは企業や第三セクター、あるいは集落営農も入りますが、そういう新しい担い手の、あるいは新しい組織の育成、また区画整理事業による優良農地の造成などいろいろな対策が私は必要と考えます。

　そこで、まず耕作放棄地の現状と解消対策についてお伺いいたします。

　次、２点目の質問は、生ごみの堆肥化という質問ですが、これから到来するであろう、あるいは求められるであろう循環型社会では、自然エネルギーとともに、この重要な役割を担うと

私は考え、生ごみの堆肥化の促進についてお伺いいたします。

今、社会や、あるいは生活スタイルは、石油資源の大量消費から地球環境に優しい、あるいは自然と共生する循環型社会の仕組みづくりが求められています。現在、ごみの収集においては、生ごみは燃えるごみとして収集され、ごみの増加や燃焼阻害の一因になっています。生ごみの堆肥化は、ごみの減量や資源としての再利用、循環型社会の確立のためには必要であり、当町のような農村地帯が多いところでは私は取り組みやすく、早急に実施すべき事業と考えます。

しかし、それには収集体制、回数とか、あるいは場所とか、あるいは家庭生ごみと事業所ごみの扱い方、あるいは堆肥化の方法、施設の整備などの課題の解決や町民や家庭の協力、啓蒙も必要と考えます。家庭生ごみを含め、取り組んできた堆肥化事業の成果と課題、今後の推進方法について伺います。

以上、演壇より質問いたします。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　４番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、耕作放棄地の現状と解消対策についておただしがございました。

耕作放棄地の現状を把握するために、昨年度、町内の農用地区域を対象に、耕作放棄地の全体調査を実施したところであります。その結果、町全体で約148ヘクタールの耕作放棄地があり、そのうちの約７割が水田、残り３割が畑地である現状が明らかになりました。今後は農業者の減少や高齢化の進行により、さらに面積が拡大されることが心配されるため、今年度、耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、耕作放棄地の解消及び拡大の阻止について検討を進めてまいります。

解消対策といたしましては、荒廃した農地を一時的に復元するだけでなく、最終的にその農地で営農が再開できるように、土地所有者や集落住民、さらには各種団体との協議を進め、町内の第三セクターや地元企業の農業への参入を促進しつつ、集落維持発展支援事業など、町独自の支援をしていきたいと考えております。

次に、生ごみ堆肥化を促進すべき、このようなおただしがございました。

現在の消費型社会から循環型社会を目指す町の取り組み指針として、南会津町バイオマス利活用促進協議会などの協議を重ね、本年４月に南会津町バイオマスタウン構想を策定し、公表いたしました。これまでの具体的な取り組み内容としましては、この構想策定とあわせて、家庭系生ごみの堆肥化、事業系生ごみの資源化実証などを進めてきたところであります。

この基本構想に基づき、平成24年度を目途に、生ごみ、落ち葉、カヤ、家畜排泄物等を活用した堆肥化製造施設整備を進める計画にしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　初めに、耕作放棄地に関する再質問を行いますが、まず数字的なデータは昨年度の全体調査で押さえたということで理解しております。しかし、なかなか放棄地の解消が進まない一つの大きな理由は、私は数字を押えてもしっかりと次に性質別のデータといいますか、把握ですね、つまり、放棄地になるにはやっぱりいきさつといいますか、あるわけですよね。本当に不良地だから放棄されたのか、いや、あとはいろいろ地主が不在地主だからとか、そういうものをしっかりマップにおろすといいますか、もっと性質別といいますか、そういう把握というものはどの程度進んでいるのか、その辺を一つお聞きしたいんです。

○渡部康吉議長　農林課長。

○角田　厚農林課長　お答えいたします。

ただいま町長答弁にございましたように、昨年度の調査を踏まえまして、まずその現状について、すぐに解消できる程度のものであるものなのか、または重機等を入れて対応しなければならないものなのか、あるいは既にもう山林化している現状があるものなのか等の部分について、農業委員会と連携をしまして色分けをしつつ、図面に落としている今、現状でございます。

議員おただしの性質別な分析については、これとあわせまして、今後進めるというような考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　私は性質別の把握といいますか、そのデータをとるほうが、私は解消にはより重要であると考えますし、これからまた進めるという答弁でありますので、これ本当に早急にやって、そして優先度なり、そして影響度、いかに農業を阻害する影響が高いかとか、そういうものをしっかり把握してほしいと思います。

あと、景観的にも、やはり里におりてくると、本当にこれは町のイメージといいますか、損なわれますし、林地の場合は、最近活発な事業が入っていまして、沿線の整備といいますか、進んでおりますが、私は、それらはそれでもちろん大事な事業ですし、いろいろとこれから進めてほしいわけですが、ぜひ農地のほうも、そういう点では、やはり直接農業生産にもかかわりますことですし、ぜひとももう少し力を入れてほしいと思います。

性質別のこれからの検討に当たっては、ぜひいろいろ区分分けして、それをしっかり分析すれば、そして放棄地を解消して農業生産が再開できる農地であるのか、あるいは確かに状況によって、もう放棄せざるを得ない。だったら、地目変更を含めて別な対策をするかとか、私は次のステップに容易に進める方向が見えてくると思います。それを期待するわけですが、もう一つは、ちょっと見方を変えまして、新しい担い手ということで伺いたいと思います。

最近、農地法が改正されました。これがもともとの改正の理由は、やはり、今の現状の担い手なり今の制度の中では、耕作放棄がふえる一方だと。今までいろいろな国も県も対策をしました、放棄地解消のための。しかし、一向に減らないと。それじゃ、もう農地法の根幹である企業参入という新たな展開をするしかないと、私はそういうふうに解釈して、今回大胆な改正があったのかなと。そして、新しい担い手にその活力を求めて、知恵を求めて、もちろん農業振興と耕作放棄地の解消をねらっているという大きな側面を私は感じているわけですが、その辺に関して、一つ企業の参入に関しての、私はこれから農地法改正でそういう時代が生じると思いますが、それに対して、耕作放棄地と関連して町長の考えをお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

まず、今お尋ねの前に、遊休農地の実態のお話がありましたが、確かに性質別の数字も今出しておりますけれども、生産者が農業に誇りと、それから生活の安定のための収入、これが得られるということが、なかなか出てこないと、やっぱり自発的な解消にはつながってこないんですね。ここは、ですから今現在やっている農業者に、課題は一定の課題は見えてきておりますけれども、そこが体力がつかないんですね。体力のつくようなまず政策を展開するということが一つあると思うんです。

しかし、一方で個々の農家の範疇では十分に対応できないものがありますから、これは機械力とか、あるいは営業力とか、そういう意味ではありますから、当然企業として、経営体として農業にかかわってもらって、その中で農業技術者を雇用し育てていくと、こういうスタイル、この２つをやはり考えていく必要があるんだろうというふうに思っているわけです。

その中で、今調査をし、通知としていただいたものをどう集約していくのか、そういうことも今後考えていくべきだと思うんですね。ですから、私は何が先か、何が後かということを考えたときには、まず農家は、農業は規模があるんだというような実態をいかに早くつくり出すかということが先決だと思っておりますので、その中に企業進出は当然考えていると、こういうことでございます。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　そうですね、農家自身が体力をつけて、そして放棄地を解消する、やっぱり一番いいのは、そこをもう一回耕作して、そして再生産できる、それだけの利益といいますか、経営ができるといいますか、そういう状態になれば一番理想です。これは、簡単に地目を変更して雑種地にしてしまえれば、あるいは宅地にしてしまえればというのは、変換するとすれば、そういうことじゃなく、理想はそうです。ただ現実には、やはり状況が許さないということですので、新しい方向として、新しい担い手の考えもあります。あるいは集落営農も、私はこれもちゃんと育成すれば、新しい担い手としてその集落の中で機能するかと思いますが、これはいろいろ課題もあります。

企業の参入について、放棄地に関連して、やはり考えているということでございますが、私はその場合、今までも若干の企業参入の余地はあったわけです、今までの農地法でも。これから緩和された場合、さらにそれが簡単に今度は入れるようになった場合、やっぱりいろいろ心配はあります。企業ですから、企業の論理というものがあります。これは、農家の場合は家族経営で、地域の論理で、地域に住んでいる論理があります。それとのちゃんとした整合性ですね、簡単にいえば、まず企業は持続して農業をやるべきだと思うんですよ。もうからなかったからといって、数年で撤退すれば、後に残るのは地元の負担でありますし。

もう一つは、企業の参入の問題点として最近挙げられているのは、やっぱり地域との交わりですね。ただそこで耕作をして、農作物をつくって、それで再生産をしながら利潤を上げているという一種の搾取じゃなくて、地域の農地というのは地域とのかかわりがあって、共同体としての仕組みがある中で農地は生きてくるんですよ。ただ、企業の論理で、経費をかけて作物を売買するという論議だけでは、地域が結果的には、長年見れば、やはり廃れます。簡単に言えば不祝儀の参加とか、いろいろなイベントへの参加とか、それがあっての農村の維持であり、農地の維持と考えます。

そういう意味で私は企業の進出、これから恐らく、それこそ、どういう形というのは想像がつかないんですが、あと農業委員会の調査能力とか、実際申請が上がってきた場合、どういう企業なのか、その体質は、経営方針は、本当に地域に役立つのか、農地法でもありますね、附帯事項ですか、ちゃんと地域との調和しなさいと、参入時は。そういうところの調査能力なり、これからいろいろ出てくる課題がありますが、そういうものを含めまして、過去の例ですと産業廃棄物を処理するために進出したような悪徳的なものがあります。そういうことの調査なども含めまして、企業参入について、もう一度町長のお考えをお願いします。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

企業というくくりの中で、そういう見方をしていいかどうかわかりませんけれども、私はきのう、第一セクター、第二セクター、第三セクターの考え方が総務課長のほうから説明がありましたが、いわゆる農業がこれまで個々人の経営ではなかなか規模拡大も含めて、生産はするけれども、営業とか販売のところで力が足りなかった。しかし、農地法があって、企業が参入できなかったと、こういうことですので、ここの改正農地法では、企業単独でやるのではなくて、生産者と企業がいかにネットワークという、連携をして、そうして農業を持続させていくかということだと思うんですよ。

例えば、企業がやろうが、個人の農家がやろうが、南会津町の場合には冬は生産ができないんですね。そうすると、ここのところをどうしていくかということが出てくるわけですから、当然冬の期間の企業の持っている業務との連携が図れないかと出てくるわけですね。そうしますと、さまざまな企業が手を挙げてくるかどうかわかりませんけれども、南会津町の場合は、やはり第三セクターという、スキー場の経営をしている会社があるわけですから、こういう会社と個々の農家がどう連携、連結できるのかということを検証するところから私は始まっていいのではないかなと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　先に第三セクターの話を出されたわけですが、実は、別に企業参入は恐ろしいよとか、私、別に心配事ばかり述べるつもりはありません。これは優良企業ありますし、実際力になるでしょうし。その中で、私は第三セクター、今、町内にあるのは町100％出資の、そういう意味では極めて信頼ができるといいますか、そういう企業ですから、私はそのとおり、第三セクターが先行的といいますか、地域と交わりながら新しい担い手としての形態、力を私は発揮することを実は期待しています。それで、第三セクターの農家にはない一つの営業力、企画力、行動力等々そういうものを、企業としての力を第三セクターに私も求めてみたいと思います。

そういうわけで、具体的に今第三セクター、例えばこれは農業に進出しているといいますか、生産を行っていると聞いているんですが、その辺の現状についてちょっと教えてください。

○渡部康吉議長　農林課長。

○角田　厚農林課長　お答えいたします。

第三セクターとして、ことし、地域と連携をしながら農業のほうにかかわりを持ったところ、

御存じのとおり南郷地域のさゆりの里がいきいき塾というような形で、地域の方々と連携をしながら、ミニトマトづくりのほうに一緒に取り組みを進めているという例がございます。あと、具体的な農業の生産ということではございませんが、販路という視点で生産物を夢開発株式会社のほうで、出口のほうを担当しつつ販売をしているというようなケースがございます。具体的に耕作をというような部分につきましては、連携をして取り組んでいるところはさゆりの里が取り組んでいるという実態がございます。

〇渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

〇４番　馬場信作議員　ぜひ、第三セクター、農業参入の優良企業としての位置づけて、私はこれからもどんどん地域に入ってほしいと思います。ただ、その場合に参入の仕方も、ちゃんと土地を借りたり、生産者としてしっかりした位置づけでもって、内面も外面もといいますか、法的にもしっかりした位置づけで参入して、そしてしっかりした農業に腰を据えてやってほしいと思います。

放棄地に関しては、そういうことで、ぜひとも第三セクターに今後も期待するわけですが、町長の第三セクターに対する、さらに次年度以降のこれからの方向ですね、再度新しい事業を考えているのか、参入の、さらに量的にしろ、進出の拡大についての考えを伺います。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えをいたします。

きのうも農業振興についての答弁の中で申し上げましたが、第三セクターがいきなり生産者になるということは私の中では考えておりません。つまり、農業というのは、それほどたやすいものではないんですよ。ですから、今まで培った農業技術等々をそれぞれ持っておられる方がたくさんいるんです。そういう方々が、あくまでも生産現場で生産の主体をなして、それをしっかりと集荷をしたり、あるいは販売につなげたりするという役割を第三セクターが担っていけないかと、あるいはまた第三セクターがみずからそういう食材を自分のところで使って、スキー客に出したり、あるいはホテルのメニューに加えたりすることはできないかと、こういう考え方から今始めております。

ですから、その中で、今現在第三セクターにお勤めをいただいている方々が、少しでもそういう現場に出かけながら農業の技術を見たり、あるいは実際にかかわったりしながら知識を蓄積するという、そういう経過になっていけば、大変ありがたいと。

そして、具体的な数量とか今後の来年の取り組みについては、きのうも申し上げましたように、統合に向けて今協議・検討しているわけですから、その中にそれぞれの会社が、それぞれ

の実態を見きわめながら新しいビジョンづくりをしています。そのビジョンの中でどういう形になっていくのかは、これから見きわめていきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　農業進出、そうです、確かに自然も伴いますし、簡単なものでありませんので、ぜひとも技術を身につけながら少しずつお願いします。

放棄地に関してもう１点、ちょっと視点を変えて、そういう農業振興上の放棄地解消という方策からもう１点、今度は、やはり放棄地にならざるを得ない、本当に現場が林地化した、それこそ杉を植えるとか、農地に杉を植えるというのは本来は余り合法的じゃないんですが、でも現実にはそういう農地もあります。含めまして、そういうことを考えますと、私は今度は地目変更という手段でもって数字的な、量的なものを減らすというのも一つの方策かと思いますが、その辺について、本当に農地としての復旧の見込みがない、そして現場ももう何十年来林地化した、実際のそういう現場があった場合は種目変更という手段もあるわけですが、その辺について、実際現状、そういう事例があるのか、そして具体的にそういう該当する農家が手続といいますか、申請した場合の手順といいますか、その辺をちょっと教えてください。

○渡部康吉議長　農業委員会事務局長。

○星　恵助農業委員会事務局長　ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど農林課長が申し上げました耕作放棄地の調査、前年度行いました調査については、赤、緑、黄色と色分けをしながら調査をいたしました。実際には、緑地域といいますのは、現在人力農業用機械で草取り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地、そして黄色地域というのは、草刈り等では直ちに耕作することができないが、基盤整備を実施して農業を利用すべき土地、これらが合わせて148ヘクタールあるわけです。そのほかに赤地というのが、これは完全にもう農地を農業利用することにできない、特に林地となったものなんですけれども、これらは122ヘクタールあります。これは、農用地以外の土地にあるものです。結局、山林のそばにあるとかそういう土地でありますので、それらについては、昨年度の調査結果をもとに、これから農業委員会の委員が現況調査に入りまして、詳しく現況を調べて、そして非農地であるという確認をしてから耕作者、まあ所有者に通知を差し上げます。その通知をもとに所有者のほうが地目変換、地目変更を法務局に申し出るという形になります。

農用地の中に入っている林地については、これはすべてまだ農振農用地の中ですので、地目変更等は無理なものですから、これはもう一度農地に戻してもらうという形でやるか、それとも農振地の見直しをしてもらう、どちらかになるかと思うんです。

以上です。

〇渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

〇４番　馬場信作議員　農業委員会、こんなすばらしい活動をしているんでしたら、ぜひともこれは早く広報なりして、そして町民に呼びかけて、実態はこうですと、そしてまたふえないように協力願いまして、これをぜひもっと目に見える形、農業委員会の活動、ぜひとも知らしめするようにしてください。

今、いろいろ専門用語が出てきましたが、農用地とか農振地とか、要は農用地は簡単に言えば平場の優良農地ですよと。さらに農振地は、さらに外側を囲む隣地の間際まで含めた広い範囲での農振地ということで私も理解しているんですが、それによって地目変更が簡単にできる農振地という山際と、本当に平たんな優良農地は、たとえ荒れていても地目変更できないというふうに私は理解していますが、そういうことで、またこれから現況調査に入るという話も聞いていますので、ぜひその活動を進めてもらいたいと思います。

今言ったように、専門用語を含めまして、農地は私は何でこんな農地法という法律があって、そして手続とか、宅地みたいに自由に売買できないとかいろいろ制限があるのは、やはり農地は共有財産といいますか、確かに個人の経営する土地でありますが、しかし、これは共有財産という位置づけがあるからいろいろな制限があると思います。そういう意味で、また景観の事業の、農村が農村たるゆえんというのは、農地が農地たる、耕作されているからこその景観もあり、その役割もあると思いますので、ぜひともこの辺は意識いただいて、これからも耕作放棄地の解消に努めていってほしいと思います。

次に、生ごみ堆肥化について質問したいと思います。

これは、現状の実証試験といいますか、実証事業といいますか、昨年度もやっておりますし、町もそれなりの事業が進んでいるということは認識しておりますし、これをさらに促進してほしいということですが、やはり社会の変革というやつが、私は一時期、昔といいますか、消費は文化だと、大量生産、大量消費、大量廃棄という本当に一時期の時代がありました。それによって経済が循環といいますか、回るんだという一つの経済論理がありましたが、しかし今は全く変わりつつあります。もう変わっていると言ってもいいと思いますが、変わりつつあります。いわゆる地球温暖化、地球が壊れるという大前提のもとに、CO_2削減とか、いかに環境に優しい生活、農業にしろ生活にしろ自治体経営にしろ入ってくると思います。すべてをいかに環境負荷の少ない社会にしようかということで、全然今度は社会情勢が変わってくるし、これからもどんどん変わりつつあると思います。

国のほうを見ますと、いろいろな基本法ですね、有機農業の基本法なり、いろいろな促進基本法ができていますし、その中で、変わりつつある社会の中で、ここで一つ町長にお聞きしたいのは、ちょっと先の話かもしれませんが、この変わりようが、行く行くは私は家庭なり地域の評価、自治体の評価につながって、それこそ地方交付税の算定項目といいますか、そういうところまでいかに環境に優しい自治体であるかとかを含めて、そういう意味合いが私は将来的な方向としてはあるんじゃないかと思いますが、まずちょっと大きな話ですが、町長の考えをお聞きしておきます。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

これまで議員がお話しされたのはそのとおりの経緯だと思いますけれども、いわゆる京都議定書以来の$ＣＯ_2$削減目標とか、そういったものを考えたときに、当然として、国家が掲げた目標にどれだけ成果を出しているかというのは、ある意味では自治体だけじゃなくて、企業も含めてこれから評価されると、こういう認識はしております。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　わたしはそういう、だんだん社会の評価の基準というものはいろいろ変わってくるのかなと思います。

その中で、だから、どこの自治体も評価の基準云々にかかわらず、やはり循環型とかという、バイオマスタウン構想とか今いろいろ取り組んでいます。そして、先取りといいますか、先行的にやっているところもあります。我が町も構想ができて、これから自然エネルギーの分野なり、あるいはこういう堆肥化の問題も、先ほどの話ではいろいろそのほかのバイオマスの資源を利用して堆肥化の方向も取り組むということですので、方向的には私は何ら問題はないと思います。

ただ、ここで改めてこの問題を提起したのは、生ごみといいますと、通常のごみ処理あるいは分別収集と違いまして、やはり有機物、腐るといいますか、私は発酵と言いたいんですね。堆肥というのは腐るじゃなくて発酵という、生きています。したがって、いわば収集の方法なり、あるいは回数とか、具体的な袋とか、いろいろな生ごみ特有の性質上の今度違った取り組みが必要であると思います。１週間に１回では私はちょっと大変かなと思います、生ごみというのは。

そういう意味合いで、私は早く促進して、そういう面での実証も含めまして、もっと促進して、やる過程では必ず課題が出てくると思います。それを解決するには、ほかのごみと違って

時間もかかるのかなと。ただ、早い取り組みが必要なので、私は促進してほしいということで今回質問しているわけですが、生ごみのそういう特有の対策を含めまして、そういう考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

　これまでそれぞれごみ処理の衛生組合の議会のほうで、議会の議員の全員協議会もしくは報告会等が開催されまして、その中で一部報告していると思いますが、生ごみとして、燃えるごみとして分別処理していたんでは、生ごみの有機物の活用というのはなかなかできない。したがいまして、もう少し選別を細かくしていく必要がある。そのためには、住民にいち早く理解をしていただかないといけない、こういうことになるわけですので、当然その取り組みとして、今後どうするかという議論はしております。

　その議論の中で大切なのは、ただ町が決めたからそのとおりやりなさい、あるいは説明会を開いたから、その説明会をもってあなた方分別をしなさいというだけで、本当に細かい分別ができるのかというところに至りますと、なかなかそういう成果が得られるということが困難であると、こういう意見も出てきております。

　そこで、現在、田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合のほうで、将来に向けた統合を今検討しておりますが、この中で新たな役割として、その中で分別指導、これを巡回して行えないだろうか、そういう役割も持っていって分別の徹底を図っていく必要があるんではないか。また、もう一歩進めば、新たな公共的な役割を担うということで、雇用の機会あるいは場面にもなり得るのではないか、こういうことも今ちょっと検討している段階であります。

　いずれにいたしましても、これから広域的なごみ処理という意味では、本町のみならず、それぞれ隣接する町村の意向も踏まえながら、さらに検討を進めると、こういうことになるかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　広域的なごみ処理に関しては、素案から公表されている、さらに協議を進めるということなので、これからもよろしくお願いします。

　生ごみ特有な事情があるということを私は言ったんですが、実は町では昨年度、その実証事業といいますか、やっているわけですね。各集落、あるいは各地のそれぞれの家庭にバケツを配布したり、その辺で、昨年の事業の実績ですね、どういう事業をやったのかがまだ御存じない人もいるでしょうし、その辺の実証事業の結果をちょっと教えてください。

○渡部康吉議長　農林課長。

○角田　厚農林課長　お答えいたします。

まず、家庭用の生ごみの堆肥化でございますが、昨年10月からことしの３月までの間に、８地区の64戸のモデル世帯において取り組みをしていただきました。約7.6トンの家庭系の生ごみを堆肥化という形ですることができました。

なお、これは18リットルのバケツを使いまして、あけた割合を調査表を配りまして集計したもののトータルでございます。

そのほかに、町内の生ごみ堆肥と賦存する落ち葉等を使った堆肥づくりについて生産実験をいたしました。昨年の12月からことしの３月までの間に、田島地域の会津マックスの倉庫をお借りいたしまして、牛ふん、落ち葉、カヤ、生ごみ、あと副資材、これをもちまして攪拌をし、約６トンの堆肥を製造いたしました。それにつきましては、町内の２カ所で、ことし施肥をしまして、実際の効果について検証を進めている状況でございます。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　そういう実証事業といいますか、基礎的データを集めつつ、そして恐らく町内の生ごみの推計もできるでしょうし、あるいはそこで見つかった課題の解決とかも次のステップに進めるための一つを見つけることも必要だと思います。

それで、今年度はということをあわせて聞きながら、つまり、せっかくここまで進んだのを、次のステップとしては、生ごみを例えばできるだけ家庭内で処理するような方式にするのか、こういう実証試験を踏まえてですね、あるいは集中収集方式といいますか、集めて中央で大規模な堆肥工場に集める方式にするかとか、そういうものを含めたいろいろな実証事業の結果はこれから出るかと思いますが、あるいは袋で収集するというのは、先行している自治体はやっているんですが、生分解プラスチックですか、簡単にいえばでん粉でつくったナイロン袋ですね、ナイロンとは言わないですね。そういうもので収集すれば、それは２カ月後とか自然に腐ると。実際、そういうものを家庭に取り入れた場合、何か劣化するとか問題はないのかとかいろいろな、まだまだ本当にこれは事業化には、全町に広めるにはいろいろな実証試験といいますか、モデル地区を選んでいろいろやる必要がある。また、それが生ごみの私は分別収集車だと思っていますので、ぜひともこれ今年度あるいは次年度に向けての発展的な考えというのはどうなっているのか伺います。

○渡部康吉議長　農林課長。

○角田　厚農林課長　堆肥化の観点から申し上げますと、現在、昨年に引き続きましてぼかし

肥料をつくり、家庭用の生ごみの肥料つくりを、現在、町内の４カ所でいきいき健康農業推進委員を指導者として進めております。なお、これから虫の出ない時期になりますので、引き続き取り組む予定にしております。

現在、取り組んでいる家庭用生ごみの堆肥づくりの現状については、この取り組みを進めているところでございます。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　生ごみ、通常のごみを含めまして、一般家庭の当然協力・啓蒙というのがなければ、またこういうものはできないわけです。あるいは先ほど、家庭の時点でこれ堆肥化とか実証事業でやったようなバケツでぼかし肥料をつくるとか、家庭の段階を主力にしていくのか、事業所のごみも家庭のごみも集中収集方式にするのか、その辺が一つの大きなポイントになります。実際、それが経費の面なり、あるいは堆肥化の面でどっちが有効かというのは、その辺の考えと、また先ほど堆肥製造設備のことを次に進めるということがありましたけれども、これを含めまして、その辺、どちらのほうをこれから検討されるか、それを伺います。

○渡部康吉議長　農林課長。

○角田　厚農林課長　現在の取り組みは今ほど申し上げましたが、今後、各事業所、特に第三セクターで使っております生ごみについて、それらを使ったものと、あとはカヤ、副資材ですね、そういったものを使った堆肥づくり、土づくりについても行っていきたいというような考え方でおります。

家庭用と事業所というような部分につきましては、並行しながら、その製造に可能かどうかの実証を今後進めていきたいというふうな考え方でおるところであります。

今後の堆肥化製造施設への取り組みの工程になりますが、今までお話をさせていただきました内容等についての事業化計画のまず策定を今後進めるということで考えております。その計画をつくった中で、具体的な基本設計あるい実施設計を組みながら、24年度を目途とする施設整備につなげていきたいという考え方でおります。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　事業としてはそういう方向で少しずつ進んでいくと思います。

それからあと、町民の中にでも、やはり自主的にそういういろいろな活動の中で生ごみをリサイクル、再利用、そして植物廃棄物を堆肥化して、さらにそれを畑に戻して、そこからまた生産物を得るというこれも一つの循環ですね。そういう意識の高いグループがありますし、あるいはこういう事業にどんどん取り組みたいという方もありますので、そういうものに対して、

これからいろいろ活動の支援というものをお願いしたいと思いますし、ぜひそういう意識が町民に、急にそのときにやれと言ってもできないこともありますので、少しずつ啓蒙を含めた意識の、こういうような事業を通して、今いろいろ推進している事業を通して意識の高揚あるいは啓蒙も必要だと思いますが、それをこれから期待するわけですが、町長の考えをお願いします。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

　町民への普及あるいは拡大策については、先ほど農林課長が答弁したとおりの方法でサポートしていくと。ただ、今、いきいき健康農業推進員というのが２人おりますが、これだけの広大な町ですから、２人でいいかどうか、あるいはまたこの効果を見ながら体制を考えていくということにはなるんだろうと思うんですね。

　一方、堆肥の製造についてなんですが、先ほど農林課長から明確な時期的なスケジュールについて話はありませんでしたが、24年度に一応そういう堆肥工場といいますか、それを建設しようと、こういうふうにして今までいろいろと落ち葉とかカヤとか、あるいは牛ふんとか、いろいろなものの賦存する資源の調査をしてきたわけですが、私はこれはちょっと急ぐべきだと、こう思っているんですね。ただただ先延ばししていいかというと、そうではなくて、先ほど申し上げたように、農業そのものにこれから多いに力を入れていくということになれば、やっぱり１年でも早いほうがいい。それから、あわせて雇用が非常に厳しい状況にあるわけですから、こういう中で、少しでも雇用の機会をつくり出すという意味でも、やっぱり前倒しにしていく必要があるだろうと、こんなふうに考えているわけです。

　ですが、新しい物をつくり出すという技術といいますか、そういう業務というのはなれていないんですね、役場の職員というのは。ですが、ここは一緒になって、できるだけ早く取り組みを進めていって、先ほど申し上げましたように力のついた農業生産者あるいは団体等に寄与したいと、こう思っております。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　前倒しというそういう言葉を聞きましたので、私はそういうことでこれからもどんどん進んでいくということを期待しまして、私の質問は終わります。

　以上です。

○渡部康吉議長　以上で、４番、馬場信作君の一般質問を終わります。

　上衣の着用をお願いします。

―――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――

◎散会の宣告

○渡部康吉議長　本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は17日午前10時より開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでした。

散会　午前１１時５２分

平成２１年第３回南会津町議会定例会　第４日

議　事　日　程　（第４号）

平成２１年９月１７日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１	議案第８０号	南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　２	議案第８１号	南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例
日程第　３	議案第８２号	工事請負契約について
日程第　４	報告第　７号	平成２０年度中における主要な施策の成果及び予算執行に関する報告について
日程第　５	議案第８３号	平成２０年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　６	議案第８４号	平成２０年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
日程第　７	議案第８５号	平成２０年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算について
日程第　８	議案第８６号	平成２０年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算について
日程第　９	議案第８７号	平成２０年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０	議案第８８号	平成２０年度南会津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	議案第８９号	平成２０年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２	議案第９０号	平成２０年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３	議案第９１号	平成２０年度南会津町水道事業会計決算の認定について
日程第１４	議案第９２号	平成２０年度南会津町水道事業会計欠損金処理について
日程第１５	議案第９３号	平成２１年度南会津町一般会計補正予算（第４号）
日程第１６	議案第９４号	平成２１年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１７	議案第９５号	平成２１年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第１号）
日程第１８	議案第９６号	平成２１年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１９　議案第９７号　平成２１年度南会津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

日程第２０　議案第９８号　平成２１年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第２１　平成２１年請願第４号　子ども医療費無料化年齢の引上げを求める請願書の取下げについて

日程第２２　平成２１年請願第２号　政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、２０万トン規模の政府米買い入れを求める請願

（産業建設委員会）

日程第２３　平成２１年請願第５号　「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願

（産業建設委員会）

日程第２４　平成２１年請願第３号　２０１０年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める請願　（文教厚生委員会）

日程第２５　平成２１年請願第６号　「所得税法第５６条の廃止」を求める意見書提出について　（総務委員会）

追加日程第　１　委員会提出議案第３号　政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、政府備蓄米買い入れを求める意見書の提出について

追加日程第　２　委員会提出議案第４号　「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について

追加日程第　３　委員会提出議案第５号　２０１０年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書の提出について

追加日程第　４　議員派遣の件について

追加日程第　５　閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（２１名）

１番	湯田　哲	議員	２番	渡部俊夫	議員
３番	高野精一	議員	４番	馬場信作	議員
５番	山内　政	議員	６番	渡部　優	議員
７番	星　光久	議員	８番	楠　正次	議員
９番	大宅宗吉	議員	１０番	渡部忠雄	議員
１１番	湯田秀春	議員	１３番	星　和男	議員
１４番	平野昌盛	議員	１５番	阿久津梅夫	議員
１６番	渡部　東	議員	１７番	芳賀沼順一	議員
１８番	菅家幸弘	議員	１９番	大竹幸一	議員
２０番	児山寿明	議員	２１番	五十嵐　司	議員
２２番	渡部康吉	議員			

欠席議員（１名）

１２番　星　登志一　議員

説明のための出席者

湯田芳博	町長	渡辺　仁	副町長
横山恒廣	教育長	五十嵐竹則	会計室長
宍戸英樹	総合政策課長	室井　裕	総務課長
星　光幸	商工観光課長	馬場増男	税務課長
長沼芳樹	住民生活課長	渡部　仁	健康福祉課長
児山忠男	建設課長	杉原一成	環境水道課長
角田　厚	農林課長	星　恵助	農業委員会事務局長
斎藤友一	学校教育課長	酒井直伸	生涯学習課長
星　安晴	舘岩総合支所長	渡部文政	伊南総合支所長
森　秀一	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫　事 務 局 長　　馬 場 秀 成　事務局長補佐

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は12番、星登志一君であります。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長　本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

暑くなってきましたので、上衣の脱衣を許可します。

◎発言の申し出

○渡部康吉議長　ここで、総務課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

総務課長。

○室井　裕総務課長　これから議案審議をお願いするわけでございますが、さきにお配りしております資料の一部につきまして、誤りが発見されましたので修正をさせていただきたいと思います。

内容は、一般行政報告書の中にあります工事等の発注状況、それから事務報告、それから財産に関する調書でございます。

訂正の方法でございますが、さきに開催されました議会運営委員会の中でご了承いただいておりますが、正誤表でこれからお配りをさせていただいて、修正をさせていただきたいと思いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

○渡部康吉議長　ただいま総務課長説明のとおり、一部訂正についてご了承願います。

それでは、執行部において正誤表の配付をお願いします。

〔正誤表配付〕

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第８０号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　日程第１、議案第80号　南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

９番、大宅宗吉君。

○９番　大宅宗吉議員　この案件は、私が６月の定例会のときに一般質問させてもらった案件なんですが、早速検討いただいて改正していただきましてよかったと思います。

そこで、ちょっとお尋ねと意見を申し上げたいと思いますが、文言の訂正とそれから合わせ貸しができるようになったことは大変よかったと思っています。あとは、貸与料というんですが、月額が高校生に関しては３万円まで借りられるということになったのも大変よかったと思います。

それから、いよいよ民主党の鳩山政権がスタートいたしまして、子育てや教育支援がどのようになるか、手厚くなるというような状況になりそうなので、私もそういう意味では大変注視しておりますけれども、実際にこの条例が可決されました後、今度、貸与ということの南会津町奨学生推薦基準というものがあって、それに基づいてまたいろいろ審査されると思うんですけれども、以前、私がお尋ねしたときに、この条例を検討される際に、所得の制限の分まで含めた検討もされたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○渡部康吉議長　学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長　お答えいたします。

選考基準の検討でございますが、所得基準の緩和の検討をしております。内容的には現行の基準につきましては、福島県と同様にということでありますが、改正後、今、検討した結果については、現行の基準額に20％の額を加算して、対象者を広げるというようなことで考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長　９番、大宅宗吉君。

○９番　大宅宗吉議員　それも本当にいい方向であるなと思います。よろしくお願いします。

国のほうでも、今度は奨学金の制度の中で給付型の制度も考慮しているというようなこともあるものですから、実質、今度の改正は本当に公立高校の授業料とかそういうものに関しては、無料になるような方向で検討されるということなものですから、仮に、これが今現在のまま据え置かれるような状況になっても、生徒、学生の資金の活用の範囲は広がるということで大変よかったと思います。そういう意味で、今、大変町内の状況もみんな生活の状況も厳しいです。特に、教育を抱えている家庭の状況は本当に厳しいと思います。ですから、１人でも多く経済的理由で就学の機会を失うというようなことがないように、まして、この南会津町、南会津郡の地域というものは、高校までは比較的恵まれていますけれども、専門学校とか大学になりますと他の地域よりもやはり大変だと、そういうような状況にありますものですから、今後とも、そういうことを考慮の上、検討されることを希望いたします。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　私もことし田部原地区におきまして議会報告があったときに、奨学金の合わせ貸しの要望、それから金額の増額の要望がありましたので、それが今回実現するということで、大変よい方向だというふうに思っております。

しかし、気になるのは、今まで私も七、八年くらい前に増額の要望をしたこともありますし、その後、私以外の議員の方も増額を要望したのを知っておりますが、そのときの増額をしない理由というのは、滞納の発生が心配されるということだったんです、理由がね、今回、その辺をどう考えているのかということなんですが、その前に、まず現況として滞納の状況が何人で、どのくらいあるのか、あるいは、何年くらいおくれたものがあるのかちょっと伺います。

○渡部康吉議長　学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長　お答えいたします。

滞納の状況ということでございますが、長期的にわたって返済のおくれている方ということで、お話をさせていただきますが、13人の方が長期的に返納がおくれているという状況でございまして、平成17年11月からおくれている方が一番長期にわたっておくれている状況でございます。額につきましては、20年度末というようなことでお話ししますと、事務報告にも書いてありますが、288万9,735円ということでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　そこで、今回の条例改正を見ますと、２条４項のほかの団体から貸

与または給付を受けていないことという、今まであったものを今後は削除するということで、合わせ貸しが、ほかから借りているのを問わないということですよね、合わせ貸しがオーケーだということは、ほかのことを問わないということなんですが、やはり私は合わせ貸しはいいとしても、ほかから借りていないかどうかということを聞いとくというのかな、そういうチェックが必要かなと思うんですよね。それが、例えば申し込む時点ではできないかもしれません。例えば町を申し込んで、それからほかにいくかもしれませんが、そのときは言えなくても、ほかを借りて、例えば大学４年間なら４年間終わって、いよいよ返済が始まるときでも、それはいいと思うんですが、どこかの時点で両方借りているよということをチェックして、そして、そういう人はなかなか大変じゃないかというようなことで見ているみたいな、何かその辺のチェックがないと、おくれている理由がわからないと思うんですよね。

ですから、４条をここで削除するのはやむを得ないとしても、何か違う規則か何かの中で、そういう工夫をして、そして両方借りているということをチェックするか、あるいは本当だったら、私はこれを削除じゃなくて、ここで合わせ貸しはいいんだけれども、ただし２つにするとか、ここでぱっとうたってしまうのが一番世話ないと思うんだけれども、それが難しいのであれば、その返済のときまでには把握するとか、何かして今後の返済、滞納がふえないように、そういう工夫をする必要があると思うんですが、今回、ちょっとその工夫がないんじゃないかと、私は思うんですね。今後、高校までの無料化なんていうこともありますから、いろいろ情勢が変わってくると思うんですけれども、しかしながら、貸すお金に対してもらう体制と、これをやはりきっちとするのが、これはいつの時代でもいいと思うので、その辺、今後、何か工夫をしていく考えがあるのかどうか伺います。

○渡部康吉議長　教育長。

○横山恒廣教育長　お答えいたします。

議員がご心配なさるとおりで、多く貸すことがいいのかということだと思うんですが、返すときになると大変そういった心配がございますね。現在、南会津町では改正したわけでございますが、併用して借りられるところは限定されます。福島県の奨学資金は再度県のほうにお話し申し上げたんですが、今のところはそういうことをしないと、多重債務に係る可能性があるのでやれないというような返答がございました。これに該当するのは、余り多くはないんですが、現在認知しておるところでは、あしなが育英会、それから交通遺児奨学資金、そういったようなものだろうというふうに思います。ですから、数も限られますので、どうしても多く借りたいという方の場合は、チェックできるように事務の方のほうでやっていきたいと、気をつ

けていきたいというふうに思います。
以上でございます。
○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。
○１９番　大竹幸一議員　３回目になりますからこれで質問を終わりますが、今の奨学金というか、それは限られるという話がありましたけれども、その中に出てこないものとしては、あれがあると思うんですよね、いわゆる教育ローン、銀行系から教育ローンを借りる場合もありますから、だから、そういう意味で結構そういうまた貸しする、幾重にも借りる場合はあると思うんですね。ですから、そういう点で、複数のあれを把握するという返事はきちっとなかったんですけれども、今後、研究してぜひともほかから借りてないかというのを、教育ローンも含めてきちっと把握するように私は要望します。
それからあと、いま１つ質問したいのは、きのうこれに関する条例なんかちょっと見てみた中で思ったのは、連帯保証人というのが出てくるわけですよね。ですから、その連帯保証人が出てくるということは、滞納というのは本来発生しないはずなんですよね。連帯保証人から、滞納が発生したらすぐもらうはずなんですよね。そこら辺が連帯保証人からきちっともらっていないんじゃないかと思うんですね。そこら辺の対策が、これはあれについても言えるんですよね、例えば税金の場合にはそういうことはありませんけれども、町営住宅、あの場合なんかも、事務報告を見ると滞納がありますけれども、本来は滞納がないはずなわけ、連帯保証人からもらえばね、だから、その辺がちょっと余りにも甘いんじゃないかと思うんですが、連帯保証人の対策はどんなふうになっているのか、最後に伺います。
○渡部康吉議長　教育長。
○横山恒廣教育長　お答えいたします。
そのとおりでございます。これまで、いろいろ調べてみました結果、やはりこれまで督促するということの事務方のある面では、怠りがあったと認識しております。それで、いわゆるこれからはそういうことのないように、今の連帯保証人も含めまして督促状を送ったり、そういうことをきちっとしまして、今後、そういうことのないようにしていきたいと考えておるところでございますのでご理解ください。
○渡部康吉議長　ほかにございませんか。
11番、湯田秀春君。
○１１番　湯田秀春議員　今回のこの改正案の細かいことなんですけれども、２条の（２）番に身体強健であることという、これを削除した意味を教えていただきたいということと、それ

から、もう１つはその上の文言に高等学校、専門学校、短期大学、大学といって、大学院がないんですよね。やはり大学と大学院は違いますので、大学院をつけたほうがいいんじゃないかという、これは細かいことなんですけれども。

それから、もう１つお聞きしたいのは、昨年、これの募集、いつからいつまで奨学金の募集をしたか、教えていただきたいなと思います。

○渡部康吉議長　学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長　まず、２条の２項に大学院が記載されていないという点でございますが、この条文にも入ってございませんが、３条の奨学金の額の中の表がございます。その中に大学院というようなことで記載がされているところでございます。

それから、２条第２項の身体が強健であることということについてでありますが、これは奨学金という性質の中で、この身体的な部分といいますか、健康の部分というのは必要ではないのではないかということでの文言の削除というようなことでありました。

それから、昨年度でございますが、いわゆる申し込みの時期でございます。20年度の奨学生の募集というようなことでございまして、申し込み期間が20年１月21日から２月20日までの願書申し込みの期日として設けております。その後、選考委員会を設け奨学生を決定したというようなことでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　実は、だから下のほうに大学院って書いてあるから、上のほうにもつけたらどうですか、こういう意味なんです。下にあるからじゃなくて、下にあるんだから上にもないとおかしいでしょうということ。

それから、身体のことはいいとして、今、私が期間を聞いたのは、議会報告に行って、田部原に行ったら、申し込んだらもう既に過ぎていたと、２月20日ですよ。普通大学でも何でもそうなんですけれども、ぎりぎりで決まる人もいるんですよ。そのときに、いや、役場さ行ったら、もう受け付け終了しました、借りられなかった、だから、やっぱりこの２月20日はちょっとどうなんですか、もう少し広げてもいいんじゃないかということです。ここをどのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長　教育長。

○横山恒廣教育長　お答えいたします。

その申し込み期限の件でございますが、そのとおり非常に短い期間であるというふうに私も

考えます。そういうことから、次年度からは、もう少し長くすることでやっていきたいというふうに思います。

それから、あともう１つは、昨年度、20年度はもう一度やっているはずです。途中で、いわゆるこういう社会状況の中においてということで、大変だからって、もう一回、７月だか８月だか、その辺にやっているはずでございます。期日については手元に資料がございませんので、わかりませんけれども、２回昨年度は分けてやってございますので、ご理解ください。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　そうですね、できるだけ長くね、後からやったからというときは、もう既に遅くて、今度は何からの形で手配するんだけれども、ところが手配できない場合は、子供に断念させられないんですね。子供が入学の期間というのかな、申し込み期間ってあるわけですから、そうすると、今度それに間に合わない場合は、結局棒に振ってしまうわけですから、２回あるからいいというのではなくて、やはり入学も正規、それから二次募集なんていうのもあるし、それから補欠募集というのがあるんですね。定員に満たなくて、その後というような、いろいろ今、やり方は学校によってあるわけですから、４月スタートが多いからぎりぎりまで、３月末くらいまで、やっぱりやっておいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○渡部康吉議長　教育長。

○横山恒廣教育長　わかりました。お答えいたします。

そのとおりでございますので、例えばその日に１日違いで漏れたというような場合には、それを拾う、貸すことが目的、貸して有効に使ってもらうことが目的でございますので、その辺を考えて、そういう措置をとりたいと、今後していきたいと考えますのでご理解ください。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第８１号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第２、議案第81号　南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

７番、星光久君。

○７番　星　光久議員　何点か質問したいと思いますが、15日の日に19番議員もスキー場に関してはシーズン券関係でやったんですが、私もほかの地区からシーズン券、これ、安くしてもらえてありがたいかなというような申し出があるものですから、私も思ったんですが、町内と町外のシーズン券の格差、どういう形でこれほど格差があるのか、せっかくこれ、スキー場があって誘客、交流人口も必要だし、観光の取り組みでも必要だし、普通だと10％とか20％増なんていうとだれにも理解できるんですが、片方は400％、子供に対しては600％になってしまうんですね。

そういうことで、本来だと、これ、子供が安くして、スキーだから、安くして、大人は倍ぐらいにしてもしようがないかなと、私考えるんですが、その１点と、なぜ、これ、こんなに、その根拠、それほど上げなきゃならない根拠、それから子供というのは、何歳以下の、高校生までというのはうたっているのわかるんですが、料金を取るには何歳以下からシーズン券が必要なのか、それと、20年度の町外のシーズン券、何人、これ、求めたか、それをひとつお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長　商工観光課長。

○星　光幸商工観光課長　お答えいたします。

まず初めに、町民と町民以外の料金の格差でございますが、町民の場合はスキー場施設そのものが町民の健康レクレーション施設という機能も備えておりますので、そういう意味で料金

に配慮されているというふうにご理解いただきたいと思います。

また、今回のこの共通シーズン券の料金の差でございますが、これにつきましては、きのうの町長答弁にもございましたように、他のスキー場の共通シーズン券の料金を参考にしながら制定しております。例えばアルツ、猫魔、２つのスキー場で年間５万9,000円の料金を設定しおります。単純な比較でございますが、２つのスキー場で５万9,000円でございますから、１スキー場当たり２万9,500円になるだろうというふうに思いますし、さらに、東北ではもう１カ所、３スキー場で共通シーズン券を６万6,000円で実施しているエリアもございます。単純に６万6,000円を３で割りますと２万2,000円になりますし、当エリアにおきましては、４スキー場で６万という設定をさせていただいておりますので、４で割りますと、単純に１スキー場当たり１万5,000円でご利用できるということでございます。

それから、子供の料金の何歳からということでございますが、就学児という基準でご理解いただきたいと思います。

それから、町外シーズン券の発行枚数でございますが、各スキー場ごとに申し上げさせていただきます。だいくらスキー場が町外の大人が278枚、それからたかつえスキー場が町外の大人です、715枚、それから高畑スキー場が町外の大人で292枚、それから南郷スキー場で大人の町外が304枚ということでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

７番、星光久君。

○７番　星　光久議員　そのシーズン券の町外で別に取っている高いところ、それを今、アルツだのいろいろこれ、説明してたのはわかるんだけれども、例えば東京から来るとして、ほかにはそんなところ余りないと思うんだ、それでおれのところも毎年、これ20人ぐらい船橋のほうから来るんだけれども共通券、例えば買えてたけれども、シーズン券だと自分しか乗れないから１日券を買うと３人か４人でめぐって乗れると。そういう関係で、何でせっかく来たのに高いだけで、あんまり高いところを今、アルツだの何だのって３カ所ぐらい言ったけれども、そんなにその何倍も、割り増しにはパーセントで倍ぐらいになるのです。片一方は大人のほう４倍です、子供のほうになると６倍になるんだ、それで、檜原小学校も隣だけれども、檜原小学校にいる子供からシーズン券を買いたいんだけれども、おれには３人もいて、10万もかかっちまうと、そういう形で、何で同じ隣町だっていったって、10キロぐらいしか離れてないのに、何でそういう配慮ができないのかな、団体客か何かでやるなら、できるんだか何だかわからな

いけれども、大人のほうは４倍で、子供のほうが６倍なんて、この差の根拠もわからないですが、こういう形で大変だと、これ思うの、子供が来ると大人も必ずくっついてくるんだし、そういう形で何とかならないかということで言うんだけれども。

あと、特にプールもそうなんだけれども、下郷からずっと来てて、１日、これ、子供だと３歳以上の人は90円取るわけ、大人は160円取るわけ、これ、プール使用料でないのね、入場券なんだ、入場券、あの建物から中さ入ると、大人160円、それで、ことし妊婦の人も来て、すごく腹が出てるから、プールなんて入らないんだけれども、こんな小さいの見なければなんないから、見守らなければといって行くと160円、これ、２時間で160円、そのうちほかから来ると何時に帰るんだかわからないから、入ったばっかり30分ぐらいで160円取られて、また１回出されて、また160円出して、また出されて160円、おれもこれ１回行ったことあるんだけれども１日３回やるわけ。そうするとその都度その都度、これ、子供90円ずつ取られて、大人160円取られて、そうすると、なかなかこれ１日いると、大人だって、これ、500円近く取られるし、子供だって300円。そういうことで、わざわざ下郷からいいプールだと思って来たって言って行っちまうのな。下郷の人は、下郷は見張りもいるし、ただだし、そういう関係で、何で田島って、おれ、サービスいいのかなと……。

○渡部康吉議長　７番議員に申し上げます。

プールの話でございませんので、よろしくお願いします。

○７番　星　光久議員　それ、関連あるから……。

○渡部康吉議長　関連ないです。

○７番　星　光久議員　関連ないの、それわかったけれども、そういう形でスキー場もそうなんだよ。スキー場も隣町にいたって子供たちに３万もかけてなかなかこれ厳しい。そういう形で、片方４倍だけど、片方６倍、そういう形で何とか、このスキー場の経営者が決めた金額だろうけれども、これじゃ、ちょっとやっぱりあんまり課長、サービスなってないんでないの。どう思いますか、もう一回。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

まず、後からの質問でありますが、町外という考え方ですが、議員の皆さんも既にご存じだと思いますけれども、こういう施設を抱えている町村はかなりのリスクを背負っているんですね。つまり、下郷の例を出されましたが、それは近隣町村については除外をするという、そういう態度ではありませんけれども、かなりリスクを背負って町政の運営の中で町民に対して、

先ほど商工観光課長が言ったように、さまざまないわゆる町民サービスをするという前提ですから、ここは下郷の人たちには若干負担をかけるようなことになるかもしれませんけれども、まずわかってほしいのは、そういうリスクをかなりの高いリスクを背負って、町は運営をしていると。

そして、もう１つ、金額についていろいろご議論ありましたが、恐らく議員の皆さんに営業報告が示されたときに、それぞれ単独のいわゆる運営がありますね、スキー場、あるいは山村道場、夢開発に関して言えばそういうことになりますし、そのほかの施設もあります。それを単独で、その施設ごとの決算を見たときに、やはりその運営をする側からすれば、安くすることはかなり誘客には効果があるんだろうと思いますが、そのときにいわゆる収益の減につながらないだろうかと、こういう不安が常につきまとうんですね。ですから、ここのところは、先ほどご指摘がありましたように、今後、どういう方々がその要望を持っておるのか、あるいは近隣町村について、どういうような誘客が図れるのか、ここは、やはりこの前19番議員にお答えしましたが、第３セクターの経営の戦略会議の中で、再度詰めていって、次回にこういうご意見を生かしていきたいと、こんなふうに協議を進めることをお約束したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

〇渡部康吉議長　商工観光課長。

〇星　光幸商工観光課長　お答えします。

先ほどの小人、子供の関係で、私、就学前というふうに申し上げましたが、だいくらスキー場条例上に４歳以上高校生までということでございますので、４歳ということで、ご訂正をお願いいたします。

それから、先ほど下郷という話が出ましたが、これにつきましても、だいくらスキー場の場合、別途町民以外に下郷町民のための料金も設定しております。例えばシーズン券が町民5,000円ですけれども、下郷町民は8,000円ということで制定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〇渡部康吉議長　ほかにございませんか。

７番、星光久君。

〇７番　星　光久議員　リスクをしょってるって、それはわからないけれども、多分これ、スキー場のリスクでしょうけれども、リスクをしょったとしても、汽車と同じくて何かに走らないと、リフトだって、町外から込むからなんてとめるわけにもいかないし、町外だからっていって差別するわけにもいかないし、年がら年中、やっぱり１日中、回していかなければならな

い。中を見て調べると、そこに1,500人、1,500人で６万で90万か、そういう形でしたら、これ、もっと安くしたら、10倍、１万5,000人来ると思いますよ、そういう形で。そういう形で、何でかんでリスクは背負わないとならないんだから、そういう形で町外へのサービス、そして冬のスキー場あるし、今度は夏またあそこのスキー場にバイクで来て上がってきたけどもなかなかというのがことしもいたもんだから、そういう形で、やっぱり何らかの形で、冬に来ると夏も来て、そうするとやまなみはくの農業体験をしたり何かしても、あら、いいところあるんだねと、そういう形で来る可能性だってあるわけ、そういう形で、私はこのスキー券については、町民向きのこれシーズン券は仕方ないですが、町外のシーズン券については、やっぱり再確認、再考を求める必要があるのではないかと思います。10％、20％、倍ぐらいならよかったけど、400％も600％もおれは取ることはないと思いますよ、そういうことで、どうですか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

考え方の基準の問題だと思うんですね。つまり安くすれば来るだろうという想定があります。しかし、安くしたら減収になるだろうという考え方があります。ですから、経営者側、私たちは議員おっしゃるようにできるだけそういう施設ですから、多くの人に来てもらって、利用してもらうということは、やぶさかではありませんが、経営責任が問われるわけですよ。この経営責任が問われる側からすれば、そういう実態が本当に担保できるのかどうかということが、非常に大事な問題であって、したがいまして、今後、先ほどご意見いただいたので、いわゆる戦略会議の中で、そういう需要があるのか、そこを実態調査させていただきますと、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

９番、大宅宗吉君。

○９番　大宅宗吉議員　今の意見、いろいろお聞きしまして、私もいろいろ両面から考えなきゃならないと、こう思います。

実は、私、これ所管なんで言わないかなと思ったんですが、この説明を受けた後に、私ちょっと情報として得たものがあるものですから、ちょっと申し上げさせてもらいます。

実は、去年、共通券というのは所管の中で13枚売れたと、使用があったというような報告を聞きましたけれども、各単独のスキー場では、そこそこの枚数が売れているということなんですが、実は、栃木県のハンターマウンテンの例なんかを聞きますと、大人が５万円、それから子供が３万8,000円だそうです。ハンターマウンテンが、私たちの南会津のスキー場というの

は、どっちかっていえば、関東圏のお客が多いと思うんで、アルツとか、リゾートとか、そっちのお客さんも来るかもしれませんけれども、客層が、客層っていうか、地域が違うのかなと、私はそう考えるんです。

そういう中で、じゃハンターマウンテンがこういう対応をしている、じゃこの５万円というのは、どういうことかというと、ハンターマウンテンのグループスキー場がまだあるそうなんですよ。そうしたら、５万円で買ってもらって、そこのグループスキー場に行ったときには、１日券1,000円で乗れると、そういうようなシステムをとっているそうなんです。ですから、南会津町内のスキー場も、今まで、１つの考え方ですけれども、今後の考え方ですけれども、利用客をふやすということは、ある程度、１日券の設定を安くして、たかつえスキー場ならたかつえスキー場、だいくらならだいくらで買ったスキー場のシーズン券ごとに、そのほかに行ったら、1,000円で１日券を販売しますよとか、そういうようなことも１つの方法かなと、私はそう思います。ですから、今後、そういうことも含めた検討をされたらどうかなと、そういうことを提案いたします。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えいたします。

きのうまでの一般質問の中にも、第三セクターの経営に関するおただしがございました。その中で、一応現在の状況として統合を目指していくと、こういうことでございます。そしてその統合を目指す中では、それぞれのスキー場等のいわゆる特徴というものを生かしながら、同じスタイルのスキー場運営をするものではないと、こういう考え方で、今、進んでいます。そうすると、当然、今、議員からおただしのようないわゆる複層的な工夫、これが次なる創意工夫として出てくる可能背は十分私はあるんだろうと思います。そこで、先ほどの議員のお話にありましたようないわゆるニーズ、需要の調査をしながら、そういう仕組みをこれから前向きに検討をするというのが、今回の第三セクターの戦略会議の大きな課題になるだろうと、こう思っております。

〇渡部康吉議長　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

　これより採決いたします。

　本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第８２号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第３、議案第82号　工事請負契約についてを議題といたします。

　直ちに質疑に入ります。

　質疑ありませんか。

　14番、平野昌盛君。

○１４番　平野昌盛議員　本件のこの工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律の適用を受ける工事であるならば、同法の第８条に規定するすべての事項の公表が必要かと思いますが、その公表を次回発行の広報紙、町の広報紙、広報みなみあいづに公表してほしいと思うんですが、それは契約した後のことになろうと思いますが、いつごろ広報紙に公表していただけるのか伺います。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

　ただいまお話のありましたその法令の内容、ここでちょっと十分把握しておりませんので、その内容を十分把握の上、適切に対応したいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　ちょっと関連した質問になってしまいますが、私は一般質問の中でも、地元食材を使った給食というようなことで、求めておりましたので、その観点で、この保育所については、その辺、どのように進めようとしているのかということと、それからあと、この設計の段階では、そうしたことと関連した工夫というものはあるのかどうか。

それから、もう１つは跡地利用ということで、関本については跡地利用を聞いておりますけれども、桧沢地区とひかり保育所ですね、あそこについては、跡地利用はどんなふうになっているのか、伺いたいと思います。

○渡部康吉議長　健康福祉課長。

○渡部　仁健康福祉課長　お答えいたします。

まず、地元食材の関係でございますけれども、昨日の中でもございましたように、現段階で協議会等をつくって、押していくというようなことでございまして、健康福祉課のほうでは、さらに食育計画の中で地元の食材を使った料理とか、そういったものを検討しておりまして、今後、農林課等と協議をしてまいりたいというふうに考えおります。

それから、設計の段階で地元食材をというようなことでございますけれども、特に、そういったことは考慮しておりません。

さらに、跡地利用の関係でございますけれども、桧沢保育所、それからひかり保育所につきましては、それぞれ地元の区と協議をしながら、跡地の利用ということで進めております。桧沢保育所については、大豆渡地区から町長に懇談会の申し出がありまして、月に１回懇談会を実施しておりまして、今後、継続的にやっていくというようなことで、今、協議を進めております。

以上でございます。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　大体わかりましたが、跡地利用で、ひかり保育所について、本町のほうの人から、あそこでは地区の公民館がないので、地区の公民館で使いたいというような話がありますけれども、そういう陳情なんかは、陳情あるいは話ですね、そういうのはあるのかどうか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

今回の統合保育所のいわゆる目的といいますか、なぜこういうふうな統合保育所をという経緯ですね、これについて既に議員の皆さんおわかりだと思いますけれども、１つは老朽化なんですね。いわゆる施設の老朽化、子供たちを安全な施設でしっかりと保育をしなければならない、児童数が減っているということもありますけれども、まず、これが第１点。

したがいまして、この老朽化した施設に地域の人たちの集会所としての機能を持たせていいのかと、こういう心配があります。それでも、地区からは使わせていただけないかという要望

はありました。しかしながら、その話をしたときに、それではもう一回地元に持ち帰って、再度、利活用について、あるいはそこの跡地利用について、協議を進めますという話がありまして、その後、一度いわゆる本町地区の本町屋台の保管庫をやはり設備建設したほうがいいのではないかという話がありましたので、そこと集会所の何ていうんでしょうか、つないだといいますか、それを機能的に生かせるような施設も今後、区としては考えていきたいと、こういう話が進んでいるところであります。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎報告第７号について

○渡部康吉議長　次に、日程第４、報告第７号　平成20年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題といたします。

本件については、これから審議予定となっております平成20年度一般会計、特別会計並びに事業会計に係る決算認定に付すための法令で定める補足説明書であります。

ここでお諮りいたします。

報告第７号は、次の日程第５以下各会計に係る決算認定についての議案審議とあわせて質疑することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、報告第７号は、次の日程第５以下、決算認定についての議案審議とあわせて質疑することに決しました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第８３号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第５、議案第83号　平成20年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　決算概要の13ページで滞納の状況についてなんですが、これは、総務委員会のほうで数字的なものについては伺ったので、数字的については細かな質問はしませんが、町税だけを見ても、去年よりも10％ほどふえたという話を聞きました。あと、私なりにも全般的にずっと調べてみて、やっぱり合計で３億4,400万くらいあるようで、これも前年より3,400万かな、そのくらいふえたかなというふうに見ております。それで、大変な状況でありますが、そこで、ちょっとお聞きしたいのは、監査委員さんの報告の中で滞納整理対策委員会が組織されて活動しているということが報告に載っておりますので、そこの内容をちょっと、これ、伺いたいんですが、監査委員さんがいいのか、町長がいいのか、答弁する人がちょっとはっきりわかりませんが、そして、その中で、さらに監査委員さんの報告の中の７ページのほうですね、一番後のほうなんですが、７ページの一番上の行に滞納管理システムの導入によりと書いてあるんですね。ですから、これがどういう内容になっているのか、その関連で伺いたいんですが、副町長を委員長とする整理対策委員会が、どんな形で、全職員に割り振ってあるのか、あるいは何ていいますか、何人くらいになっているのかというようなことを聞いたり、あるいは活動については、勤務外が多いんじゃないかと思うんですけれども、その辺、非常に大変だと思うんですね。恐らく夜とか休みの日なんかに行かないと、なかなかもらえないと思いますので、相当苦労されていると思うんですが、そういった状況、あるいはもちろんそれに対しても、時間外手当とか何かそういう手当とかそういうものがあると思うんですが、その辺の状況とか、非常に職員が減っている中で、非常に負担が大きいんじゃないのかなと思ったり

もしていますので、その辺の状況をどうなっているのか、伺いたいと思っております。

それから、次は、事務報告のほうで伺いますが、事務報告の74ページなんですが、今回、大変これ大きくて扱いにくいんですけれども、事務報告の74ページで敬老祝い金ですね、敬老祝い金が88歳の方に３万円支払われたということなんですが、これは去年のことというよりも、ことしのことなんですけれども、この前、12日の敬老会の日に支払われた、行った人はそこで払われたんですが、中には行けなかった方もいるわけなんですね。それで、行けなかった方が、実は12日は土曜日でしたので、日曜、月曜の14日からお年寄りがうちで待っているということなんですが、ある方が、いつ、12日にもらえない方については、職員が持ってきますということなんですが、14日の日には持ってきてもらえないので、いつになりますかと、こういうふうに電話で聞いたら、25日までには配りますからということだったというんですが、ちょっと25日というと約２週間くらい間がありますので、せめて今週中くらいにはやったらどうかと、こう思いますが、その辺、どんなふうになっているのか、その関連になりますが伺います。

それからあと、最後ですが、同じく事務報告の89ページなんですが、89ページで福祉灯油ですね、これ、去年とおとどしと２年連続やったわけですが、ことしはどういう考えでいるか伺います。

以上です。

〇渡部康吉議長　副町長。

〇渡辺　仁副町長　私のほうからは、滞納整理委員会の関係についてお答えをいたします。

まず、滞納整理委員会の構成についてのおただしがございましたが、滞納整理委員会につきましては、まずは税を所管する税務課、それから水道料ということで環境水道課、それから住宅ということで建設課、それから保育料ということで健康福祉課、それぞれ税使用料等に関係する課の職員で構成をしておりまして、これは支所も含めた内容でございます。事務局は税務課が努めてございます。そこで、議論されて、今現在の対応状況でございますが、まず滞納者の現状把握ということを行いました。これにつきましては、その滞納の理由が経済的理由なものなのか、それとも納税意識の欠如なのか、そういったものを含めまして、分析をいたしまして、それらを今までは、各課ごとに滞納者の把握を行っておりましたが、場合によっては、幾つかの滞納項目が重複している場合もありますので、より効率的な滞納整理を行うために、各課の情報の一元化をまず図っております。

その中で、各課で連携して、滞納整理を行おうという形にしてございます。現在は、休日相談の拡充、あるいは電話による夜間の督促等々に努めておりますが、それに加えまして、収入

がなかなか厳しいということで納めていただけない、こういった方につきましては、就労をあっせんする、そういったこともしながら、滞納の整理に努めているところでございます。

なお、それぞれの事情を丁寧に聞き取りながら、現在、役場としてでき得る、今現在の対応をしておりますが、なお一層、今後どのような対応が効果的なのか、改めて見直しを随時しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

あと、最終的に悪質であるというふうに思われる滞納者につきましては、財産の差し押さえ、あるいは行政サービスの制限、そういったものについても、今後検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長　健康福祉課長。

○渡部　仁健康福祉課長　お答えいたします。

ページ74ページの敬老祝い金の関係でございますけれども、今年の来られなかった方への支払いについて、問い合わせがありまして、私どものほうで早急に対応して、15日から既に支払いを実施しております。主に、職員それぞれの地域の職員、管理職を中心に職員にお願いをいたしましたので、15日から忙しい中、議会の関係もありますので、最終的に25日までに支払ってほしいというようなことでお願いしたんですけれども、おおむね今週中にはもう支払いが終わるのではないかなというふうに考えております。

それから、ページ89ページの福祉灯油の関係でございますけれども、これにつきましては、昨年度石油の大幅な高騰というようなことで、このような措置をとらさせていただいたところがまず一番の大きな要因かと思います。今年度につきましても、今後の石油の動向、それから景気の動向等を見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　滞納について大ざっぱにはわかりましたが、その滞納管理システムという表現がありますので、それをちょっと今までよりは改善されたような形になったのかどうかですね。特に、私、去年も監査委員さんにちょっと聞いたんですが、滞納について、いろいろずっと文章的には書いてあるんですが、これ、一覧表にして、いろんな項目ですね、合計で幾らというのをつくったらどうかと、去年提案したんですけれども、ことしの監査委員さんは、その辺をどう考えるか伺いますが、後からご答弁お願いします。

それと、敬老祝い金について、おおむね今週中という話がありましたので、ぜひ、それを徹

底してほしいなと思っております。今週からお年寄りの方等、何か服を着がえて待っているというんですね、なもんですから、そういうふうにしてほしいし、また、あとやり方によっては、12日の土曜日に本人が敬老会に来られなかった場合には、今週になってからうちの人がもらいに来るとか、何かこうそういうふうにしたほうが職員の人も楽だし、何か方法があったと、私は思うんですね。そして、電話で25日までにはという電話をすれば、じゃ連休中も含めてずーっと待ってなきゃならないわけですよね。ですから、ちょっとその辺の対応が、私に話があった人は大変怒っていました、ひどいというふうにね。私が持っていってもいいんなら、あれしますけれども、その辺お願いします。

それから、福祉灯油については、今後も検討してもらいたいと思います。

それから、先ほど質問するのを忘れたのは、これも監査報告に書いてあることなんですが、職員の不祥事問題ですね。職員の不祥事問題でいろいろ犯罪的なものから、あるいは補助金を私費で立てかえる問題までいろいろあったんですが、犯罪的な問題については、これ何とも、本人の責任しかないと思うんですが、ちょっと私があれと思ったのは、補助金の立てかえに関連してなんですけれども、確かにここに書いてあるように、担当職員の怠慢には違いないと思うんですが、この方について、もちろん私、本人と会ったわけでもないし、上司から聞いたわけでもなくて、ちょっと周りから見ただけの話なもんですから、検討不十分な話ですけれども、この方、たしか合併して本庁に３年間いましたよね、その間にたしか２回変わっていると思うんですね、人事異動があってですね、ですから、前の担当が２年で、その後が１年だったとたしか思います。

それで、人事異動が、私はちょっと激しいんじゃないのかなと思って、常々言ったんですよ。それは、ここで担当課長さんの中でも、ここ３年間の間に２回くらい変わった人もいると思うんですけれども、ちょっと激しいのかなと、私の経験では、やっぱり３年くらいいないと、なかなか落ち着いた仕事もできないのかなと思っておりますので、その辺、この事案と直接的な関係はないかもしれないけれども、間接的にはその辺ちょっと３年間に２回というのは、いかがなものかと私は思うんですが、その辺、今後の人事異動に参考にしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

まず、滞納に関しても、私のちょっと意見を申し上げたいと思いますが、これについて、いろいろな要件があるんですが、これまでは滞納という状態を一くくりにしていたんですね。こ

れをきちっとどういう理由でどういう経過で、あるいはどういう気持ちでおられるかということを今回の整理委員会の中しっかりとその検証をすると。その１つとして出てきたものがいわゆる雇用対策、雇用対策をしっかりとやっていこうと、つまり滞納しているんですが、幾ら探しても仕事がない、あるいはあう仕事がない、こういう状況も見受けられたので、これについては、本人と十分な調整を図りながら、仕事の紹介をしてきたと、そういうところでは、経費の全体としてはふえてますけれども、それぞれ少額でありますけれども、滞納が今、打ち切られて少しずつですが分納が始まっていると、こういう経過がございますので、ここだけはひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、敬老祝い金については、おっしゃるとおりだと思います。きのうのお話にもありましたが、貸す側の視点で公民館の利用状況がありましたが、いわゆる借りる側の視点で立場で、物を考えようとすれば、いわゆる祝い金を受け取る側の立場になって、物事を考えてみたら、どういう対応をすべきかということだと思いますので、できるだけそういうことで、今後改善していきたいと思います。

それから、不祥事に関して異動が短期間ではないかということですが、これは、私は町長として、責任ある業務の遂行ということは、当然第一義に考えなければなりません。しかし、合併した後、これまでもお話ししておりますが、約40人の人員削減があります。しかも、その中で、私たちが定年退職という見込みの異動を考えていたんですが、早期退職という方々も相当の確率で出てきております。そうしますと、同じいわゆるポジションにいる人たちがどっと抜けると、ここは全体の体制として、やむを得ず短期間の異動も考えざるを得ない、しかも、これが国政、あるいは県政との連動の中で重点的な施策として対応しなければならない、そういう制度上の問題もありますと、その課に配置する人員の数も当然変わってきます。そこで、そういっても、やはり異動される側としては、なかなか大変だろうというので、いわゆる課を超えてプロジェクトチームをつくって、課を超えて、それぞれが関係するようないわゆる業務体制をこれまでみんなで築いていこうということで築いてきました。

したがいまして、１年で異動になっても、その内容のアウトラインは、概要は、お互いに理解できる、あるいはどの辺まで進捗しているかということも把握できる、こういうやはり体制をとることが、実は町民の信託にこたえることではないだろうかと、こういう今、体制で進んでおりますので、今後も必要な条件が発生した際には、やはり短期間の異動も考えざるを得ない、こういうことでございます。

○渡部康吉議長　税務課長。

○馬場増男税務課長　先ほどおただしのありました監査報告の７ページの関係の滞納の管理について、私のほうからお答えさせていただきます。

滞納の管理でございますけれども、滞納の管理システムにつきましては、データでもってきちっと管理をしてございます。その中に、それぞれの滞納者のいわゆる交渉等の記録、例えば督促、催告、訪問、あるいは分納相談等々、さまざま交渉記録等を保存しながら、その都度定期的な交渉事務に活用をさせていただいております。そういうことから、これらの情報の管理につきましては、十分注意徹底をしていきたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長　代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員　さきほどご質問のありました滞納の管理システムのお話でございます。今回の決算審査の中では、滞納者別の個別の管理、先ほどご質問のありました滞納管理システムに入っている個別のそういった管理表、あとは書類でつくられた台帳、こういったもので、一部、全部ではなくてそのうちの一部を見ております。そういった中で、一覧表のものは見ておりませんでした。これにつきましては、今後の審査また監査の中で、どのぐらいのボリュームになって、どういうふうにできるのか、担当のほうとよくその辺を聞きながら、対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　そうすると、この滞納管理システムについては、たしか昨年までは、そのコンピューターが入った時期がばらばらだったもので、なかなか統合してないんだという話で、コンピューター上による一覧表みたいなものは難しいというような話を私聞いたんですが、今回はこの導入によって、まだ一覧表はつくってないけれども、つくれる状況にはなっていると、そういう解釈でいいんでしょうかね。

やはりそこまで持っていく必要があると思っているんです。特に、例えば収納する場合も、時効が迫っているものを早くもらうとか、いろんなこともあるんでしょうから、先ほど副町長の話を聞くと、去年までは課ごとだったというから、我先にっていう感じもするんですけれども、そうすると時効が迫っているものを置いて、自分のほうの課で早くもらっちゃうと、そんなこともあったのかななんてちょっと心配もするんですけれども、その辺、そういうことも含めた、相当いいシステムになっているのかどうか、そのシステムについて、もうちょっと詳しく最後に伺いたいと思うんですが、システムの仕上がり状況。

○渡部康吉議長　税務課長。

○馬場増男税務課長　お答えをいたします。

システム的には、個々の滞納状況の事情を電子データとしてきちっと管理をしてございます。それを今回は、先ほど副町長のほうからお話があったように、その都度、必要なその活用の分類において、その抽出をしていくといいますか、分類作業をしていく、そういうふうなことについては、これまでにもやってきております。ですから、昨年滞納対策の方針づけに当たって、名寄せの作業もそれぞれ今回そういうデータから抽出をして、それぞれ税に向き合っている時期に応じた分類等もこの間しておりますし、１つの一覧表というふうな作業までは、今の時点では整備してございません。その都度の必要な滞納整理に当たっての対策と申しますか、それに応じた抽出をそのデータから、その都度、保存データを拾い出してやっていくというふうなことになろうかと思います。

○渡部康吉議長　ほかにございませんかか。

２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　私からは、４点ほどお伺いしたいと思います。

具体的に何々の何ページのどこどこっていう枝葉末節の話ではないんですけれども、まず１点目としては、例えばここに財政健全化判断比率審査意見ということであるわけですが、これを見てみます限りにおいては、確かに平成20年度、その時点の健全化、早期健全化基準はクリアしてまして、以前よりも状況がよくなっているというような判断はもちろんできるわけですが、ただ、個別の意見等をみますと、何々については生じておらず悪化している状況にはない、あるいは健全化基準と比較するとこれを下回っているという文言しかないものですから、実は、これでいきますと、毎年同じ評価でもよくなっちゃうんですね、そういう意味で、もう少し健全化判断比率に基づいて、しからば我が町として、財政の特徴が何であり、あるいは強さがどこにあって、弱さがどこにあるというような、いわば特徴、要因をひとつ監査の立場からも若干なりとも次年度以降、記述されることを望みたいわけであります。

確かに、これから公会計の整備の導入等が入ってくれば、まさに企業会計なりに要因、分析がされて、それをもとに町の財政方針というのも出てくるかとは思うんですが、例え役所の会計の今、自分にあってもやはり、それらの分析というものは監査の立場から必要ではないかと思いますので、その辺について、もしも監査の立場から見て、今、町の強さはこの辺じゃないかと、あるいは弱さはこの辺じゃないかという所見がありましたらば、お聞かせ願いたいということと、先ほど申した内容については、次年度以降ひとつ考慮していただければありがたいかなというふうに思います。公会計整備というと来年、再来年というわけになかなかきちんと

整備されるまでは時間もかかると思いますので、お願いしたいと思います。

それから、２点目なんですが、２点目については、監査の指摘事項にもありますけれども、やはり行政評価の導入を早急にというような個別意見がどこかに書いてあったわけですが、私も全く同感でありまして、私も行政評価は非常に町の財政を考えたときに、あるいは事業計画をする場合に大切であるというふうに思っているわけですが、そんな関係で、私も何度かこの行政評価のセミナー等については、参加させて勉強も若干なりともしているわけですが、それだけに非常にいろんな先生方によって手法の違いもあるし、難しい面もわかるわけです。急いでつくったからいいっていうもんでもないっていうこともわかるわけですが、やはりこれは町政の課題となって、もう数年たっていますので、監査の指摘どおり、早急にまずはやっぱりスタートさせて、そこから少しずつ改善していくという手法も、最初からもう立派なものをばんとつくるんじゃなくて、そういう時期にも来ているかなというふうに非常に感じます。そういう意味で、町当局の今後の行政評価の導入について、現状、どうなっているのか、あるいは今後どうしようとしているのか、改めてお聞きしておきたいなというふうに思います。

それから、３点目なんですが、これも財政健全化計画に絡む今回臨時交付金、いろんな形で大盤振る舞いに近い形で、我が町にも臨時交付金として来たわけですが、それらが24年度までの財政健全化計画の目標に対して、どのような影響といいますか、効果といいますか、その辺、変更を来しているのか、お聞きしたいというふうに思っております。健全化計画の目標は、達成は多分間違いないと思いますけれども、あえてお聞きしておきたいと思います。

４点目は、補助金の問題です。町当局としても、いわば現在の補助金体制のあり方に全面的に検証するというような方針もあるようでございますが、まさに、これから財政が厳しくなってきます。そういうことを考えた場合に、農林業への補助金等、あるいは各種イベント等への補助金等いろいろございますが、やはり民主党政権に変わって、国のほうでも全面的にその辺のテコ入れ、見直しを図るかもしれませんけれども、我が町としてもやはり補助金全体の見直しを早急に行って、本当に必要な補助金、それからどうしても、当初は目的にあった形で運営されていたものが、やっぱり年数とともにもう内容が変質して、本当にこのまま同じスタイルで補助金を出し続けていいのかという疑問符をつけるような補助金等も中にはあるように私は思えてならないわけですが、どうしても新しい補助金については、つけやすいんですけれども、やっぱり長年たって切るっていうことがなかなかやっぱり難しいんですね、行政の立場に立つと、切るということが、もうそういう意味では大胆に切ることも含めて、この先補助金に対して、どのように進めていくのか、お聞きしておきたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　まず、私からは答弁、臨時交付金の関係と補助金の問題についてお答えをさせていただきます。

大盤振る舞いという言葉がありましたが、私は決してそう思っていません。これまでの経済対策の中で適時適切な私は執行を地方に求めた、ある意味では非常に雇用対策に役に立つ、そういう臨時交付金というふうに理解をしておりまして、その中で財政健全化計画について、大変ご心配をいただいているんですが、全く心配はないと思います。というのは、これまでの健全化計画の中でも、いわゆる起債の返済、そして新たな起債を起こす、ここのバランスはしっかりと検証しながら、我々事業採択をしてきております。ですから、今後、新しい政権になった後の状況はわかりませんが、今のところ私どもがこの臨時交付金を活用するに当たって、財政健全化計画に無理にはめ込んでいくというようなことはないと、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

それから、補助金の問題でありますが、これは今さらそういう話をすることではなくて、これまでの補助金行政の中でも絶えず本当に必要なものなのかどうなのか、あるいは補助金事業として、その効用、効果が十分に満たされているのか、あるいはまた時代的にそういうものがもう何ていうんでしょうか、終わりにしてもいいものかどうか、絶えず検証してきているわけですね。したがいまして、これまでの国の補助事業の中でも、町としては採択をしないというものも当然ございましたし、今後もそういう方向づけでいくということになるかと思います。

これから議員は財政が厳しくなるでしょうという話がありましたが、今の民主党の政権では厳しくならないんじゃないですか、地方にたくさんお金をよこすということでありますので、それを実行していただければ、むしろ大変私は地方の課題に的確に対応できる、そういう姿勢といいますか、政策が中にはあると、こう思っておりますので、これについても先々余り心配するよりは、今後、それぞれの政策を実現する過程の中でしっかりと見きわめながら、対応していきたい、こう思っております。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　私のほうからは、２点目にありました行政評価に関してのお話についてお答えをさせていただきます。

議員ご存じのとおり、行政評価の手法につきましては、本当にいろんなやり方等がございます。それで、いろいろ研修を積まさせていただいておりますが、一番はやはり行政評価は何の

ためにするかということだと思うんですが、これはやはり町全体の振興計画、これについての検証を加えながら、その中で、今後どうするのかということが私は一番大きな目的だと思います。ただ、行政評価の中には、行政評価のための評価みたいになっている団体も中にはあるようでございますので、我々が抱えておりますいろんな個別の事案に絞って行政評価を図りながら、次の展開につなげていくのが、やはり一番私は必要ではないのかなと、こんなふうに思っております。

すべて体系的に、すべてこう行政評価のまな板に上げるというよりは、それぞれ今抱えている個別の問題を行政評価を通しながら、次につなげていくというような手法が必要なのかなと、こんなふうに考えておりまして、幸い総務課の中に今年度から行政経営係という係が新設されましたので、その中で、また再度議論を深めながら、町としての行政評価のあり方について、早急に検討も進めながら、実施に向けて検討していきたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員　先ほどの健全化判断比率についてお答えしたいと思います。

この比率につきましては、県で定めてあります基準に沿って県に求められた比率、これについてどうかという判断をしているわけでございますが、示されているのは県の基準とあとは県内の市町村の平均だけでございます。この比率とあわせまして、どこが強いか、どこが弱いかという判断はなかなか難しいというふうに思っております。現状では、比率に対してどうかという意見だけになっております。ただ、この町の財政力とは何かを判断するのは、一般企業でいえば貸借対照表だと思うんですね。この比率を判断しているのはどっちかといえば損益計算書と借入金の残高だけで判断しているわけですが、本当に町の強みとか、弱みを判断するのには、そういった貸借対照表的な考え方が必要なんだろうというふうに思っておりますが、そういう動きは大きい流れとしてはできているように伺っております。

ですから、そういったものが示された中で、町で持っている資産がどれだけあるのかとか、実数、借入金がどれだけあるのか、そういった判断をしていかないと、なかなかその強み、弱みはなかなか監査委員としても判断しにくいかなというふうに思っていますので、もうしばらくそういった時間をちょうだいして、私も今いろいろ勉強させていただいてやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　大綱的には理解できますのでわかりました。ただ、先ほど町長からも

大盤振る舞いとは思わないと、私も大盤振る舞いというのは額的にかなりの額になったなと、決して不用な額、交付金じゃないということじゃなくて、本当に今回必要な箇所に本当に手当てをしたという考えはまさに持っていますので、そこの理解は同じだろうというふうに思います。

あと、民主党政権で財政は厳しくならないというふうに、これは私どもも、見解の相違というふうになるかもしれませんので、あえて言いませんけれども、補助金についても、毎年毎年見直しをやっている、これは当たり前でしょうけれども、いわば23年度に町の方針として、財政方針として、見直しを図りたいという方針があったものですから、それに向けてしっかりとやってほしいというお願いなものですから、そこをあえて申し上げて質問を終わりにします。

○渡部康吉議長　８番、楠正次君。

○８番　楠　正次議員　83号で審査の意見書の５ページにあるところですが、一般会計、特別会計歳入歳出に関する意見書の中の５ページに（２）財産に関する事項のところで未登記物件の整理についてというのがございます。1,518件、改善事項というところで20年度の処理件数と書いてありますけれども、これは本庁、３支所それぞれあるんだろうと思いますけれども、所管じゃないんですが、その数値と175件の処理に係る経費、これが算定してあるかどうか、その２点。

それから、84号の部分で、決算概要の22ページの後期高齢者の１年経過した決算内容が出ているんですけれども、わかりました。すみません、今のは取り消させていただいて、83号の審査の意見書の内容で２点お聞きします。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

審査意見ということでございますが、所管の事務でございますので、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

未登記物件の整理につきましては、毎年度それぞれ監査委員さんのほうからいろいろご指摘をいただく課題となっておりますが、内容を見ますと、共有地の関係ですとか、その相続がほとんど不可能な土地がかなり残っておりまして、したがいまして、その未登記物件がなかなか減らないというような事情がございます。それで、これは今回の９月の補正予算でも、一部補正予算として追加要望をさせていただいておりますが、そういう未登記物件の早期解消を図りたいということで、実はことしの４月から非常勤の特別職として登記嘱託員を設置をいたしました。今まで嘱託という形ではありますが、１件当たり幾らという、そういう委託契約に基づ

く契約の方式でありましたけれども、今年度から追加の勤務時間を設定をしながら、常勤的な非常勤特別職を配置しました。それらの経費で年間で約二百四、五十万かと思いますが、それらが新たな経費として発生をいたしましたが、今ほど未登記物件の解消に伴っての経費はどのくらいだというようなお話でありましたが、ほとんどの場合は嘱託登記でございますので、登録免許税だとか、そういった問題については、一般の登記費用とはまた別でございますので、係る経費としましては、それらの人件費的な経費かと、こんなふうに考えております。

○渡部康吉議長　８番、楠正次君。

○８番　楠　正次議員　本庁、支所ごとの数値はわかりませんか、その未登記の。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

これにつきましては、手元に資料がございませんので、後ほどお示しをさせていただきたいと思います。

○渡部康吉議長　８番、楠正次君。

○８番　楠　正次議員　人件費等でできるということでありますから、売却、貸付、町有財産の活用、これが登記を踏まないとできないのかなというふうに思いますけれども、今後の活用するための方針、また県等で買収するのに登記ができない、相続とか何かで結局持ち主が他県に相続されていて、わからないというような物件は買収しないというような情報もありますけれども、町の方針はその点はどうでしょうか。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

基本的に公共事業の執行上、未登記として残る場合も町としては買収をしていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、先ほどお話ありまして、後から資料としてお示ししますというお話がありましたが、今、手元に資料がありましたので、未登記物件の内訳等についてご説明したいと思います。

まず、本庁の建設課が746件でございます。それから、本庁の農林課所管の部分が188件、同じく環境水道課所管分が２件、これからは総合支所ごとでございますが、舘岩につきましては288件、伊南総合支所258件、南郷総合支所46件、以上で1,518件ということになります。

以上です。

○渡部康吉議長　８番、楠正次君。

○８番　楠　正次議員　わかりました。

それで、建設課、農林課、この辺が多いのは事業を経過する上で、先ほどの町の方針でありますから、買収経過とかがあるんだろうと思いますけれども、今、お聞きしている分、ざっと５倍、６倍ぐらい南郷と伊南、舘岩を比較すると未登記の物件の量にかなり差があるわけですけれども、この辺は地理的とか、そういう条件があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長　建設課長。

○児山忠男建設課長　お答えいたします。

未登記物件、建設課746件というふうに多ございます。この分につきまして、支所との比較、今、議員からおただしがございましたが、地形的な部分があるんだろうと思ってございます。田島の場合、田島町市街地を中心に放射状に国道が走ってございますが、その他に基幹となる町道がその集落間を結ぶという部分がございますので、生活用道路としての重要な路線が町道にもなってございます。そのような観点から、件数が多いんであろうというふうに理解をしてございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長　建設課長。

○児山忠男建設課長　３支所間におきましても、地理的条件というふうに思ってございます。南郷地域におきましては国道１本に対して集落が張りついているというような部分があるんだろうというふうに理解をしてございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　私は３点ほど、あらかじめちょっと概要だけ予告しております。

１つは管財係に関する貸付条件で、有償、無償の件について質問します。その辺の違いですね。

あともう１つは、滞納処分の関係で早速平成20年度の分が出ているんですが、今年度ですね、今年度は即滞納処分になるとか、その辺を質問いたします。

もう１点は、高齢者の除雪支援事業、高齢者世帯等除雪支援事業に係る料金に関連する質問でございます。

以上３点ですが、まず、管財係に関する事務報告の14ページ、17ページですね、ここにそれぞれ貸付、財産の貸付があるわけですが、そこで質問したいのはＮＰＯがあるのに、片や有償、例えば14ページの下から３行目の匠の会が８月から１年間じゃないのに、これだけ払われ

ている、次のページにある創年のたまり場、これはＮＰＯじゃないですが、いずれにしろ地域おこしのそういう利潤の企業じゃないのに、転貸しの説明を聞けばわかるかもしれませんが、いずれにしろお金を払っている、片や17ページ、これイチゴ栽培試験地で学校用地を使って、ＮＰＯ法人ＡＲＳと書いてありますが、これは無償になっています。この有償、無償の縦枠的な区分けですね、それはどういう条件の場合か含めまして、今回この３法人が、３事例がこういう金額なり、こういう分類になったその辺のひとつの説明をお願いしたいと思います。

次に、滞納、滞納関係、先ほども質問があったんですが、私の質問は、まず１つは個人町民税の平成20年度分１件ですが、滞納不納欠損額に上がっております。普通手順からいいますと、３年くらいかかるのかなと、いろいろ家庭の事情、今の不景気の事情ですから、それなりの事情があったと思うんですが、事情を聞けばいいわけですが、片や平成７年度からの分がここになって、ある意味じゃよくやく欠損処理ができたということは、それまでこの１件に関しては、ずっと納税、分割してきたのか、努力してこられたのか、でも、ここに来て、欠損処分ということになったわけですが、その辺の違いが、地方税法の下に事由ってありますよね、15条の並び、４項、５項があるんですが、この５項については、平成20年度分、例えば町長の決裁があれば即停止期間３年なんか経なくても、執行停止の停止が３年なくてもあしたにもできますとあるから、そういう事例かなと思ったので、どういう事例の場合がこういうふうになるのかを含めましてお伺いします。

それとともに、159件、今年度決算では上がっていますが、それの15条の４項、５項、５項は今言ったように特例的に町長の決裁があれば即できると、４項の場合はこれは３年間、滞納処分を停止してから３年間やはりなれば欠損処理しますよということなので、そして、18条は年数についての説明をお願いします。18条に関しては、これは、たしか時効消滅ですから、これもまた、この３つの条件に159件の中で、分類ですね、３つの条件がどういう内訳ですかということをひとつお聞きしたいです。

次に、高齢者除雪支援世帯、ページが事務報告の75ページになります。この件に関しては、６月の定例会で一般質問の中でやって基本的に見直しますと、世間相場との乖離といいますか、何十倍もの差があるということをやってるんですが、それはそれで恐らく次の年度、21年度に響くと思いますが、そういうふうに件数が600、利用ですね、本庁分だけで689件、次ページに支所ごとがありますが、申し込んだけれども、この支援事業ですね、１時間当たりにしますと自己負担160円ですね、これ、申し込んで許可されれば、申し込んだけれども、だめだった分、例えば税金を払っているとか、却下の理由がありますよね、その事例、つまり却下された

といいますか、申し込んだけれどもだめだったという件数は、わかればそれを教えていただきたい。

それと、ここでは、やはりこの支援事業の要綱によれば、通常高齢者世帯で1,600円をもらうところを１割負担の160円で支援しますよというのが要綱で、片やそれからいろいろな条件があわなくて申請しても外れた場合は、たしか前回の支援センターだよりを見ますと、一般住民と同じように時給4,000円だと思うんですね。いきなり今度、時給4,000円だけど民間業者に頼むしかないと、その乖離が何十倍ということで、その対処ですが、その辺も含めまして、民間の支給というんですか、そういう時給のあり方、その辺の乖離をなくすための指導を含めて、どういうふうに進めていくのかちょっとお願いします。

以上です。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　私のほうからは、町有財産の貸し付けについての関係につきまして、お答えを申し上げます。

貸付料でございますが、これにつきましては、有償にするのか、無償にするのか、それぞれ事情が公共性等勘案しながら、個々それぞれに判断をしているところでございます。例として挙がりました同じＮＰＯでも、これだけ違うんではないかというようなことだろうと思いますが、まずＮＰＯの例で申しますと匠の会ですね、これらにつきましては、地場産材を使った健康住宅のモデルハウスということでの土地の貸し付けでございますが、これが将来的に軌道に乗れば、それが一定の収益につながることも想定されると。例えばモデルハウスを見た方が、次にじゃこういうものを建てたいといった場合に、新たな受益といいますか、収益が上がる可能性もあるというようなこともありまして、地代については、ご負担をいただいているということでございまして、もう一方で、上郷小学校跡ですか、これについては無償にしておりますが、これについてはまだ実証段階のことでございまして、これからその事業を継続していくのか、それともそこで収益性が上がるのかということにつきましては、まだそこまでは至っていない実証の段階でございますので、今の段階では無償というような形で考えておりまして、それぞれ今お話ししたような内容によって、個々それぞれ事情が違いますので、個別に判断をさせていただいておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　税務課長。

○馬場増男税務課長　お答えいたします。

３点ほどあったかと思います。まず、１つは20年度の欠損の事象についてということだと思

いますが、これにつきましては、法15条の７第５項直ちに消滅という規定に基づきまして、処理をしてございますが、実は本人が死亡いたしまして、その不納分を相続をする方がいないという事情がございまして、即、直ちに消滅というふうな事情で欠損処理をさせていただいてございます。

それから、それぞれの事由に基づく欠損の内訳と申しますか、その辺の関係でございますが、まず、法第15条の７第４項の執行停止３年、これに基づく欠損ですが、個人町民税が14件ございます。それから法人町民税はございません。固定資産税が45件、軽自動車税が４件、合わせまして63件執行停止３年で処分した欠損が150万9,935円ということになります。それから今ほど申し上げました法15条の７第５項、直ちに消滅、これは個人町民税が１件８万5,335円でございます。それから法第18条第１項、こちらは執行停止５年の時効ということでございますが、これは個人町民税が６件ございます。法人町民税が４件ございます。固定資産税が85件、軽自動車税はございません。合わせまして95件、158万2,136円ということで、合計件数は159件の317万7,406円ということになります。

それから、欠損の中で、平成７年の欠損理由はということでございますが、ここまで滞納という形で保留をしてきた、これにつきましては、実は他の年度でもこの方がありまして、その都度、税に向き合っていただく機会を重ねてきた経過がございます。それで、結果的にはもうここに来て財産もないと、もう取れる見込みがほとんどないということで、最終的にはすべてこの法の規定に基づきまして、平成７年度以降の部分、欠損処分をさせていただいております。

以上でございます。

○渡部康吉議長　健康福祉課長。

○渡部　仁健康福祉課長　お答えいたします。

高齢者世帯等除雪支援事業についておただしがございましたけれども、まずこの事業でございますけれども、高齢者が除雪ができないという方に対して、所得税の非課税世帯に対しまして、田島地域ですと24時間、西部地域ですと32時間を限度に援助をするというようなことでございます。質問のありましたように各人１割の負担というようなことで実施をしております。

申し込んだけれどもだめだったというようなことの件数の把握をしてないかということでございますけれども、これについては把握はしてございません。あらかじめ対象者には、該当する方に対しては通知をいたしまして、それぞれ委託先であります田島ですと御蔵入倶楽部、舘岩ですと農業公社、伊南ですと伊南の郷、南郷ですとじねんというようなところに申し込んでいただいて、除雪をしていただくというようなことになります。

６月議会に大竹幸一議員からも見直しについての質問がございまして、現在、見直しを図っているところでございますけれども、例えば、私、昨年度南郷に勤務をしておりましたけれども、時間の関係とかもございまして、例えば、業者さんが重機でやったものもサービスというか、ボランティアでちょっと金額を安くしてやっていただくとか、そういうようなことも実際にはあったようです。

さらに、今、見守りについての事業について、現在、検討をいたしておりまして、今年度の冬につきまして、昨年度、伊南で実施をしました待機時間を利用した除雪の支援というようなことで、今プロジェクトチームをつくって、その検討をして、見守り全体の検討をしていっている途中でございますけれども、その中で今年度は全地域にその待機時間を利用した見守りをやったらどうかというようなことで、まだ決定ではございませんけれども、現在、そのような検討をしているところでございます。この伊南で実施している見守りについては、除雪に対するさまざまな、除雪ばかりではございませんけれども、さまざまな支援等をしていこうかなというふうなことで、現在そのようなことで、今、検討しているところでございます。

以上です。

○渡部康吉議長　４番、馬場信作君。

○４番　馬場信作議員　最後の除雪に関しては、これ、本当に体力の弱った高齢者にとっては、大雪っていうか、雪が深いところで本当にこの件数を見ても、利用者が多いですので、ぜひともいい方向に改良して、69歳の人、あるいはこれで申し込めなかった人は１時間当たり4,000円幾らという金を払います。これに通った人は160円なんです。その辺もぜひ高齢者によくなるような改正をよろしくお願いします。

最初の貸し付け関係で有償、無償でそういう公共性を一番で、あるいは将来利益が上がるといいますか、もうけるとか、そういうのをいろいろ勘案して決めたということですが、事務報告の17ページで、イチゴの苗に支給について、これは農林課も含めて、再度お聞きしたいんですが、これも確か活性化事業の中にありまして、これも将来は、今は実証ですが、これを事業化して、何とか地域おこし、あるいは雇用の場にということで、利益を上げようということなんですが、そういう場合は、やっぱり実証期間は恐らく無償で頑張ってくれと、頑張れと、本当に実用化といいますか、そうときになったら、またいろいろ検討されるものと理解します。

それで、実は、ここは校庭なんですよね、そして農業で農薬関係の質問をちょっとしたいんです。これ、恐らく契約といいますか、そういう申し込み時点でいろいろ取り決めがあったと思いますが、土壌汚染とか、これからこの学校跡地がどういうふうに利用されるか、まだ決定

していませんけれども、いずれにしろ１年間ここでこういうイチゴ苗試験栽培敷地として使った場合の土壌汚染関係が、私、心配なんですが、その辺の契約といいますか、そういう取り決めといいますか、どういう感じで、これを使わせているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

もう１点、滞納関係は総務委員会では当たり前で、既に説明があったかと思いましたが、ありがとうございました。そこで、監査さんに、この報告の中で、何ページでしたか、一般会計の報告の２ページですか、（２）に町税と不納額で義務を果たさない者に対しては、公平を期すために断固とした態度で臨むべきとあり、このことはよく出てくるんですが、監査の中でそういう件数は、これに該当するような、これは断固としてやっていかないと、そういうのは何件くらい感じられたか、その内容についてまであればお聞きしたいと思います。

これは、本当に徴収の公平ということは、当局が言われるんですが、我々も今度、課税の公平ということで、例えば全棟検査ですね、今、ある意味じゃ恐らく後から補正予算でも出てきますので、そのときに聞きますが、我々もやっぱり課税も公平だということで、全棟検査をやってない地域はある意味すなおといいますか、受け入れています。ただ公平性というのは、やっぱり課税のほうの指定が終わるのは結構ですが、徴収側もぜひ態度、言葉以上の態度でお願いしたいということで、今の２点で再質問をお願いします。

〇渡部康吉議長　町長。

〇湯田芳博町長　お答えいたします。

まず、イチゴの件でありますが、これは株式会社ナチュラルアートといういわゆる限りなく無農薬で栽培し販売する会社から、町のほうにご提案がありました。つまり、温暖化によって、九州等でイチゴの苗の栽培をしていたものが、新たに病気が発生をして、その地域での生産が危ぶまれる。したがいまして、東北地方で栽培をしていただけないかと、なぜ私の町に来たかはよくわかりませんが、そこで検討した結果、ＡＲＳというところが、私のところでもしあれだったら実証実験をしたいと、こういうことでしたので、そういう事業のご依頼を申し上げたということです。お金については一切依頼しておりませんが、それで、先ほど申し上げたように無農薬、限りなく無農薬というのが条件ですので、土壌汚染は私はないと、こういうふうに理解をしております。

それから、滞納の件でありますが、監査委員のほうからもお答えがあると思いますけれども、今、議員がおただしになったことは、もうやっているんですよ。今さら、今さらそのようなことを言われても、私、何と答えていいかわからない、十分やっていますので、ご理解をお願いします。

○渡部康吉議長　代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員　監査のほうからお答えいたします。

　先ほどの件数ですが、件数は把握していません。抽出で見ておりましたので、総体的な件数は把握しておりません。

　私のほうでは、滞納の管理状況を見させていただいて、やっぱり督促状とか、もう少し突っ込んでもいいかなというふうに思われたのは、担当のほうにお話しして、そういうふうにぜひ対応していただきたいということはお願いしてあります。

　以上でございます。

○渡部康吉議長　暫時休憩いたします。昼食の休憩にします。

休憩　午後　零時０３分

再開　午後　１時００分

○渡部康吉議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

　質疑を続けます。

　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　私は、平成20年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに資金運用状況の審査意見についてということで、ここに書いてあることでお聞きしたいと、こんなふうに思います。

　木下監査委員、本当にご苦労さまでございました。初めての監査ということで、大変だったんだろうというふうに思います。

　そこで、そこのそのページの最後のほうですね、（８）番に町奨学金の貸与に関する事項という中で、平成20年３月31日と、こう書いてありますが、ここに33万6,000円が不一致だっというようなことがここに記載されているから、大体それはわかるわけなんですけれども、このことに関しまして、若干質問したいなと、こんなふうに思います。

　私は監査だから見つけたんだろうというふうに思いますが、１つはこれを読みますと、過去10年にさかのぼって調査したというのもありますし、旧南郷村の奨学金のときがあったと、こういうふうなことも書いてあるんですが、しからば、合併したときに、こういったところをきちんと一致してなかったのか、要するにチェックしてなかったのかというのが１つ疑問、要す

るに財産関係、合併で引き継いだときにきちんとやっていなかったのかなと。

それから、申しわけないけれども、これを管理する担当課長は毎年１回くらいこういうのは、チェックしないのかという１つの疑問を持っているわけです。このことに関して、どういうようなことだったのか、ちょっと説明をお願いしたいなと思います。

○渡部康吉議長　学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長　お答えいたします。

この誤りといいますか、間違った経過について、まずご説明をしていきます。

昨年の７月に19年度の決算審査がございました。その際に、代表監査委員のほうから現金、償還金の精査をしなさいということが指示されまして、精査したわけでございますが、その際、今、議員のほうから申されました金額、いわゆる財産台帳との不一致があったわけでございます。その関係で、さらに代表監査委員のほうから10年間にさかのぼって、関係資料、それから金融機関との資料との突合をしなさいというようなことで指示を受けまして、10年間さかのぼりまして、チェックをしたわけでございます。そこで、ただいま申し上げました33万6,000円という数字が判明したわけでございます。

それで、何が原因なのかということをいろいろ考えたわけでございますが、合併時のいわゆる４町村の持ち寄った段階での数値を報告する際には、正しかったというふうに判断をしております。ただ、その際に財産台帳を作成する時点で、当時、報告を総務課のほうに報告をするわけですが、その際の誤りしか考えられないということが結論でございます。でありますので、精査の結果、この33万6,000円は誤りなく差があったということで、今、判断をしているところでございます。

それで、毎年財産台帳の作成というようなことで、資料を提出しているわけでございますが、その際に、いわゆる事務報告書の242ページに書式が載っておるわけでございます。運用状況というようなところであるわけですが、これについて、毎年精査をしながら提出をしているわけでございますが、この基金自体、定額運用基金ということでございまして、基金の総額については、いわゆる増資がなければ、基金総額は変更にならないというような基金の性格でございますので、そういった中でなかなか現金は通常の残額は通帳を見ればわかりますので、そうした中でのいわゆる差し引きの中で調整をしてきたというのが事実でございます。でありますので、監査委員からの指示がされたのは、その辺からの監査時の説明から指示があったものだというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　要するに、今度、先ほど２番議員が言ったように公会計もだんだん貸借対照表をつくりなさいと、先ほどの質問で監査委員も言ったのは、どうも役所関係というのは、そういう資産とか、負債とか、そういったものに対するきちんとする何ていうんですかね、調べるということに関して、ちょっとまずい面が多々あるのかなと、私はきのうもちょっと言っちゃったんですけれども、やはり原則というのがあるんですよね。私がこの合わないのはどうしてなんだというんじゃなくて、実はこの下に書いてある、ここが重要なんです。バッテン印だとか、修正液で消すとか、こういったことがどのくらいあるのかちょっとわかりませんけれども、ここにこう書いてあるということは、非常に残念なんです。

普通は金額の訂正はまず認められないというのがあるんですよ。認める場合はきちんと赤で定規で引いて数字を２本線引いて、例えば、私が間違ったら間違ったって、湯田という訂正印を押すということになっているんです。そういう原理原則をきちんとやっていればこんなこともないし、それから年に１回くらいは、やっぱり今言ったようにきちんと基金だろうが、通帳だろうが、そういう残高をきちんと調べなくちゃならない、これはもうよくよく基本の基本なんです。こういうことをやはりきちんとやってないと、その前にあるように不祥事も出てくるんですよ。コンプライアンスという問題も出てくるわけ、ここにいる幹部の人たちが、やはりこういうことを、今後数字の訂正は認めないぞと、こう言っただけで、下の部下はぴーっと来るんですよ、修正液なんて絶対認めないぞと、こういうような形できちんとやっぱり、それがその前のコンプライアンスに関して不祥事を防止するというところに結びつくわけですよ。ですから、ぜひこの33万6,000円は監査でというか、今回はこの監査報告書で私どもは知るわけです。だけどその後のこういう実態になるのかなと、こういったことは絶対認めないよという強い気持ちでもって、やっぱり職員に教育をしていくということが大切だろうというふうに私は思いますので、ぜひ今後そうしていただきたいなと、こんなふうに思います。

企業というのは、監査委員は大分わかると思うんですけれども、どこから来ているのかというと、企業とここの違いというのは、片方は現金主義で、片方発生主義、きのうも言ったんですけれども、それはどこから来ている、みんな企業会計一般原則という１つの原則に基づいている、その中には真実性の原則とか、明瞭性の原則、保守主義の原則とか、正規の簿記の原則とか、こういうのがあるんです。正規の簿記の原則の中に、企業収益対応の原則でやりなさいよとなっているわけ、そうすると、どうしても、費用収益のほうはいいとしても、財産のほうの管理は余り現金主義でやっているものだから、ぱっと、何ていうんですかね、その辺が、私

から言うともうひとつ明快でない、そこをやっぱりきちんと１年に１回くらいは、せめてきちんとそういうことの照合して、そしてきちんと締めるということが、私は大切かと思いますが、その辺に関して、もう一度どういうふうになっていたのか、その修正というのに対してどういうふうになっているのか、お聞きしたいなと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

　監査公表に私も立ち会わせていただきました。それで、監査委員からそれぞれこの審査意見書の中身についてご指摘をいただきました。その中の１つにただいま議員がおただしの件も当然ございました。私ども、職員の意識向上、それから公務員としての綱紀粛正、それから法令に従ったいわゆる遵守義務、これらについて再三機会を設けて共有を図っています。それで、かなり私は300人近い職員の中でも、そのことに気づき、それからみずからを律し、そして緊張感を持って仕事、業務をしている職員がふえてきているというふうには思っております。

　しかしながら、私まで上がってこない書類というのはある、いわゆる課長決裁まででその決裁規定の中で、そういう定めがありますが、それをそれぞれ復命書を中心に一担その中から町長まで上げてくれと、そうするとこの職員がどういう気持ちで、どういう誠意を持って仕事をしているかということが見えてくる、これを今、総務課長名で各課のほうに通知をしまして、近々そういう書類が、本来ですと、町長まで決裁が上がらない書類が上がってくると思いますので、それらを通して、今、議員がおただしのような観点から、しっかりと指導していきたいというふうに思います。

　そこで、１つだけお話させていただければ、いわゆるだれでもそうなんでしょうけれども、人間として強い気持ちでいられるかどうか、いわゆる公平で公正で、しかも秘密の保持義務といいますか、こういうことを絶えず持って仕事をするには、やはり仕事の先取りをしないと、私はどんな強いというふうに思われている人でも、追い込まれると弱くなるんだろうと思うんです。そうしますと、絶えず私たちは先取りをして準備をしておくということが、こういう間違いをなくす１つの大きな力になるだろうと、そうすると、例えばの話ですが、県が決まってないから何もしない、こういう言い方がかなり多かったんでありますが、それはおかしい、想像できると、あるいは予測だってつくんだと、あるいはまた情報を取り入れようと思えば限りなく情報も取り入れられる、ここのところを怠っていて、いよいよ時間のないところでそういう業務を遂行しようとすると、追い込まれていって、本来チェックすべきこともチェックできないと、こういうことになりますので、ぜひ準備を怠らない、そういう業務の姿勢をとってみ

んなで反省をするところは反省をしながら、監査委員の指摘にしっかりとこたえていこうと、こういう今姿勢で臨んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長　学校教育課長。

○斎藤友一学校教育課長　お答えをいたします。

　ただいま11番議員が言われたとおり、今後、基本原則に立ち返って、また、課員の指導もしながら、基金の管理をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○１１番　湯田秀春議員　そういうふうにしていただきたい。

　それで、何で私は、きのうも言いました、私の政治的テーマの中で財政健全化もある、それからもう１つ貸借対照表ですね、貸借対照表をつくりなさいと、積極的に、全国的にそれをだんだんやってきている、総務課長も今、そういう準備を進めていると、こういうことを言いました。今、言ったような問題というのは、当然複式というかね、複式簿記みたいな形になると、必ず１つの仕事を２人でというふうな形になるんですよ。それが複式簿記、そうすると何がいいかというと、内部牽制といって１人ばっかりじゃないんですよ。もう１つどこかからもってくる、同じことはやらないよ、必ずこっちが合ったときにはこっちの人にも何らか差が出てきて、内部牽制が働くことになっているんですよ。ここがいわゆる原型主義と発生主義の違いで、だから複式簿記というのは１つを２つで分けていくんですよ、部員で、それを費用と収益と資産と負債と資本という５つの項目に何らかの形に振り分けられて、１人の人の仕事がどっかで何らかの形で牽制し合う、そして、そういうのもすぐ発見されることになります。

　ですから、そういう意味では今のやり方ですと、１人だけ修正液で消したとか何かあって、そうするとなかなか見つからない、だけど、そうすることによって、見つかる可能性が高まってきますので、だから急げというわけじゃないけれども、総務課長は非常に慎重にきちんとやろうという形で２つのやり方があるんだけれども、時間がかかってもいいから、きちんとやろうという姿勢でいるみたいですから、私はそれはそれでいいんですが、なぜやるんだという意味がわからないと、全然そのやる気が起こりませんので、ぜひそういう形で、今のところは注意して、管理職が部下に対してそういう指導をして、年に１回は検証するようにお願いしたいと思います。

　以上です。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　大変ありがたいご意見があったので、私からまた改めて一言だけつけ加えさ

せていただきますが、実は内部的に、最近はかなり減っておりますが、さかのぼって処理すると、こういう事例も合併当初相当あったんですね。つまり、それはそれぞれの旧村、あるいは旧町時代の慣習的なものがありました。

それから、もう１点は訂正をしたものをいわゆる限りなく稟議制の中で判こをついてくるんですね。私はこの判こをついた人を全員呼ばれと、訂正をしてはならないものを訂正したものに判こをついて町長まで上がってくるという事態が、これもいわゆる事務が大変だからという話で、それをずっとこれまで見逃してきた、ここが今、議員おただしのような結果になっているわけで、これはすべてつくり直せと、そして、もう一度、そのいわゆる稟議制に基づいて回覧をし直すと、こういう姿勢を今限りなく貫いています。

したがって、私はある意味では職員からかなり嫌われる、そういう存在であるかもしれませんが、町民の信頼にこたえていくという公務員としての大前提でありますので、ここは、ただいまご指摘のあったことについて、公会計も含めてしっかり対応していきます。その１つとして、東北経済研究所のほうから理事長さん初め担当の研究員の方々に聞いていただいて、今、公会計あるいは貸借対照表、損益計算書の見方、つくり方、これについて、基本的な考え方、とらえ方から始まって、今後、第３セクターの社員も含めまして、今、勉強会を重ねているところであります。ただ、いかんせん勤務時間になる関係上、どうしても間違いを起こしやすい職員はでない、これがですね、勤務上、窓口にいたりとか、いろんなあれがあるんですが、出ない理由づけもしてやろうかなと思うくらい偏ってきているんですね。ですから、ここはそこのところを今後の回数を重ねていく中で検証しながら、やはり全員がそういう認識と知識を持つようにしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　１点だけ、ずっと気になっていることがございまして、質問をさせてもらいます。

事務報告のページ数で言えば12ページ、職員研修の福利厚生という、職員関係のことなんですが、何年か前にもやはり職員の健康管理ということで質問した経過もございましたので、ずっと気にしていて質問させてもらいます。

合併して４年目になるわけですけれども、４地区の職員の資質の一元化とか、それから事務事業の一元化等々で、相当な職員の異動等があったりして、大変な職員の苦労があったわけですけれども、もちろんそうしなくちゃ公務員としての役目を果たせないということで、厳しい

管理職からの指導もあったかなというふうにも思います。その中で、資質の向上のためにさまざまな職員研修の機会を設けながらやってきて、こういう結果だろうというふうに思いますけれども、その職員研修に対する今後とも必要であるというふうに思う基で質問しますけれども、こう見ますと、基本研修、新規採用時の基本研修がほとんどで、本当に発展的な研修というのは、例えば自治大学の第二部というのは55日間の研修等、等々があるわけですけれども、まだまだそういった勉強の機会が少ないのかなというふうに思いますので、１つは20年度の職員研修に対する思い、思いというか、重点的にどんな思いでこういった研修をされてきたのかというのが１点。

それから、今後どんどんやっていく必要があるというふうに思うのは、これだけ広い町になったわけですから、その中で職員がどんどん減っていく、その中でまた専門性が求められていくという個人の資質の違いによって住民のサービスが違くなったら困るということでありますから、やはりこういった研修も大事かなというふうに思いますので、今後の研修はどんなふうに考えているかが２点目。

それから、福利厚生関係では、やはり相当なプレッシャーの中でこの４年間、当たり前だという人もいらっしゃいますけれども、その中でやっぱり耐えられなくて、ご病気になったりされている方もいらっしゃったというふうに聞いていますので、管理職は大変だろうと思いますけれども、その資質のマネジメントも必要だろうし、健康管理、健康のマネジメントも必要だということで、20年度においてはどんな指導をされて、そういった職員管理をされてきたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、今後もやはりどんどん職員が、システム的には総合支援センター等をつくりながらという考え方もあるだろうけれども、それは１つ置いておいて、職員の健康管理という面から、どんどん少なくなっていく中での多分病気になられる方は、町民全体の奉仕者という自覚が強い人ほど多分追い込まれるのかなというふうに、先ほど追い込まれないためには準備しなさいというような町長のご意見もありましたけれども、そういった状態の人のほうがやはり病気になったりしているのかなというふうに思いますので、そういう管理職のマネジメントをどんなふうに考えているのかをお聞かせください。

以上です。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

職員研修に関してでありますけれども、そこに記載してあるとおりでありますが、これまで

はどちらかというと県の指導のもとで、あるいは国の機関を通した研修というのが自治体には大変多くありました。そして、それはそれとして、それぞれの節目節目で研修を積むということはとっても大事なことでありますが、私としては、それ以外にたくさんの研修メニューがあります。これは、たしか以前、議会でもそういうご指摘があって、そのメニューを探すのは容易であります。その中から自発的に研修をしたいという者について、ぜひ申し出制で研修をしていこうと、こういう職員についての指導をこれまでしております。

それから、もう１つはいわゆる外部団体に行って研修をする、つまり県に研修生としていって研修をする、つまり財政とか、いわゆる地方の町村事情に精通をするとか、そういう目的もあります。それから、もう１点は友好都市をしている台東区へ研修として出て、さまざまな行政事務のノウハウを学ぶということもしました。これらをいろいろと本人の意欲というか、意思というか、そういったものを尊重しないといけないですが、まず出たがらない、残念ながら、こういう行政が仕組みとしてつくったものについては行くんですが、案外自発性とか、全く新しいちょっと不安の残るようなところには、ほとんどの人が断ってくる、これが実際ございました。

ですから、ここのところは以前合併のときにも、大宅議員のほうから多分ご指摘があったと思うんですが、民間にという、民間にやったらつぶれてしまうんじゃないかと、いわゆる同じ行政を担当している県とか、台東区に出ないという、そういうのを民間に出していいのかということで、今回、観光公社のほうに行ってもらいます。そうすると、貸借対照表の見方とか、そういうものもできてくるようになるんですね。ですから、あくまでもそういう姿勢で、管理職というか、将来の管理職としての責任、幹部としての責任を担う、そういう器量を身につけるための自発的な研修を私どもとしては職員に機会を与えていきたい、また、これまでも与えてきたということであります。

これからは、特に、私としては、これまで余り行きたがらないとすれば、大人の学校を今、林業技術関係、それから農学を開催しておりますが、この大人の学校に研修のプログラムを盛り込んで、そこでいわゆるそれぞれの専門的な分野から講師を招いて、そこである一定の研修をするということも、今後、考えていきたい、これは、いわゆる役場の職員のみならず、第３セクターの方々、あるいは商工会等の人材育成にもつながるものであると、こう考えておりますので、その辺で研修の充実を図っていきたいというふうに思っております。

それから、最後に福利厚生の関係でありますが、分析をするといろいろな傾向が見られるんですが、ある種の責任感の強い人がどうしてもうちに込めてしまうといいますか、そういうと

ころはあります。ありますが、ひとつとして考えられるのは、余りこれまでの職員の経歴の中で、違った部署を経験していない人が、どうしても人事の中で新しい職場に行ったときに非常に戸惑いがあるというような部分があるようです。

しかし、町民からすると、公務員として採用されたわけですから、これは、しかもこういう自治研修等々をしてやっているので、これは、単純にそこにだけ温情をかけていいのかという問題もありますが、いずれにいたしましても、発生したものについては、しっかりとサポートしていくということで、それぞれ所属長が、あるいは仲間が病院なり家庭に訪れてコミュニケーションをとったり、いつでも職場に復帰できるような、あるいは悩んでいる者については、できるだけ相談のしやすい環境をつくったり、あるいは相談にあった内容については秘密を守る、こういうことで今、対応しているところであります。そういうことを含めながら、とにかく打たれ強い職員、打たれ強い住民というものを目指しながら、町としてはできるところから始めていこうと、こんなふうに考えているところであります。

○渡部康吉議長　６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　研修においては、今後、例えば先般県のほうで出しました７つの生活圏にこだわらないような方向性が、また出てきたというふうなことで、より広域行政になるのかなというふうに思っているんですね。そうすると、その辺広域的な観点、全体像が見えるような職員をこれからつくらなくちゃいけないなというふうに思うもんですから、やっぱり時代の要請というか、時代の状況をよくかんがみながら、適宜にやっぱり職員を育てなければいけないなというふうに思いますので、そういった出たがらないと言われると非常に困る、困るというか残念だなというふうに、今、思いましたけれども、やっぱり違う世界を見てくるという、そういう意気込みというか、モチベーションを持ってほしいですね。そういう今、ちょっと残念な言葉が出たんですけれども、やはりこれからの公務員はしっかり求められる像というのも少しずつ変わってきていますので、それにやっぱり対応できる職員をしっかり育ててほしいなというふうに思います。相互につながるやっぱり町民なり郡民がいるわけですから、そのサービス低下につながってはいけないというふうに思いますので、広域的な観点の何ていうか、職員の育成というか、そういったあと時代に対応した市職員の対応に関しても、研修等々の考えがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいというのが１点。

それから、福利厚生関係ですけれども、皆さん、これ、言わなくてもわかるように個人の能力には個人差がありますから当然ですけれども、10人いれば10人の個人差があるわけで、適応能力もまた違うわけで、町としての１つの物差しを持って判断するんでしょうけれども、１

つの事業というか、仕事に対して３日かかる人もいれば、１日で済ましてしまうという差があるわけで、全体としてあると思います。その中で町の物差しでもって検証させたり、配置転換をしたりという形は当然のことなんですけれども、やはり育てるという概念をしっかり持って、そういった職員に対する判断をしていただきたいなというふうに思いますけれども、この点に関しても質問したいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

　基本的に議員と同じ立場を貫きたいというふうに考えております。当然、これまで国が示した制度、あるいは仕組み、こういったものにのっとって、着実に執行していれば、事が済むという、こういう業務もあります。

　しかし、自分のところでみずから発案をして、企画をして、成果をつくり出すというこういう仕事も現実ふえてきています。ここのところの違いがありますので、いわゆるこれまでのような公務員像、これは通らない、これだけでは済まないということは、今、南会津町の職員の人たちは限りなく認識しているというふうに思います。

　しかし、認識していた者が、そういう例えば実践に移れるかというと、なかなかそうでない、私は先ほども申し上げましたが、復命書を全部目を通します、復命書の中に抽象的な表現が入っていたものについては、具体的に、あなたならどうしますという設問をつけても、もう一度返します。そうすることによって、より自分の今現在している仕事だけじゃなくて、過去にやった仕事のことも引き出しながら、ここのところを改善したい、あるいはここのところをこういうふうにすることによって南会津らしさが出ますというふうになっていきますので、実は、私は人材育成の中には、そういうふだんの業務の中に丁寧に向き合う、一つ一つの違いを見つけながら、お互いに確認をとっていくということも大変大事だと思うんですね。広げて、いわゆる押しなべて、人材育成ということをすることも必要ですが、そういう方法もあるだろうと、こう思っております。

　それから、もう１つ育てるという、これは非常に大事なキーワードであります。したがいまして、たまたま本当に皆さんにご迷惑をかけますが、不祥事を起こした、そういう職員に対しても、しっかりと反省をしてもらう、いわゆる処罰をして終わりではなくて、反省をしていただく中で、何が足りなかったのか、どこのところがその原因につながったのかということをみんなで、みんなでというのは、いわゆる責めるという意味ではなくて、当事者だけじゃなくて、いつ自分がそういうふうな状況に陥るかわからないという意味で、確認し合っていこう、です

から、私は福利厚生の面でも研修の面でも、ここのところは押しなべてではない、つまり一個一個違うという視点から大事にその人格と向き合って、その中で気づいて、気づいたときに、また認めてあげると、この繰り返しの中で育てるという業務を遂行したいと、こう思っております。

○渡部康吉議長　５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　私は２点質問します。

　６番議員と同じく12の職員研修、ただいま大まかな方向性の話を伺いましたので、非常に説明というか、興味を持った１点、よくこの研修に行っていただいた、よく出したと思われる自治大学校、55日間の研修の内容についてと、参考までに自治大学というのはどこにあるのか、そして、研修された方は、今はどの課に所属されているのか、非常によかったなと思うものですから、この点についてお尋ねをしたいと思います。

　２点目ですけれども、これは、地域協議会についてでございます。これは、26ページとか、各総合支所関係で載っておりますが、非常に出席人数が少ないように私は思うわけです。田島地域ですと50％、55％というのもありましたけれども、舘岩地区だと60から80％、伊南地区は60％、南郷地区だと50から多いときには70、条例的には半数で出席というふうになっておりますけれども、地域協議会の地方自治法で言っている区域内に住所を有する者の多様な意見、適切に反映されるとなるように配慮しなければならないという観点からすると、精査されて選ばれた人数で５人で本当に、５人という語弊がありますけれども、半分で反映されてくるのかなという非常に私は疑問を持ったわけです。それで、これは平成20年度の事業の成果でございますので、21年度につきましては、例えば半数よりちょっと多い人数参加の地域協議会のあり方ですね、どういうふうに反映をされて進めていかれるのか、これについてをお伺いをしたいと思います。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

　自治大学校の研修の関係でございますが、これにつきましては、昨年度農林課の職員に行っていただいております。研究のテーマにつきましては、地域づくり、地域の活性化事業を全国の市町村のほうから派遣された多くの仲間とともに、合宿を積みながら研修を積んでいただきました。

　自治大学校の場所でございますが、これは東京都の八王子市ということでございます。

○渡部康吉議長　総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長　私のほうからは、地域協議会に関するおただしについてお答えをいたします。

平成20年度の地域協議会の開催状況につきましては、議員おただしのとおり、各地域の協議会におきまして、出席委員が約半分であったと、半分から６割、７割程度であったということのとおりでございます。この原因につきましては、各地域協議会の会長並びに副会長で構成します連絡会議等でも種々話されまして、これまでの一番大きな問題点、課題であったということで反省がされております。そういったことを踏まえまして、21年度、まだ地域協議会立ち上がってはおりませんが、その辺の問題も含めまして、今後の定数上の課題、条例上の定数の課題等々を検討しながら、実りのある会議に持っていこうということで、話し合いを持ったところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　職員研修につきましては、いろいろ定数も厳しくなっている中で、今後ともそういう研修に出られる職員が行っていただいて、執行者のほうではぜひ出していただきたいと、これからもそういう機会をどんどんつくっていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、地域協議会についてはこれからだということでございますので、大事な各地域間の問題等をさまざまな意見を吸い上げるということがありますので、ぜひ、今、課長が話をされたような形でしっかりとできるだけ多く都合をつけていただける日を選んで開催をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　私からは２点ほど聞きたいと思います。

決算概要、ページのほうはよろしいです。農林課のほうの林内作業道の整備とそれに関することでお伺いいたします。

ページのほうは45のあたりから50ページの企画観光とかに関して、まとめて聞きたいと思っています。

林内作業道、町内４カ所に整備をするということで予算がついています。金額的なことの質問ではなくて、これから大人の学校で林業の仕事の方を今養成していますけれども、その人たちが育っていつか林業につく段階で、林内作業道というのが多分いろいろな整備の意味で、今回は搬出のための作業道かもしれませんけれども、かなり重要になると思います。その時点で、

育った段階で、それをやっておれば多分遅いと思うので、この林内作業道、字のごとくの言葉なんですが、林道とは違って、奥まで行くような林内すべて含めて言っていると思うんです。その分では、今から、今回４カ所と言っていますけれども、この後の50ページの企画の森と泉のとかありますね、あと48ページの今言った、50ページ、つまり農林課のほうでは、里山再生というような形で、やはり森林資源を生かしたということでやっています。

その後の分は、企画観光のほうで今度森林セラピー、森林浴とかいう形で上がっていますけれども、ぜひ森林、林内道路、それを各課を超えて、今、言った森の中に行かなければならないのには、多分普通の道を行かなければならんと思いますけれども、その各課を超えた政策を、各課を超えてやっているか、相談をして、要するにここは森林浴にいいから林内道路をつくるのにこういうコース取りじゃなくて、こっちのほうがむしろいいんではないかという、そういうことまで含めて、設計というか、あと優先順位ですか、そういう意味でぜひ各課を超えてしているか、その辺をひとつ聞きたいと思います。

もう１点は、40ページの直轄政策室の健康太極拳の件なんですが、これは、報告も受けていますけれども、内容はもちろん聞いているのでわかりますが、５年間を何か、報告だと、ぶっきらぼうに５年待って５年後に皆さんに教えますから、それまでお待ちくださいみたいな感覚で、ちょっと私たちには聞こえます。ぜひ５年後を待たずしても、発表の場なり、町民に対して、少し中間発表みたいな、あるいはもっと５年後に突然皆さんが先生としてデビューするのももちろんですけれども、今から少しずつ広めるというか、なじみの深いものにぜひしたいなと、してほしいなというのが、１点、質問としてあります。ぜひ、その辺の予定というか、５年を待って突然じゃなくて、ぜひその辺をどういう計画であるのか、その２点を聞きたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

私のほうからは林内作業道に関する件を答えさせていただきます。

議員おただしのように主要な目的は、それぞれ事業には存在するわけでありますが、主要な目的がその目的だけで終了するというのは大変もったいない話ですので、いかに関連づけをしていくかということが、ある意味では効率的な事業執行あるいは効果を上げることになるわけですね。

したがいまして、各課を超えているかというおただしがあれば、各課を超えています。もし、各課を超えていないものが、私の手元に上がってきたものは一切決裁しません。つまり、いろ

んな企画内容が上がってきたときに、おおよそ各課を超えて検討してきたものについては、広がりがありますから当然わかります。そこで一たんただします。だれと協議をしましたか、どういう経緯でどのくらいの期間検討しましたか、それがほとんど検討しないものについては、すべて戻して、各課にそれぞれ関連づけるようにという指導をしておりますので、結論から申し上げますと、各課を超えていると。

それで、いわゆる林内作業道の場合は、当然林産物をいかに私たちの暮らしの中に役立てていくかということですね。しかし、それを出した後、その目的が達成した後、いわゆる森林セラピーとか、あるいは冬のスノーモービルのコースでとうがを、あるいはアニマルトラッキング、そういったものにつなげていくという形で、おのおの選定をしているというふうにご理解をいただければありがたいと思います。

関連して、１つだけお話ししますが、これから11月に南会津版の林業祭を実行いたします。これは、やまなみ博覧会の１つでありますが、このことについても、林業祭というと、木材関係関連産業のいわゆる事業、あるいは森林組合等だけで協議をして事業を運営したんですが、そうではない、つまり子供たちを自然に暮らさせる必要があるし、あるいはお年寄りたちのこれまでの自然界での生きてきた知恵をおかりしなければならないということで、実行委員には限りなくそういう方々も含めて、この林業祭をつくり上げようということでやっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〇渡部康吉議長　健康福祉課長。

〇渡部　仁健康福祉課長　お答えいたします。

健康太極拳の関係でございますけれども、この報告の中では直轄政策室が報告となっていますけれども、３月以降、健康福祉課のほうで事務引き継ぎを受けまして、現在、健康福祉課のほうが担当しておりますので、私のほうから報告をさせていただきます。

ここの40ページにも、目的内容等は記載されておりますので、それ以外のことについて、お答えをさせていただきます。

現在、５年間を目途に103名の応募があった方から指導者として、自分が学びたいというような方、35名の方を現在指導者としての研修を毎月１回開催をいたしております。当座、これに漏れまた約60数名の方を対象に月１回程度の健康を目的とした太極拳も開催する予定でございましたけれども、先生のほうから、これについては、現在育成をしている方の中で２年目以降になれば、ある程度この健康目的とする教室の中で、指導者的になれるというようなこともございまして、35名の方々の中で、例えば２年目に、その中でも特に優秀な方が、例えば５人

とか６人とか一緒になって健康のほうの教室にも対応するというようなことで、次年度からは指導者を対象とした教室を月１回、それからそのほかに希望する健康増進を目的とした教室を月１回というようなことで、月２回の教室を開催をし、その中で現在指導者として育成されている方に対しても協力を得ながら、なお一層その参加者のために教室を開催していくというようなことで、現在、計画をしているところでございます。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　今、町長のほうから各課を超えていますということで、答弁ありました。本当に今、２つのことを質問しましたけれども、両方その人が育って、そのときが来る、林業も今、大人の学校で勉強している方が職人ですから、すごく育つまでに時間がかかるんだと、全国的にもそういう話題になっていますよね。これから、森の時代、森林の時代、自然の時代なんだと、人を育てるには５年以上かかるから、すぐにはそういうふうに以降できない、シフトしないということをよく言われますので、今からその林内道路を整備すること、セラピーとかも今、セラピーするガイドとか、そういう養成も同時にやっていますので、すごい人が、新しい職が誕生するはず、今、周りが動いているわけだから、その林内整備をぜひ今みたいな感じで、５年後に整備したでは遅いので、ぜひ今からここもやって、あそこもいい滝があり、川があるから林内道路の整備はこちらよりあっちにすれば、その後何千人も来ればもっといいだろうというふうないろんな各課を超えてやっていますので、ぜひそういう意味では、そういう計画、総合的な各課を超えたプランをぜひ立てながら進めて、今から進めて大人の学校で育った人たちが、そこでいきなりいって整備したり、そういうことができるような条件づくりをぜひしてほしいと思います。

健康太極拳に関しては、聞いた限り幾つか上げましたけれども、すごく消極的に感じました。本当ならば教育委員会もいらっしゃいますけれども、子供たちにだって、太極拳というのは、多分、僕はよく見ていませんけれども、小さいうちからやって身につくものもある、前もそんな話をちょっと議会でしたことがあるんですが、ぜひ漏れた方で、30人の方の講習会を今していると言っていましたけれども、それも本当何か２年ほどすればちょっと待ってくれよみたいな感じの答弁がありましたけれども、ぜひもうちょっと積極的に、別にいきなりじゃなくてもいいし、先生じゃなくても、何かすごく消極的に感じたので、学校のところにちょっと月一遍、あるいは夏にでも、年に１回でも、２回でも、どこかで発表してほしいというのが、ぜひあるので、何かすごく消極的に感じましたけれども、まず１つ目の件に関して町長と、あと２つ目に関してはもうちょっと積極的に計画を立ててほしいんですが、２点です。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

私から２つともお答えさせていただきますが、まず、林内作業については、６番議員から一般質問であったいわゆる森林整備の加速化事業の関係で、予算の削減等々のお話がありましたが、これ、私が頑として認めがたいというお話をさせていただいて、その後、県のほうで持ち帰って検討して、きのう実は議会終了後に農林水産部長が訪ねてこられまして、ここまで南会津町が森林、林業に重点を置いて、また雇用対策につなげようとしているということをよく理解できたということで、ただ、相手がありますから、どういう予算の内容になるかは、この後、25日に本庁の次長が来て対応することになっています。そのくらい、この林内作業路というものが、今後の森林整備や林産事業に大きないわゆる影響力を持っているかということがございますので、これについては、もし補助金の内容が削減、一部削減されるようなことがあれば、ぜひこの後検討しますが、一般財源の持ち出しも含めて、皆さんのご協力を得ながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、太極拳は先ほど課長が答弁したようにいわゆる講師となっている佐藤如風という先生なんですが、先生がやはり基本形というのをとても大事にしたい、その基本形というのは、いわゆる形ではなくて呼吸の仕方なですね。この呼吸の仕方が健康に大いに役立つということですので、やはりきちっとその基本を覚えて、基本を間違わないように町民の方々に普及を図ってほしいというねらいがありますので、ここは、消極的というよりはむしろ堅実にやっていきたい、しかし、覚えた人たちが、今習っている人たちが、それぞれ自分の友達とかそういうものを通じて、こういうふうに呼吸するんですよ、あるいはこういうしぐさはこのためにあるんですよ、これは相手から攻撃されたときの受け手ですとよか、そういうことを話ししているようです。したがいまして、その時期が、先生が考えているよりは早く到来する可能性もありますので、その辺は今後講師の先生と十分協議しながら普及に努めていきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長　１番、湯田哲君。

○１番　湯田　哲議員　ぜひ、そうあってほしいと思います。

終わります。

○渡部康吉議長　17番、芳賀沼順一君。

○１７番　芳賀沼順一議員　やらないと思ったんですが、私の質問ちょっと出ないので、答えはやれるとか、できるとか、できないで結構ですので、１点は事務報告の75ページの（７）高

齢者生活支援状況の緊急通報体制等整備事業ということで、これ、人数で割ると4,410円ぐらいなるんですが、これは、警備会社の手間かなと思うんですけれども、どこを見ても、今年度にこの緊急通報システムを取りつけた台数というのが、金額がわからないので、もしどこかに出ているのであれば教えていただきたい、もし出てないのであれば、毎年、ことしは何台つけたというのがわかるようにしていただければ、ひとり暮らし、そういうものの状況もわかると、私は思うんです。

それから、次の76ページ、（８）の老人日常生活用具の状況ですが、27所帯、火災警報器設備、これは世帯で２台ですが、これは、平均27所帯を２で割りますと１台約１万3,800円ぐらいになるんですね、もちろん家庭で、今、売っているちょっとつける5,000円とか7,000円のよりは、すばらしいものでしょうが、手間ももちろんかかるんでしょうけれども、１台１万3,800円はちょっと高いんじゃないのかなと思うので、もしこの辺をもう少し予算の面からすれば業者と交渉はできないか。

それから、159ページの（３）ごみ排出抑制対策事業フリーマーケットということで、2008年南会津町産業フリーマーケット、10月５日に商工業祭と併設してやったということになっていますが、これは、私も前に質問して、粗大ごみとかごみをなすく一つとしてという話をしたんですが、紅葉祭がなくなったために2009年度はやらないようなんですが、何か町のイベントとか、そういうものにあわせて交流館なら交流館でもやっぱり毎年１回はやっていただけないかと。非常にこれがなくなったことで、ああ、今度どうしようかなという声も聞いたので、その辺、考えがあるかどうか、その３点をお願いします。

先ほど、私もこの監査報告の一番最後の、これ一言だけあるんですが、私も商売をやっている関係上、証拠書類の記載、訂正があり添付と、これはもうここだけじゃなくて、前年にも、これあるんですね、非常に、私、これ、やっぱり激怒してたんですよ。ですから、同じ過ちを同じに注意されるということは、コマーシャルにも、猿でも反省するというコマーシャルもありますが、来年度のこの監査報告におけるこの点は、先ほど町長からありましたので楽しみにしています。

以上です。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　私からはいわゆる緊急通報体制のあり方、考え方についてひとつお答えをさせていただきます。それから、監査委員についての改めて私の気持ちを述べさせていただきますが、台数等についてのおただしについては、担当課長のほうから申し述べさせます。

まず、監査委員のいわゆる審査意見書の中の事項でありますが、全くそのとおりでご指摘のとおりであります。先ほど申し上げましたように、私、これ、決裁規定というのがありまして、決裁規定の中で、私のところに上がってこない書類がかなりあるんですね。それを町長が仮に見ていたとすれば、膨大な書類になってしまうということなんでしょうが、そこから抜粋をしながら、私にも見せていただきたい、多分抜粋をすると私のところにはきれいになって上がってくるんだろうとは思いますけれども、しかし稟議制という、いわゆるそれぞれが判こをついて、チェックをしていくと稟議制の基本原則がちょっとマンネリ化しているといいますか、緩慢になっていると、ここのあり方をしっかりと精査していくということ。

それから、もう１つは、やはりファイルがどうしてもたくさんのファイルになっているんで、共通ファイルにして、だれもがいつでも見れるようなファイルの整理の仕方にしていくことによって、そういう緊張感というか、指摘が絶えずされるように、そういう仕組みをこれから考えていって、指摘のないようにしていきたいと思いますが、なにせ300人近い職員がおりますので、ここのところはそういう気持ちをどういう仕組み、どういう体制の中で実行したらいいかということを今少し検討中でありますので、ぜひ、またご指導いただけるところがございましたら、お願いをしたいというふうに思います。

それから、緊急通報体制でありますが、これはいわゆるアイネットといわれるものですね。1,300万、ご存じのようにいわゆる財政出動しています。たまたまこの前聞きましたら、町内である方が亡くなっていた、それがわからなかった、ではアイネットはなかったんでしょうかとこういう話を聞いて、その住人だったので、それ何ですかというふうな話、ひとり暮らしだったんですが、話があったので、このアイネットというのは、いわゆる当初この制度を取り入れるときには、かなり関心があってきたんですが、今、本当にアイネットというのは置かれているだけで、その機能を果たしているのかということで、健康福祉課のほうに実態を調査をしながら、見直しについて協議を進めなさいということで、実は指示をしました。

そうしましたら、アイネットの会社のほうが勢い飛んできまして、来年からなくされたんでは困るというようなことで来ましたが、このお金は全部若松にいってしまう、１人雇用しているというふうに言っていますが、ほとんど地元に落ちない金です。それよりは、もう少し対面をするそういう感じで雇用対策等含めて、見直しをする必要がないかということで、実は検討協議中です。これについて、今後いわゆるアイネット、ないよりはあったほうがいい、こういう意見もたくさんありますので、一遍になくして移行することがいいのかどうかも含めまして、今後検討していきたいというふうに思っております。台数については、また後で課長のほうか

ら答弁します。

○渡部康吉議長　健康福祉課長。

○渡部　仁健康福祉課長　お答えいたします。

最初に、緊急警報装置の台数の件でございますけれども、３月31日の時点で258台でございます。市になってから、おおむね１月に１件程度の申請があろうかと思いますけれども、詳細な件数はつかんでおりませんので、もし必要であれば、また議員のほうに後でお伝えをしたいと思います。

それから、２番目の老人日常生活用具給付費の中で火災警報装置というようなことでございましたけれども、これにつきましても、業者がアイネットが緊急警報装置をやっている関係から、その関連性もあるということでアイネットのほうの業者を選定しているというようなことで、確かに価格の面からいきますと非常に大きな金額になりますし、この１世帯２台をつけているわけなんですけれども、これについて、今後業者の見直しとか、競争原理に基づいた見積り合わせ等をするようにしてきたいと思います。

○渡部康吉議長　環境水道課長。

○杉原一成環境水道課長　私からはフリーマーケットの実施についてお答えいたします。

議員ご質問の内容が今年の実施についてどうかということのようだと思いますが、１つは昨年まで実施しておりました紅葉祭につきましては、今年は今のところ実施するという計画にはなってないということでございます。それで、それに合わせまして実施していましたフリーマーケットでございますが、本年はやまなみ泊覧会でいろいろなイベント等がこれから秋にかけて実施される計画になっておるかと思いますが、そういった中で、フリーマーケットという形のものを実施できるかどうか、これにつきましては、フリーマーケットを主催する側の人たちと検討を重ねながら、模索していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○渡部康吉議長　17番、芳賀沼順一君。

○１７番　芳賀沼順一議員　では、やまなみ泊覧会と合わせてなるべく寒くならないうちに実施できるように希望いたします。

あと、この高齢者緊急対策整備事業の台数なんですが、私はそういう質問じゃなくて、課長に、月１件程度に、個々に台数、今年度は何台つけたよという台数の表示もできませんかということを入れていただきたいということを言ったわけです。全体の台数はこれでわかりました。今はいいです、この次から。

○渡部康吉議長　健康福祉課長。

○渡部　仁健康福祉課長　今ほど町長からも緊急警報装置の見直しというようなこともございましたけれども、次年度ももしこのような評判の場合には、そのようなことで対応させていただきたいと思います。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

３番、高野精一君。

○３番　高野精一議員　２点ほどお伺いしたいなと思います。事務報告のほうで５ページが１点と決算概要のほうで47ページのほう、農業関係のほうで１点お伺いしたいと思いますが、５ページの情報公開、個人情報の関係ですね。これは、役場の関係で大分個人情報という法の規定が私はどこまでが個人情報という法でこうなっているんだかわからないんですが、この文書等の配布がかなり雑務の中にいっぱいあるような感じがすんですね。封筒さにこう入れて発送するというものが、例えばこれは公開してもいいという範囲であるならばできるだけこの地区における衛生協力員とか、民生委員とか、駐在員とかに一括してこの文章を出してやるとかしてやればいいと思うんですが、健康状態についてもどうのこうのというものであれば、それは個人的な情報になるのかなと、こう思います。

そのことにつきまして、あと１つは福祉協議会の関係なんかでいくと、あの請求書は必ず名前を印刷して来ちゃってるんですよね、そうすると、そういうものが個人保護条例でかからないのか、かかるのかなんか、そこら辺がちょっとわからないと。今、この雑務というのは、その経費の見直しということがされているんならば、もしそういう面で封書関係で何でかんで送らなくても済むものであれば、そういうシステムを出してどんと情報を出してやって、その集落でやってもらうことによっては、その集落等の面でこう顔合わせもできるということもあるものですから、その点１点、町長としての考えをというか、トップのある程度の判断になるのかなと思いますので、ひとつお伺いしたいなと思います。

それと、決算概要の47ページの大変これ町長も我が町の産物ですよということで、あらゆるところで食べてください、飲んでくださいという形でこのアスパラとね、そういうものをいろんなところでＰＲしていると思うんですが、これ、補助金だけで雇用対策等、その植えるだけの補助金だけでこう出ているようですけれども、一般質問でやれと言われればそうなのかと思うんですが、東京のほうの人の話を聞くと、田島のブランドが欲しいんだと、アスパラは、田島という銘柄の入ったアスパラがほしいということがあるものですから、これ、農業関係、農協関係との兼ね合いになると思うんですが、ひとつ何とかこれ、南郷ではトマト、南郷という

ブランドを残して、南郷トマトというブランドを残しているわけですから、この田島のアスパラというのは、ひとつそういう名前で残していただきたいというのが１つと、私、大田原の市場をちょっと調べてきましたら、大変このアスパラは大田原はＬから２Ｌで１キロ3,300円で売っております。これ、南会津、この田島のアスパラは1,000円です。収益が上がってないんです、補助金くれても、やっぱり値段をなかなかつけられないんじゃなくて、田島のブランドという形で値段をつける安定した作物にするまでの指導をひとつしていただきたいなと思うし、その市場の確保をしていただきたいと思いますが、その２点だけお伺いします。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えいたします。

　まず、情報公開については、ひとつの細かいある意味では何ていうんでしょうか、内容が伴いますので、担当課長のほうからお答えをさせていただきますが、アスパラ等の産物のブランド化については、議員おただしのとおりだと思います。私もこれまで二回ほど農協の幹部あるいは農協の役員等と話をしましたが、なかなかいわゆる農協の活動の中でブランド化をするという、あるいはまたブランドの名称をつけていくということになると経費が非常に高くつくという話もありました。

　しかし、市場に行って聞きますと、やはり全国で産地間の競争が始まっている中で、どこかでやっぱり差をつけていかないといけない、こういうようなご意見もありました。そんな中で生産者と会ってみると、ブランド化して価格が上がることは望ましいですが、量が多くなるとかえって困るんだと、これはある種の生産が間に合わない、こういうところも実はこの前表彰された方々が来て言っておられました。

　いずれにいたしましても、私のほうとしては、ただいま承った意見については、それぞれの関係者に伝えます。伝えた上でやはりこの問題は、集荷販売をしている農協が中心になって取り組むべきではないかとこう思いますので、ぜひそちらのほうに喚起を促していきたいと、こう思っております。

○渡部康吉議長　総務課長。

○室井　裕総務課長　お答えいたします。

　個人情報の保護の関係のおただしがありましたが、質問の趣旨がちょっと私つかみ切れない部分がありましたけれども、こういうことだろうというような想定の中でちょっとお話させていただきますが、個人情報の保護につきましては、それぞれ個人情報に対する考え方、それぞれいろんな方がいらっしゃると思います。その中で、一般的に個人情報として悪用されたり、

それからそれを明かされることによって、不快に思ったり、または個人の秘密に係るものを第三者に知り得たりすることが、それを守るのがやはり一番の個人情報の保護だというふうに考えておりまして、それらの基準に基づきながら、適時適切に判断をさせていただいて、文書の発送等にも当たっていきたいと。

なお、町には個人情報の保護制度が当然ございますので、その保護制度の中の基準に基づきながら、粛々と事務を執行していきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　21番、五十嵐司君。

○２１番　五十嵐　司議員　１点だけ、決算概要45ページ、48番の木材流通システム構築事業ということで、これ、今年度から新しく事業として取り入れたわけでありますけれども、ストックヤード町内３カ所ということで、各地区に出てまいりました木材の数量、わかりましたらばお知らせいただきたいと思います。

それから、この事業が去年ですと、たしか９月か10月ごろ東地域のストックヤードには出ておりました。そうしますと、事業の期間がすごく短くて、当初の計画よりできないんじゃないかなと、こう感ずるわけでありますけれども、ことしも大体昨年度と同じぐらいの事業の出材予定でおられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長　農林課長。

○角田　厚農林課長　お答えいたします。

１点目のストックヤードの搬出状況ということでございますが、田島のストックヤードにつきましては、30立米搬出しております。杉材でございます。舘岩につきましては、広葉樹と杉合わせまして43.4立米になります。そして、南郷につきましては、伊南地域からの雑木と杉、さらに南郷地域の杉、合わせまして108.9立米を出しております。合計で今182立米ほど搬出をしております。そのほかの財産区有林からも杉50立米を出しておりまして、これにつきましては、荒海財産区のほうに搬出をしております。

次に、ことしの状況でございますが、今年度、現在事業を進めております道路沿線型の森林整備、さらには農地沿線型の森林整備を合わせまして、現在各集落の中で調査説明会を実施しつつ、間もなく現場に入るというような状況になっております。それが今年度新たな取り組みも含めまして、今後、ストックヤードへの搬出を進める計画でおります。

以上です。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　ただいまお答えをしていきますが、農林課長が話したようにいわゆる木材のボリューム、ボリュームだけではなくて、実はブナの倒木をこのストックヤードに持っていきましたら、直ちに販売できないかという買い手がついたりしておりますので、私どもは一応の目標とか、計画とかの数量はありますが、限りなく私たちがよかれと思ったものだけではなくて、いろんな部材、いろんな形状の森林資源をストックヤードに出して、さまざまな方に見ていただいて、そして、その活用を図っていただくような、そんな役割もこのストックヤードで担わせていただきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

18番、菅家幸弘君。

○１８番　菅家幸弘議員　私から１点だけ町長さんにちょっとお聞きをしたいと思います。

ただいま監査委員のほうからも、大変滞納のことの整理に対して非常に意見が厳しく出されておるわけでございますが、私は４地域がそれぞれ今までの合併前からの状況を見ますと、それぞれの地域での収納率の向上に対しては、バブル時代もございましたが、やはり私が舘岩地域を考えますと、やはりいわゆる組合制度といいますか、そういう地域間の中で話し合いをしながら、税金の収納というものを今後南会津町の独自とした形で求めていくことができればいいかなと、私は思って常々考えておるものですから、その収納率の向上に対しては、なかなかいろんな意見が出て難しい状況にございます。確かに、公平公正を期すためにも、やはり何としても税金の滞納というのは重大でございますから、私も各地域の集落間の今後の意見とか、やはり皆さんの日常の会話の中で、やはり気軽に税金に対する対応というものに対して、組合制度を実施してはいかがかどうか、私、お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

これまで議員ただいまおただしのように４地域が合併するその方向づけの中で、納税組合による納付の方法、あるいはまた一括全納という納税の仕方に対する恩恵と、さまざまなことがあって現在を迎えているわけでありますが、私も必ずしも納税の方法を一律にする必要はないんではないかなというふうな気持ちを持っています。というのは、ある地域では納税組合は個人情報を暴露するので、これはとても危険だと、私たちもある意味では納税をしたくないわけではないと、やむを得ず今はできない状況にある、しかし、それが納税組合の中で口コミで伝わっていくというのは非常に名誉が傷つけられると、こういう意見もあるんですね。

しからば、じゃ納税組合をやめたほうがいいのかというと、そうではなくてやはり地域のそ

の集結力といいますか、助け合い力といいますか、そういうものもあるわけですから、今後はそういう地域性に応じた納税のスタイルも、今後、真剣に考えていって、より納税がしやすい、あるいは納税をできない場合でも秘密が保持される、こういう環境をこれから積極的に検討を加えていきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第８４号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第６、議案第84号　平成20年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

　これより採決いたします。

　本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◎議案第８５号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第７、議案第85号　平成20年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

　直ちに質疑に入ります。

　質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

　これより討論に入ります。

　討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

　これより採決いたします。

　本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◎議案第８６号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第８、議案第86号　平成20年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第８７号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第９、議案第87号　平成20年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

８番、楠正次君。

○８番　楠　正次議員　決算概要の22ページの第17表に保険料収納状況、これが新しく後期高齢者の記載がございますが、１年、約200万、197万2,400円の収入未済が出ておりますが、これは振替納付書、普通徴収の部分ですから、その中だと思いますけれども、この差額といいますか、この内訳、この辺をつかんでおられるかどうか。

それと、医療分、介護分、あと１人後期高齢者世帯、２人後期高齢者世帯等セットでいろいろあると思うんですけれども、その中で収納状況に大きな違いが見えた部分があったかどうか、以上、理由をお聞きします。

○渡部康吉議長　住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長　お答えいたします。

　収入未済額ということで、まず197万2,400円が出ております。これは、いわゆる普通徴収にかかわる分でございます。この大きな原因としましては、いわゆる年金から徴収をしていた方が年度途中で、いわゆる特別軽減対策が行われまして、この方につきましては、年金から今度普通徴収に切りかわりました。その際に納付書を送らせていただきましたが、それでも年金から引き続き差し引かれるということで、決して納付を忘れたということではなかったようでございます。年度末に督促状を送付させていただきましたので、その後、いわゆる徴収がかなりなされまして、現在、８月31日現在ですと、これの80％、大体156万ぐらいは既に納入になっておりますので、未納という形では今のところ40万5,600円ぐらいということでございます。

　それから、医療費の関係でございますが、現在、まだ確定しておりませんので、後期高齢につきましては、まだ詳しく、いわゆる１人世帯、２人世帯については、厳密なものが出ておりません。したがいまして、収入未済額が１人世帯、２人世帯ということにつきましては、まだはっきり判定できない部分がありますので、ご了承をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　私も同じような質問なんですが、今の質問の中で、普通徴収において、純粋に払えない人については、40万くらいというふうな話がありましたが、その件数は何件くらいでしょうか。

○渡部康吉議長　住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長　お答えいたします。

　先ほど申し上げました197万2,400円のうち、件数、いわゆる納付書分１件という計算でまいりますと37件でございます。

　人数ではなくて、件数で納付書の件数で未納額という処理をしておりますので、その未納の件数40万5,600円につきましては37件でございます。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　件数でなくて、本当は人数で、もしわかっていれば伺います。

○渡部康吉議長　住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長　それぞれございますので、人数ではなくて、件数ということでご了承をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○１９番　大竹幸一議員　この後期高齢医療についてと、それからその前の決算認定終わったんですが、介護保険についても、いずれも普通徴収の年金から引けない部分について払えない人が、この後期高齢者の場合には40万だということがわかったんですが、これは恐らくこの制度、今後廃止するという方向に今、新しい政権で出ていますので、今後は余り問題にならなくなると思うんですが、年金から引けない人については、この40万円なら40万円、今後ずっとほぼ毎年、滞納になるだろうという心配をしていたんですが、比較的少なくて安心しておりますけれども、ただ、問題はこの介護保険ですね、こちらのほうはずっと今後とも残っていくので、今後軽減制度を考えてほしいということを要望して終わります。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎議案第８８号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第10、議案第88号　平成20年度南会津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

　これより討論に入ります。

　討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

　これより採決いたします。

　本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◎議案第８９号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第11、議案第89号　平成20年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

　直ちに質疑に入ります。

　質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

　これより討論に入ります。

　討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

　これより採決いたします。

　本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◎議案第９０号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第12、議案第90号　平成20年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎議案第９１号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第13、議案第91号　平成20年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

―――――――――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――――――

◎議案第９２号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第14、議案第92号　平成20年度南会津町水道事業会計欠損金処理についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――――――

◎議案第９３号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第15、議案第93号　平成21年度南会津町一般会計補正予算（第

４号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第９４号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第16、議案第94号　平成21年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第９５号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第17、議案第95号　平成21年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議案第９６号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第18、議案第96号　平成21年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第９７号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第19、議案第97号　平成21年度南会津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎議案第９８号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第20、議案第98号　平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎平成２１年請願第４号の取り下げについて

○渡部康吉議長　次に、日程第21、平成21年請願第４号　子どもの医療費無料化年齢の引上げを求める請願書の取下げについてを議題とします。

紹介議員の７番、星光久君から取り下げの理由について説明を求めます。

７番、星光久君。

○７番　星　光久議員　ただいま議長より請願の取り下げについて説明します。せっかく９月２日付で議長あてに請願者と紹介議員になって、９月２日に提出したわけなんですが、本会議

にも諮っていただきまして、そして、その後、文教の委員会の中でさまざまな討論をいただきながら、確認したわけなんですが、これに当たっては現状の変化にかんがみ政治的にも、今の現状ではそういうことで、再度検討する、再度中身についても、精査するということで、取り下げいたしましたので、ご迷惑をかけましたが、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長　お諮りいたします。

ただいま議題となります請願第４号の取り下げの件については、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

◇

◎平成２１年請願第２号及び平成２１年請願第５号の委員会報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、委員会に付託してあります請願・陳情について、本定例会の会期中に結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

日程第22、平成21年請願第２号　政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願について、日程第23、平成21年請願第５号　「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願についてを一括して、議題といたします。

産業建設委員会に付託してありますので、産業建設副委員長の報告を求めます。

15番、阿久津梅夫君。

○１５番　阿久津梅夫議員　ただいま議題となりました請願につきまして、審査の結果と経過についてご報告いたします。

平成21年請願２号　政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願は、平成21年６月15日付で喜多方市字西四ツ谷24－１サニープラザ101号、会津農民運動連合会会長佐藤弘之氏により請願されたもので、平成21年第２回定例会において、本委員会に付託されたものであります。

請願の趣旨は、農林水産省は備蓄米の適正在庫100万トンとし、売れた量だけ買い入れるの

が備蓄ルールとしてきた。しかし、正規の備蓄米の買い入れは全く行っていないばかりか、備蓄超古米を安値で売却し米価暴落を誘導している、こうした米価をめぐる異常事態に際し、20万トン規模の備蓄米の買い上げを直ちに実施するよう政府及び関係機関に意見書の提出を求めるものであります。

本委員会では、付託を受け、６月22日、25日に慎重審議をいたしましたが、不明な点があったため結論が出ず継続審議といたしました。

９月16日、慎重に審議いたしました結果、請願の趣旨どおりであることを認め、全会一致で採択すべきものと決めました。

次に、平成21年請願５号　「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出については、平成21年９月２日付、会津若松市門田町徳久字竹之本1057、全建総連会津理事長星次男氏から請願されたもので、平成21年第３回定例会において本委員会に付託をされたものであります。

請願の趣旨は、建設業においては不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、建設労働者の生活は不安定なものになっていることから、適正な労働条件を確保するとともに公共工事における安全や品質を確保するよう、意見書の提出を求めるものであります。

本委員会では、付託を受け、９月16日、慎重に審議いたしました結果、請願の趣旨どおりであることを認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

よろしくご審議を賜りご決定くださるようお願いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長　これより副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより平成21年請願第２号に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

平成21年請願第２号に対する副委員長報告は採択であります。

副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、平成21年請願第２号は副委員長報告のとおり決しました。

次に、平成21年請願第５号に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

平成21年請願第５号に対する副委員長報告は採択であります。

副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、平成21年請願第５号は副委員長報告のとおり決しました。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎平成２１年請願第３号の委員会報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　次に、日程第24、平成21年請願第３号　2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める請願についてを議題といたします。

文教厚生委員会に付託してありますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　ただいま議題となりました請願１件につきまして、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

平成21年請願第３号　2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書を国に提出する請願書でありますが、平成21年８月31日、南会津町南下原14－４、福島県教職員組合南会津支部支部長、星新栄氏より提出されたものであり、紹介議員は渡部俊夫議員でございます。

なお、この請願は平成21年第３回定例会において、文教厚生委員会に付託されたものでございます。

この請願趣旨は、子供たちに安心・安全な学校生活を保障し、きめの細かい教育の実現のために教職員定数の改善及び学校施設整備費、図書費、教材費、就学援助、奨学金など教育予算の充実を図るために地方交付税を含む国の教育予算を拡充するよう政府機関に対して、意見書の提出をしてほしいというものでございます。

本委員会といたしましては、早速９月14日に紹介議員が提出した資料や先般私ども委員会で実施しました所管事務調査、学校訪問等の結果を踏まえ慎重に審査をいたしました。

審議の結果、請願の趣旨のとおり、特に今般の厳しい社会経済の中で、子供たちに豊かな教育を保障するためには、国の教育予算の充実、拡充が欠かせないとの観点から、全会一致で採択すべきものと決定いたしましたので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇渡部康吉議長　これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇渡部康吉議長　質疑を終わります。

これより平成21年請願第３号に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

平成21年請願第３号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

〇渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、平成21年請願第３号は委員長報告のとおり決しました。

◇

◎平成２１年請願第６号の委員会報告、質疑、討論、採決

〇渡部康吉議長　次に、日程第25、平成21年請願第６号　「所得税法第56条の廃止」を求め

る意見書提出についてを議題といたします。
　総務委員会に付託してありますので、総務委員長の報告を求めます。
　17番、芳賀沼順一君。
○１７番　芳賀沼順一議員　ただいま議題となりました請願１件につきまして、審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。
　平成21年請願第６号　「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出についてに関する請願書につきましては、会津若松市門田町の会津若松民主商工会会長、田勢元喜氏より請願されたものであります。
　請願の趣旨は、皆さんのお手元に配付してある請願書のとおりです。本委員会は付託を受けてから９月14日、９月16日の二回にわたり慎重に審査をいたしました。９月14日には当町税務課職員に参考意見を聞き、質疑、応答も行い、また、紹介議員の大竹幸一議員との質疑、応答も行いました。
　その中で家族従事者に給与を認めないのは、１人の労働者としての権利無視ではないかとの意見もありました。個人または個人企業であっても、多くの利益がある企業であれば、青色申告制度があり、56条にかかわる白色申告制度は面倒な記帳の義務づけもなく、高齢者になっても商売はやりやすいと、余り利益の出ない企業においては、配偶者は86万円、それ以外には１人につき50万円の専従者控除があり、節税分があるとの意見もあり、青色申告と白色申告のどちらの制度を選択するかは、企業の自由意思であることから、本委員会はこの請願第６号に対し、採択、不採択、継続審査の３つで採決いたしました。その結果、採択２名、不採択５名で、本委員会は請願第６号　「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出については、不採択と決しました。
　以上、本委員会が付託を受けた請願１件の審査経過と結果について、ご報告申し上げますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
○渡部康吉議長　これより委員長報告に対する質疑を行います。
　質疑ございませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
○渡部康吉議長　質疑を終わります。
　これより平成21年請願第６号に対する討論に入ります。
　討論ありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案についてお諮りいたします。

平成21年請願第６号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長　起立少数です。

よって、平成21年請願第６号は不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

○渡部俊夫議会事務局長　この後、追加議案の日程につきまして、議会運営委員会を開催させていただきたいと思いますので、関係者は議長室にお集まりいただきたいと思います。

なお、再開につきましては、放送をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

休憩　午後　２時５９分

〔議会運営委員会開催〕

再開　午後　３時２０分

○渡部康吉議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○渡部康吉議長　先ほど委員会提出議案３件、議員派遣の件、各常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申し出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。

◎委員会提出議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　追加日程第１、委員会提出議案第３号　政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、政府備蓄米買い入れを求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長　お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第３号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第３号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第３号　政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、政府備蓄米買い入れを求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎委員会提出議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　追加日程第２、委員会提出議案第４号　「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長　お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第４号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第４号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第４号　「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◇

◎委員会提出議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長　追加日程第３、委員会提出議案第５号　2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長　お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第５号は、今期定例会の本会議における請願の採

択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第５号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第５号　2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長　次に、追加日程第４、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。

―――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――

◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長　次に、追加日程第５、委員会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の

申し出があります。

　お諮りいたします。

　各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　異議なしと認めます。

　よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◇

◎閉会の宣告

○渡部康吉議長　これで本日の議事日程は終了いたしました。

　以上で、今期定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

　上着の着衣を願います。

　以上をもちまして、平成21年第３回南会津町議会定例会を閉会いたします。

　長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

散会　午後　３時３３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　　　長

署　名　議　員

署　名　議　員